

袖ヶ浦市高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画

（袖ヶ浦市成年後見制度利用促進基本計画）

令和3年度～令和5年度

令和3年3月

袖ヶ浦市

ごあいさつ

我が国は、かねてより人口減少と少子高齢化の進行という問題をかかえており、高齢者人口は団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年には、3,677万人に達し、令和24（2042）年には3,935万人でピークを迎えることが推計されております。本市においても例外ではなく、令和2年10月現在の高齢化率は26.7%ですが、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年（2040）年には30.2%に達することが見込まれております。



このことに伴い、介護を必要とする方、高齢者の単身世帯や認知症の方が年々増加することが見込まれます。また、新型コロナウイルスなどの感染症や台風などの災害への対応が求められております。

これらの課題解決のため高齢者の自立支援・重度化防止に向けた介護予防の取組・認知症施策を推進するほか、感染症や災害に対しての取組を進めていくとともに、「医療」「介護」「住まい」「生活支援」「介護予防」を柱として高齢者の生活を支援していく地域包括ケアシステムの深化・推進がますます重要になってまいります。

そのため、本市では「袖ケ浦市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定し、あわせて成年後見制度を必要とする人を適切な制度の利用につなげられるよう「袖ケ浦市成年後見制度利用促進基本計画」を策定いたしました。この計画では「袖ケ浦市総合計画」の将来都市像の実現のための基本的視点を踏まえ、これまで掲げてきた理念をさらに推進させ「ふれあいとささえあい ともに安心して暮らせる まちづくり」を基本理念といたしました。

本計画に掲げた基本理念に基づき、高齢者が住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らし続けられるまちを実現するためには、市民の皆様や関係機関、行政がそれぞれの役割を担い、連携して取り組んでいくことが大変重要であると考えておりますので、市民の皆様をはじめ、関係各位の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、袖ケ浦市介護保険運営協議会委員の皆様をはじめ関係各位の皆様、アンケート調査などで貴重なご意見・ご協力をいただいた多くの皆様に心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

袖ケ浦市長 粕谷 智浩

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画の期間	3
第4節	計画策定にあたっての基本的な視点	4
第2章	袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題	5
第1節	高齢者の現状	5
1	人口構成の推移	5
2	世帯構成の推移	10
3	高齢者の就労状況の推移	11
4	平均寿命と健康寿命の変化	12
第2節	介護保険給付等の状況	13
1	要支援・要介護認定者数と認定率の推移	13
2	介護保険給付等の推移	15
第3節	第7期計画期間における取組と今後の課題	18
基本目標1	健康でいきいきとした暮らしの実現	18
基本目標2	住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の整備	21
基本目標3	介護サービスの充実、福祉・介護人材の確保及び育成	23
基本目標4	地域で支え合う仕組みづくりの推進	33
第4節	アンケート調査からみた袖ヶ浦市の現状	34
1	調査の概要	34
2	調査結果の概要	37
第5節	第8期計画における重点課題	56
重点課題1	高齢者の健康づくりと介護予防の取組の充実	56
重点課題2	地域包括ケアシステムの深化・推進	56
重点課題3	認知症の人とその家族を支える地域づくり	57
重点課題4	高齢者の社会参加と地域の担い手としての活躍の場の提供	57
第3章	計画の基本理念と基本的方向	58
第1節	基本理念	58
第2節	基本目標	59
基本目標1	介護予防と健康づくりの推進	59
基本目標2	住み慣れた地域での生活支援	59
基本目標3	地域で支え合う仕組みづくり	60
基本目標4	生きがいつくりと社会参加の推進	60
第3節	施策体系	61
第4節	日常生活圏域の設定	62

第4章 施策の展開.....	64
基本目標1：介護予防と健康づくりの推進.....	64
1 介護予防・重度化防止の推進.....	64
2 健康づくりの推進.....	66
基本目標2：住み慣れた地域での生活支援.....	69
1 相談支援体制の充実.....	69
2 生活支援サービスの充実.....	72
3 介護保険サービスの充実.....	75
4 在宅医療・介護の連携.....	77
5 安心して暮らせるまちづくり.....	78
6 権利擁護施策の推進.....	81
7 介護人材の確保・定着支援.....	83
基本目標3：地域で支え合う仕組みづくり.....	85
1 支え合い活動の推進.....	85
2 認知症予防・共生に向けた取組.....	88
基本目標4：生きがいつくりと社会参加の推進.....	90
1 地域でのふれあいつくりの推進.....	90
2 社会貢献活動の推進.....	92
第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出.....	94
第1節 介護保険サービスの見込量算出にあたっての前提.....	94
1 被保険者数の推計.....	94
2 要支援・要介護認定者数の推計.....	95
第2節 介護保険サービス量の見込み.....	96
1 在宅介護（予防）サービス量の見込み.....	96
2 介護施設サービス量の見込み.....	110
3 地域密着型サービス量の見込み.....	112
4 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の状況.....	115
5 介護施設サービス・地域密着型サービスの整備計画.....	116
第3節 介護保険事業費の見込み.....	119
1 介護サービス給付費（見込額）.....	119
2 介護予防サービス給付費（見込額）.....	120
第4節 保険料の算出.....	121
1 保険給付費の負担割合.....	121
2 地域支援事業費の負担割合.....	122
3 保険給付費等の見込額.....	123
4 基準額に対する介護保険料の設定等.....	124
5 所得段階別被保険者数（第1号被保険者数）の推計.....	125
6 介護保険料基準額（月額）の算定方法.....	126
7 所得段階別介護保険料.....	127
8 低所得者の支援策.....	128
9 中長期的な推計.....	129

第6章	計画の推進	130
第1節	サービスの円滑な提供を図るための方策	130
1	介護給付実施体制の強化	130
2	地域包括ケアシステムの深化・推進	130
第2節	介護給付の適正化	131
1	要支援・要介護認定の適正化	131
2	ケアプランの点検	131
3	住宅改修等の点検	131
4	縦覧点検・医療情報との突合	131
5	介護給付費通知	131
第3節	計画の達成状況の点検と評価	132
1	計画の達成状況の点検	132
2	計画の達成状況の評価	132
3	袖ヶ浦市介護保険運営協議会	133
第7章	袖ヶ浦市成年後見制度利用促進基本計画	134
第1節	計画策定の趣旨	134
1	計画策定の背景と目的	134
2	計画の位置づけ	134
3	計画の期間	134
4	成年後見制度について	135
第2節	成年後見制度利用に関する現状と課題	136
1	成年後見制度の利用状況	136
2	成年後見制度に関する袖ヶ浦市の取組	138
3	関係機関アンケート結果	139
4	成年後見制度の利用促進における課題	140
第3節	計画の基本的な考え方	141
1	基本理念	141
第4節	計画における取組	142
1	権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	142
第5節	計画の推進	144
1	計画の推進体制	144
2	計画の点検と評価	144
資料編		145
資料1	計画策定の経過	145
資料2	介護保険運営協議会設置条項	146
資料3	袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則	147
資料4	袖ヶ浦市介護保険運営協議会委員名簿	148
資料5	袖ヶ浦市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会設置要綱	149
資料6	用語の解説	150

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

介護保険制度は、高齢化の急速な進展による介護ニーズの増大に対応するため、介護を社会全体で支えることを目的に平成12年に創設され、20年が経過しました。

この間、要介護認定の仕組みや新たなサービスを追加するなどの制度の見直しを図りながら、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着し、利用者も増加しています。

我が国の高齢者人口は、内閣府の「令和元年版高齢社会白書」によると、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に3,677万人に達し、令和24

（2042）年に3,935万人でピークを迎えることが推計されています。この状況は本市においても同様で、本市の高齢化率は令和2年10月現在で26.7%であり、団塊ジュニアが65歳以上となる令和22（2040）年には30.2%に上昇すると見込まれます。その他にも単身高齢者や認知症の高齢者の増加が見込まれるなど、介護サービスの需要がさらに増加、多様化することが想定されます。

本市では、介護保険制度の開始以降、介護保険法の規定により3年ごとに高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、安定的に高齢者福祉事業及び介護保険事業の推進に努めてきました。

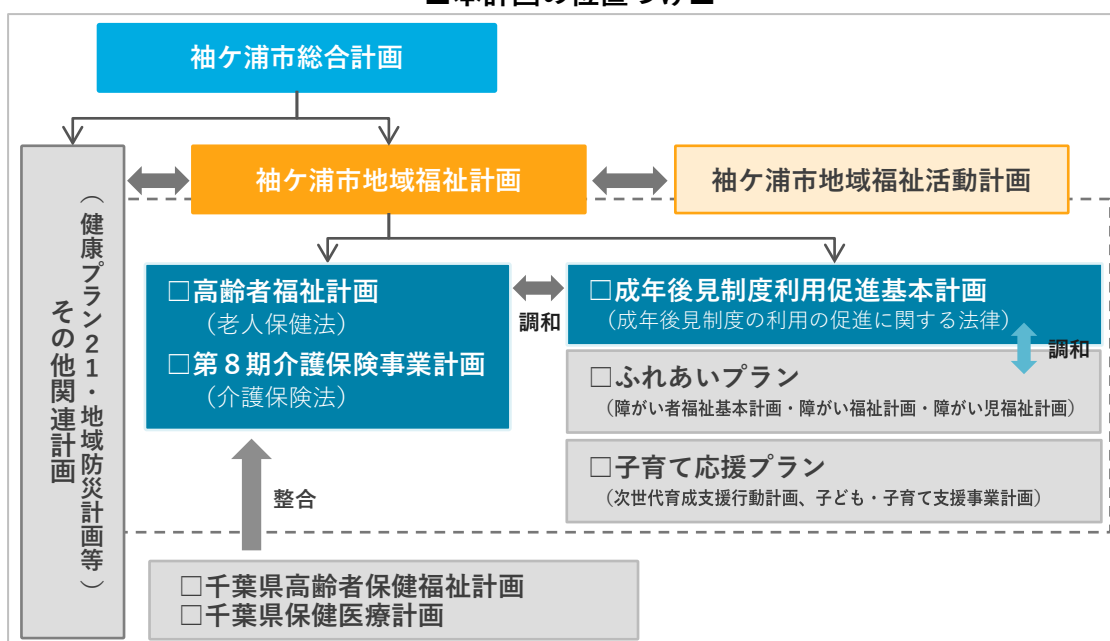
本計画はこれまでの取組を継承しつつ、国の介護保険事業に係る基本指針等を踏まえながら令和22（2040）年を見据えて、本市における高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき取組を総合的に整え、高齢者福祉並びに介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険制度の安定的な運営と、引き続き地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいくための重要な計画として策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり、本市における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置づけられるものです。また「袖ヶ浦市成年後見制度利用促進基本計画」をあわせて策定します。

また、上位計画の「袖ヶ浦市総合計画」及び「袖ヶ浦市地域福祉計画」をはじめとする他計画と整合を図り策定しています。さらに、「袖ヶ浦市地域防災計画」や「袖ヶ浦市新型インフルエンザ等対策行動計画」等との調和も必要に応じて図っています。

■本計画の位置づけ■



さらに、近年、国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）に定められた目標を達成するため、各国でそれぞれ取組が進められています。国においてもSDGsの目標達成に向けた取組を進めており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたり、SDGsの理念を最大限反映させることが重要となっています。

本市においては、令和2年度を初年度とする総合計画において、各施策とSDGsの各目標との関連性を明確化するとともに、各施策の推進を通じて、SDGsの達成に貢献するとしていることから、本計画においても各施策の推進を通じてSDGsの達成に貢献していくものとします。

■SDGsとは■

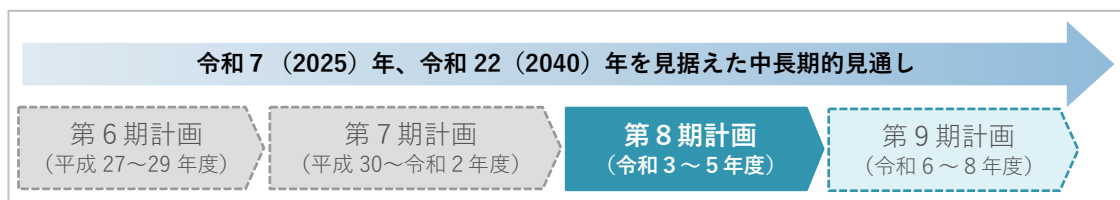
- * 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年を期限とする国際目標です。
- * SDGsは、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。

第3節 計画の期間

「介護保険事業計画」は3年ごとに見直しを行うこととなっています。したがって、今回策定する「第8期介護保険事業計画」の期間は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度とします。また、「高齢者福祉計画」も「介護保険事業計画」と一体的に策定することとされていることから、同3年間を計画期間と定めます。

なお、計画の策定にあたっては、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、さらにはその先の団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、中長期的な視点から施策の展開を図ることとしています。

■計画の期間■



第4節 計画策定にあたっての基本的な視点

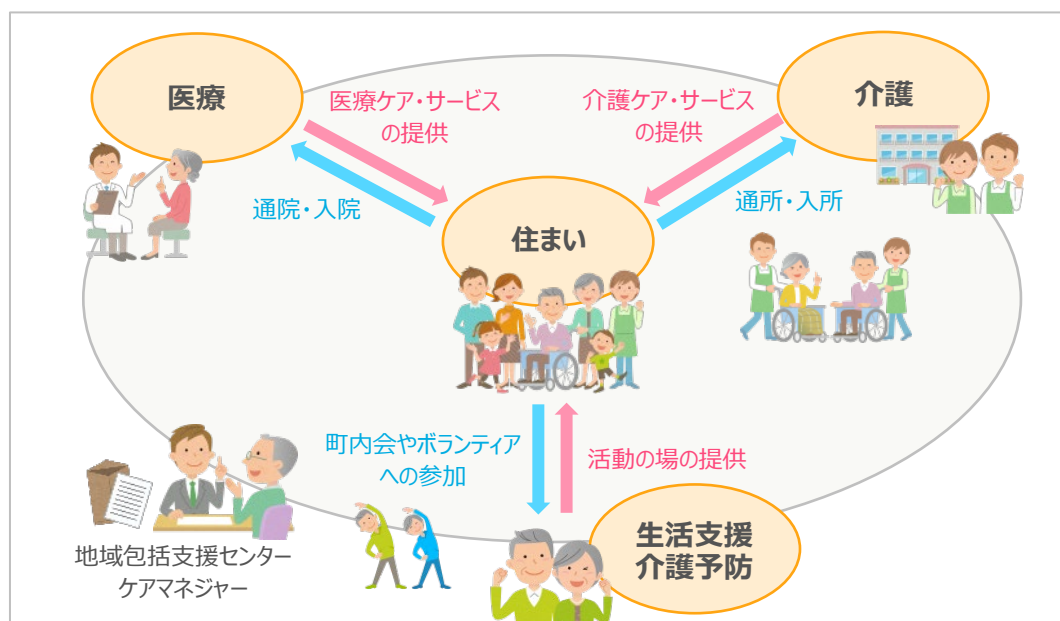
介護保険制度は3年ごとに大きな見直しが行われています。第6期計画以降の市町村介護保険事業計画は「地域包括ケア計画」として位置づけられるものであり、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、「医療」「介護」「住まい」「生活支援」「介護予防」を柱として高齢者の生活を支援していく「地域包括ケアシステム」の構築に取り組むことになっています。

本市の取組として、これまで、医療・介護関係者間で地域の医療・介護資源に関する情報を共有し、相互の専門性を理解しその知識を互いに習得できるよう連携を図ってきました。介護予防の推進として、袖ヶ浦いきいき百歳体操等介護予防を推進してきました。また、介護保険サービスを充実させるため、特別養護老人ホームや定期巡回・随時対応型訪問介護看護を開設しました。

厚生労働省が公表した第8期介護保険事業計画の基本指針案では、令和7（2025）年・令和22（2040）年を見据えたサービスの基盤、人的基盤の整備、地域共生社会の実現、介護予防・健康づくり施策の充実・推進、有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化、認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、災害や感染症に係る体制整備の充実が求められています。

第8期計画の策定にあたっては、これらを踏まえ、令和7（2025）年に向け介護保険サービス基盤の整備を図るとともに、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた介護予防の取組・認知症施策をさらに進めるほか、災害等に係る取組を進めます。また、地域共生社会の実現を目指し、行政のみならず、あらゆる市民が生きがいや役割を持ち、地域の多様な主体と協働し、自分らしく生活できる地域社会を形成するために、さらなる地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

■地域包括ケアシステムの姿■



第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

第1節 高齢者の現状

1 人口構成の推移

(1) 人口と高齢化率の推移

住民基本台帳に基づく令和2年10月1日現在の本市の総人口は64,884人となっており、増加傾向にあります。

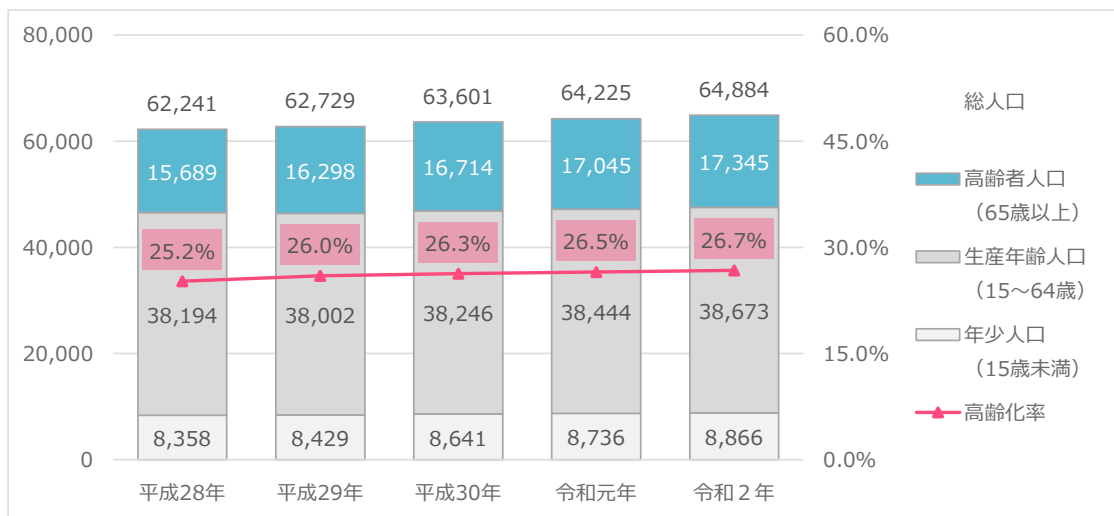
年齢3区分別人口について、平成28年以降の推移をみると、いずれの年齢区分別人口も増加傾向が続いています。

また、これらを構成比としてみると、年少人口の割合は平成28年以降13%台半ばで安定していますが、生産年齢人口の割合は低下傾向が続いており、令和元年以降は6割を割り込んでいます。

高齢者人口の割合（高齢化率）は上昇傾向にあり、令和2年においては26.7%と、市民の4人に1人以上が高齢者となっています。

■年齢3区分別人口の推移■

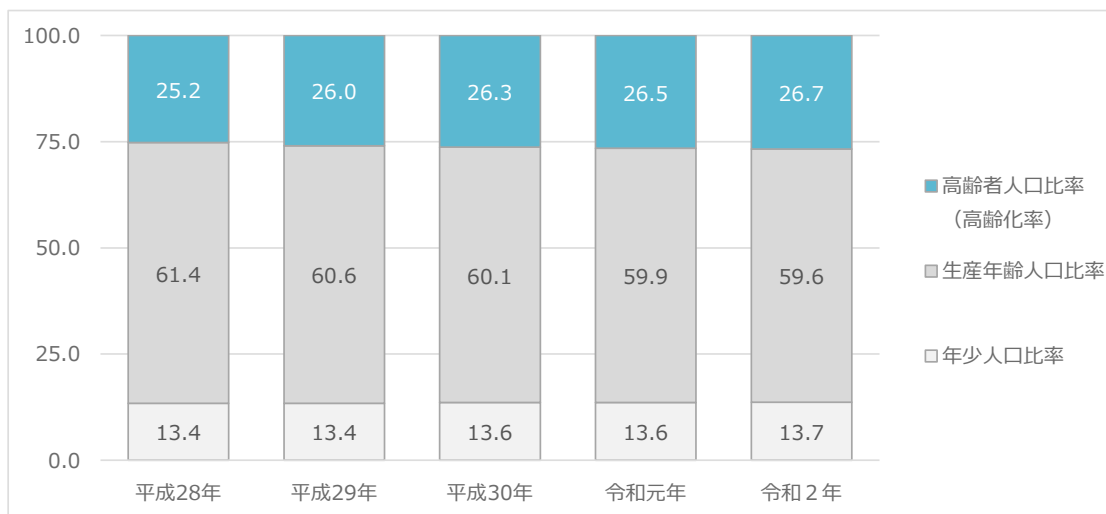
単位：人



資料：住民基本台帳人口（外国人人口を含む。）（各年10月1日現在）

■年齢3区分別人口構成比の推移■

単位：％



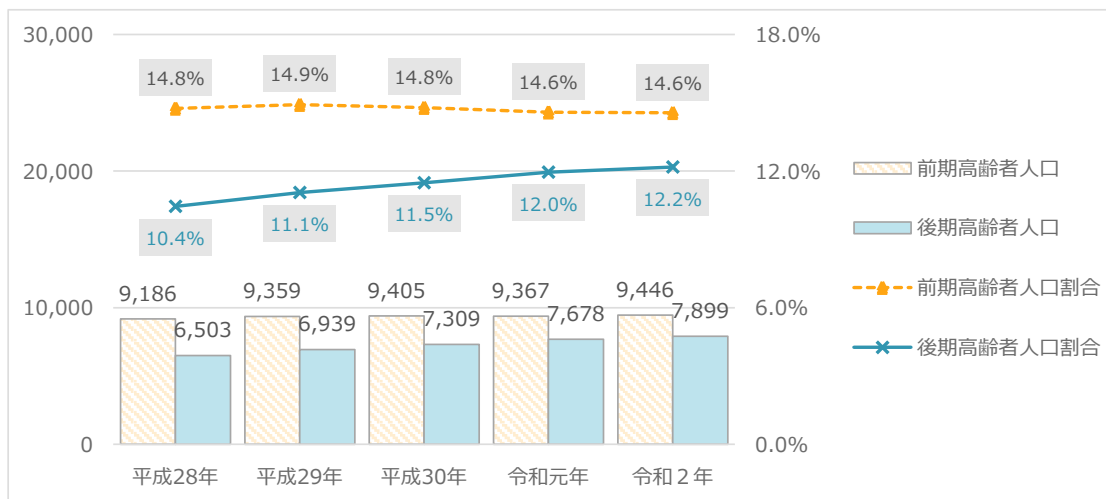
資料：住民基本台帳人口（外国人人口を含む。）（各年10月1日現在）

（注）端数処理のため、年齢3区分別人口構成比の和は必ずしも100.0%にならない。

高齢者を前期高齢者、後期高齢者に区分してその推移をみると、前期高齢者人口、後期高齢者人口はともに増加傾向が続いています。特に後期高齢者人口は平成28年には6,503人となっていたましたが、令和2年には7,899人と、1,400人程度増加しています。

■前期高齢者人口、後期高齢者人口の推移■

単位：人



資料：住民基本台帳人口（外国人人口を含む。）（各年10月1日現在）

(2) 地区別にみた高齢者の状況

住民基本台帳による、市内居住地区別の高齢化の状況は以下のとおりです。平岡地区、富岡地区は既に高齢化率が4割目前となっています。

なお、地区別に高齢化率の推移をみると、昭和地区では低下傾向が続いていますが、その他の地区では概ね上昇が続いていることがわかります。

■地区別の年齢3区分別人口及び高齢化率の状況■

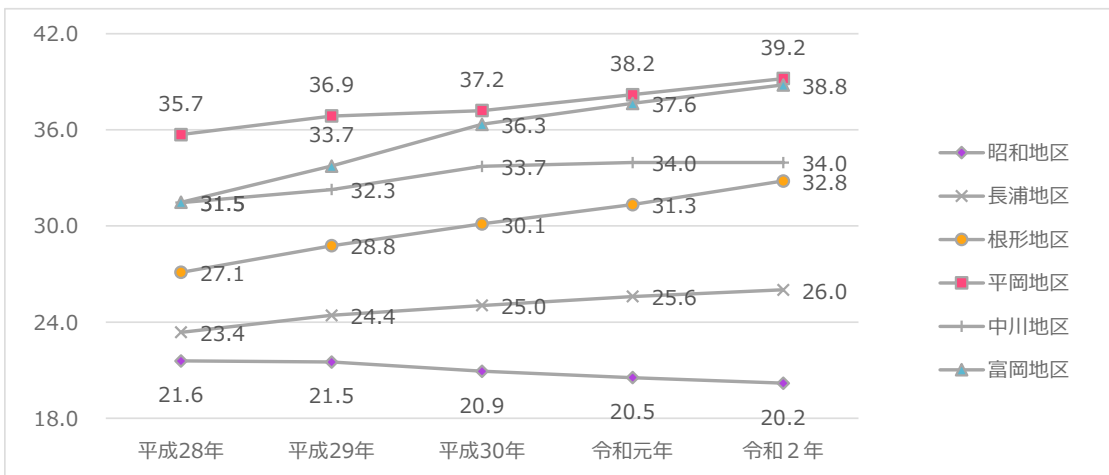
単位：人

地区	昭和地区	長浦地区	根形地区	平岡地区	中川地区	富岡地区	全体
総人口	20,282	27,700	5,810	5,741	3,905	1,446	64,884
年少人口	3,474	3,795	597	446	450	104	8,866
生産年齢人口	12,712	16,699	3,307	3,045	2,129	781	38,673
高齢者人口	4,096	7,206	1,906	2,250	1,326	561	17,345
前期高齢者人口	2,140	4,106	1,118	1,094	658	330	9,446
後期高齢者人口	1,956	3,100	788	1,156	668	231	7,899
高齢化率	20.2%	26.0%	32.8%	39.2%	34.0%	38.8%	26.7%

資料：住民基本台帳人口（外国人人口を含む。）（令和2年10月1日現在）

■地区別の高齢化率の推移■

単位：%



資料：住民基本台帳人口（外国人人口を含む。）（令和2年10月1日現在）

第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

地区別に要支援・要介護認定者数をみると、65歳以上人口の多い長浦地区は要支援・要介護認定者数が884人となっています。65歳以上人口に占める要支援・要介護認定者の割合が最も高いのは中川地区で、17.3%となっています。

■地区別にみた要支援・要介護認定者数■

単位：人

	昭和地区	長浦地区	根形地区	平岡地区	中川地区	富岡地区	計
要支援 1	62	137	29	28	24	14	294
要支援 2	60	114	40	33	25	10	282
小計	122	251	69	61	49	24	576
要介護 1	137	179	68	67	50	20	521
要介護 2	100	140	53	57	37	17	404
要介護 3	84	107	43	56	29	8	327
要介護 4	84	122	32	51	40	11	340
要介護 5	52	85	18	37	24	3	219
小計	457	633	214	268	180	59	1,811
合計	579	884	283	329	229	83	2,387
65歳以上人口	4,096	7,206	1,906	2,250	1,326	561	17,345
割合	14.1%	12.3%	14.8%	14.6%	17.3%	14.8%	13.8%

資料：袖ヶ浦市介護保険課（令和2年10月1日現在）

（注）「割合」は65歳以上人口に占める要支援・要介護認定者数の割合を示す。

（注）市外居住者（住所地特例者）を除く。

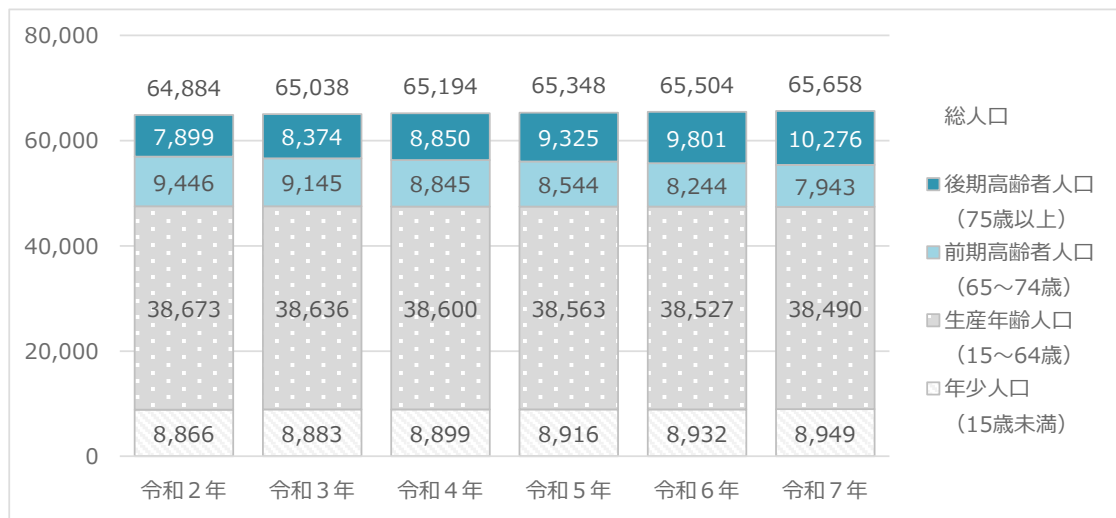
(3) 高齢者人口の推計

袖ヶ浦市基本構想を参考に令和2年10月1日の人口等により算出した人口推計によると、本市の総人口は令和2年以降も当面は微増で推移していくことが見込まれています。前期高齢者人口は減少傾向が続くものの、後期高齢者人口は一貫して増加が続き、令和4（2022）年には前期高齢者人口を上回るほか、令和7（2025）年には1万人を突破することが見込まれています。

高齢化率でみると、令和7（2025）年まで上昇していくことが見込まれています。

■袖ヶ浦市の推計人口■

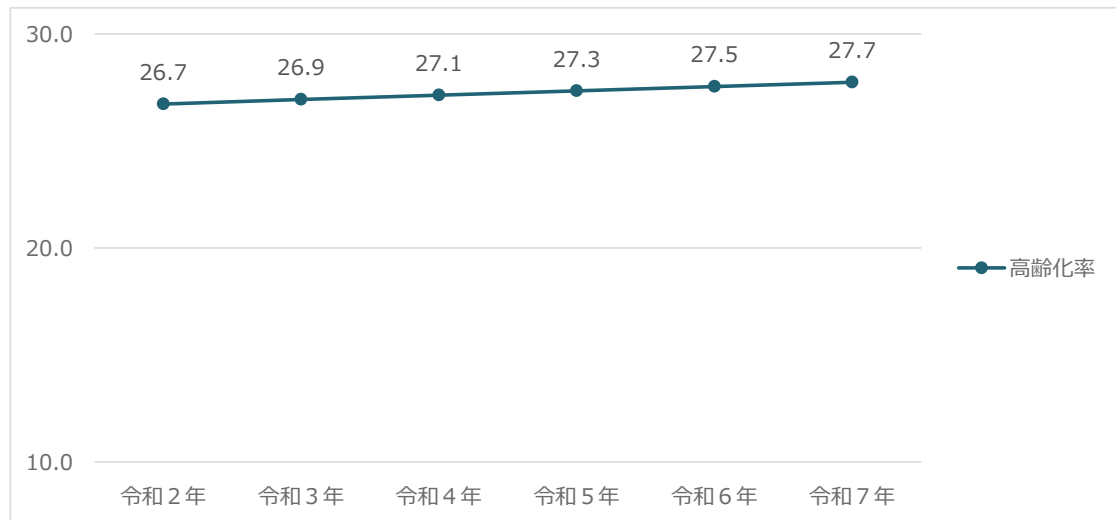
単位：人



資料：袖ヶ浦市基本構想を参考に令和2年10月1日の人口等により算出した人口推計

■袖ヶ浦市の高齢化率の推計■

単位：%



資料：袖ヶ浦市基本構想を参考に令和2年10月1日の人口等により算出した人口推計

2 世帯構成の推移

国勢調査によると、本市の一般世帯数は増加傾向で推移しています。また、高齢者のいる世帯数も増加傾向にあり、高齢者単身世帯は平成12年から平成27年までの15年間で約3.1倍、高齢夫婦世帯は約2.8倍となっています。平成27年には、一般世帯のうち、42.1%が高齢者のいる世帯となっています。また、高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯の比率も上昇しており、それぞれ平成27年には7.8%、12.2%となっています。

全国及び千葉県の平均と比較すると、高齢者のいる世帯の比率は上回っているものの、高齢者単身世帯の割合はそれぞれ3.3ポイント、2.1ポイント下回っています。

■一般世帯数と高齢者のいる世帯数■

単位：世帯

	袖ヶ浦市				千葉県	全国 (千世帯)
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
一般世帯（A）	18,639	19,732	21,335	22,545	2,604,839	53,332
高齢者のいる世帯（B）	5,270	6,362	7,880	9,496	1,028,003	21,713
比率（B/A）	28.3%	32.2%	36.9%	42.1%	39.5%	40.7%
高齢者単身世帯（C）	576	838	1,165	1,769	258,253	5,928
比率（C/A）	3.1%	4.2%	5.5%	7.8%	9.9%	11.1%
高齢夫婦世帯（D）	980	1,394	2,020	2,745	309,018	6,079
比率（D/A）	5.3%	7.1%	9.5%	12.2%	11.9%	11.4%
親族等と同居世帯（E）	3,714	4,130	4,695	4,982	460,732	9,706
比率（E/A）	19.9%	20.9%	22.0%	22.1%	17.7%	18.2%

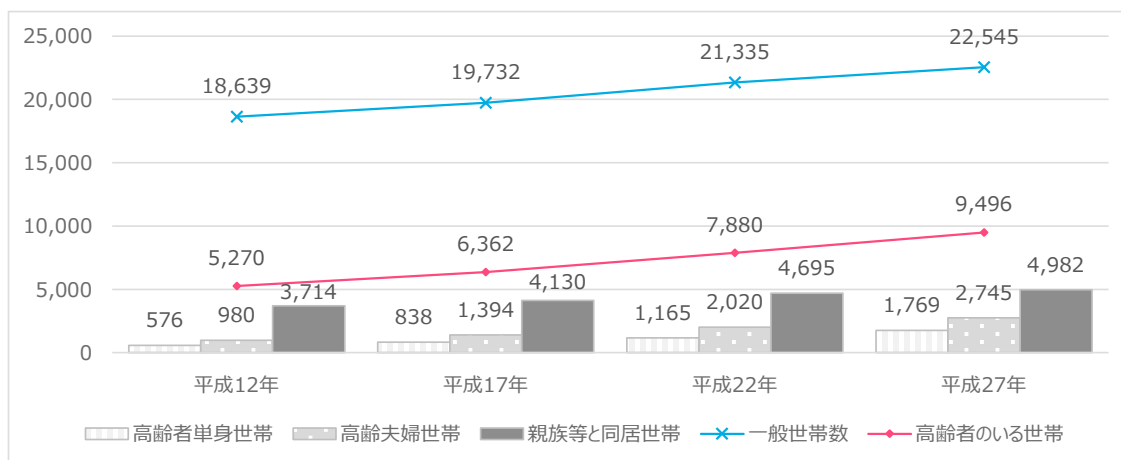
資料：総務省「国勢調査」（10月1日現在）

（注）「一般世帯（A）」には施設の入所者や病院等の入院者等は含まれない。

（注）「高齢夫婦世帯（D）」とは、夫65歳以上妻60歳以上の1組の一般世帯をいう。

■一般世帯数と高齢者のいる世帯数の推移■

単位：世帯



資料：総務省「国勢調査」（10月1日現在）

3 高齢者の就労状況の推移

国勢調査によると、本市の高齢者人口は増加の一途にあり、平成12年の7,897人から平成27年には15,143人と、約1.9倍となっています。

高齢者の就労状況についてみると、「主に仕事」は平成12年の1,169人から平成27年には2,653人と約2.3倍となっており、高齢者人口の伸び率と比較すると若干高い伸び率を示しています。また、「家事のほか仕事」は平成12年が437人となっているのに対し、平成27年では約2.0倍となっています。

なお、仕事をした人（「主に仕事」、「家事のほか仕事」、「通学のかたわら仕事」の合計）の高齢者人口に対する割合は、平成12年から平成22年まで20%程度で推移していましたが、平成27年には23.2%となっており、高齢になっても何らかの仕事をしている人が増加していることがわかります。

■高齢者の就労状況■

単位：人

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
高齢者人口	7,897	9,620	12,157	15,143
労働力人口	1,746	2,132	2,786	3,756
就業者	1,672	2,022	2,566	3,642
主に仕事※1	1,169	1,485	1,881	2,653
家事のほか仕事	437	473	586	858
通学のかたわら仕事	-	1	-	-
休業者※2	66	63	99	131
完全失業者※2	74	110	220	114
非労働力人口	6,100	7,423	9,120	11,102

資料：総務省「国勢調査」（10月1日現在）

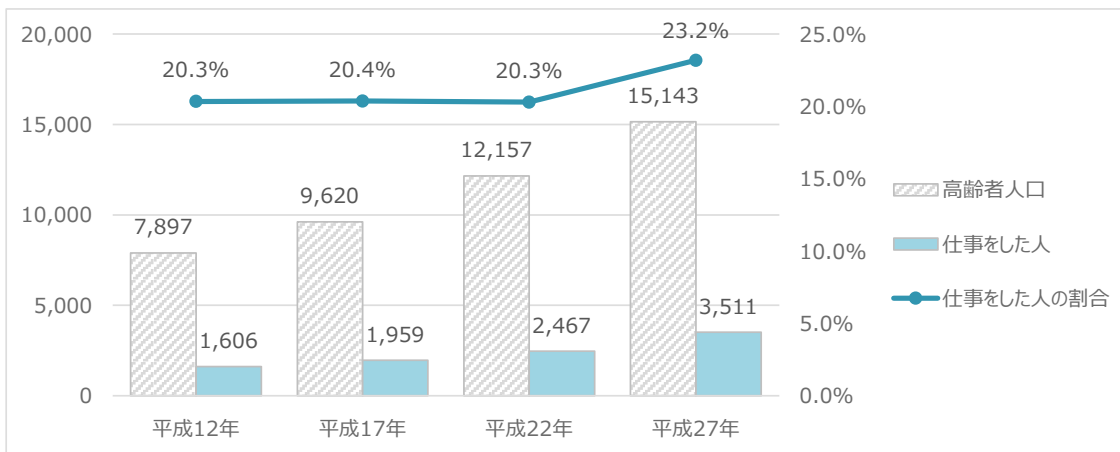
※1「主に仕事」とは、「主に勤め先や自家営業などの仕事をしている場合」をいう。

※2「休業者」とは、「仕事を休んでいた者」をいう。「完全失業者」とは、「仕事を探していた者」をいう。

（注）不詳は掲載していないため労働力人口と非労働力人口の和は高齢者人口に一致しない。

■高齢者の就労状況の推移■

単位：人



資料：総務省「国勢調査」（10月1日現在）

4 平均寿命と健康寿命の変化

医療技術の向上や衛生環境の改善により、日本人の平均寿命は年々過去最高を更新し、世界的にも長寿の国の1つとなっています。

袖ヶ浦市の65歳における平均寿命・健康寿命を、千葉県が公表している65歳時点における平均余命、平均自立期間、平均要介護期間を用いて算出した、平成28年度の「平均寿命」は、男性84.23歳、女性88.27歳となっています。また、要介護度2に満たない状態を健康な期間と見なす「健康寿命」は、男性82.84歳、女性85.32歳となっています。

上記に示す「平均寿命」と「健康寿命」の差を「不健康な状態が続く期間（平均要介護期間）」とすると、平成22年度と比べて男性では0.14年の長期化がみられるのに対し、女性では0.07年の短縮がみられています。

■袖ヶ浦市の平均余命（65歳時点）と平均自立期間（65歳時点）の変化■

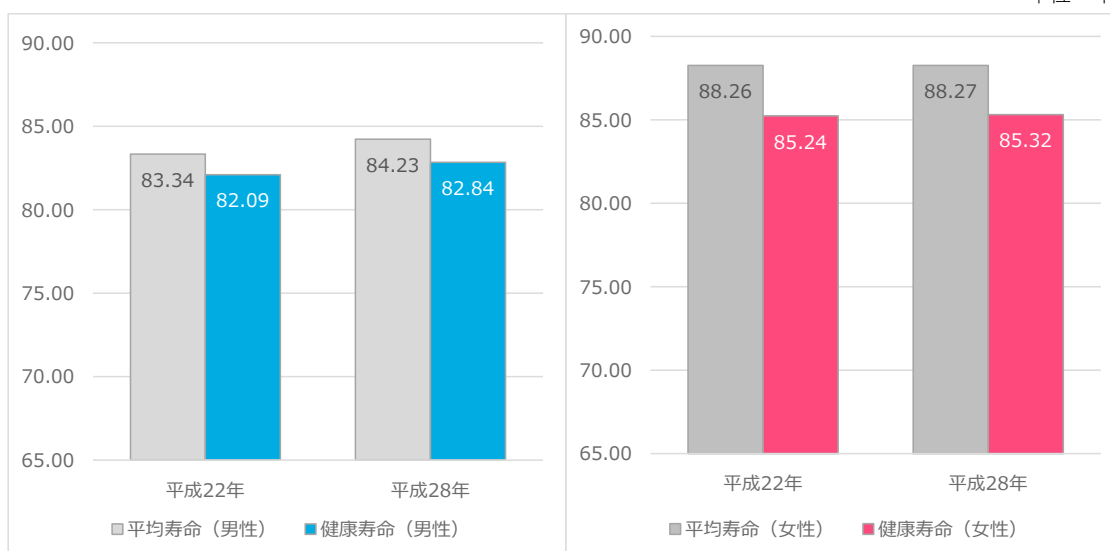
単位：年

	男性			女性		
	平成22年	平成28年	差	平成22年	平成28年	差
平均余命	18.34	19.23	0.89	23.26	23.27	0.01
(平均寿命)	83.34	84.23	0.89	88.26	88.27	0.01
平均自立期間	17.09	17.84	0.75	20.24	20.32	0.08
(健康寿命)	82.09	82.84	0.75	85.24	85.32	0.08
平均要介護期間	1.25	1.39	0.14	3.02	2.95	-0.07

資料：千葉県 Web サイト「＜健康情報ナビ＞健康寿命ほか、健康施策の推進をサポートする各種統計情報」
(千葉県健康福祉部健康づくり支援課健康ちば推進班)

■袖ヶ浦市の平均寿命と健康寿命の変化■

単位：年



資料：千葉県 Web サイト「＜健康情報ナビ＞健康寿命ほか、健康施策の推進をサポートする各種統計情報」
(千葉県健康福祉部健康づくり支援課健康ちば推進班)

第2節 介護保険給付等の状況

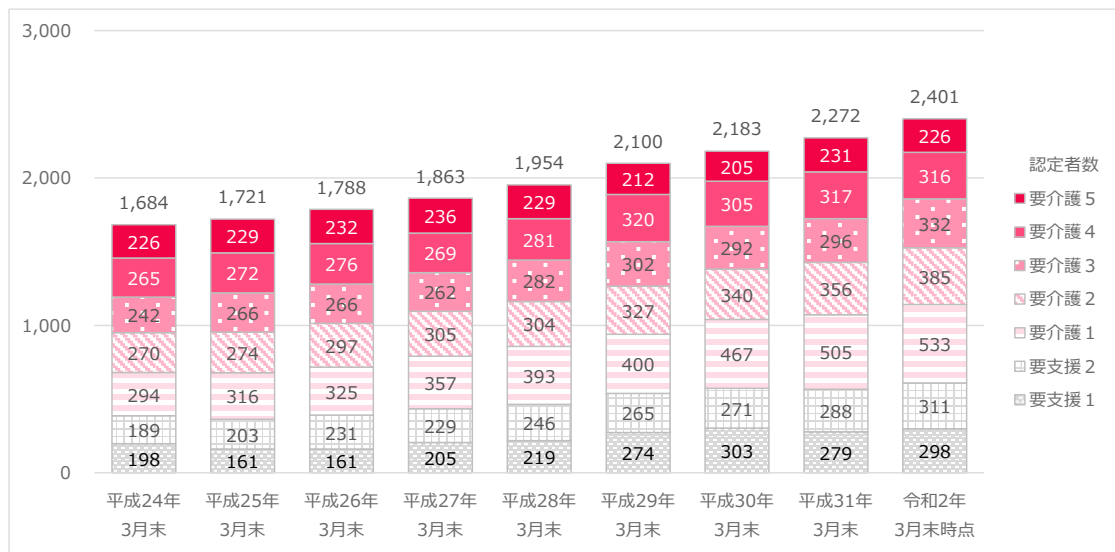
1 要支援・要介護認定者数と認定率の推移

本市における第1号被保険者（65歳以上）のうち、要支援・要介護認定者数は平成24年3月末以降増加が続いています。今後も高齢者人口の増加傾向が続くことが見込まれ、認定者数もさらに増加していくと見込まれます。

認定率¹は、全国、千葉県の数よりも低い割合で推移していますが、平成27年3月末以降は上昇傾向が続いています。

■要支援・要介護認定者数の推移■

単位：人



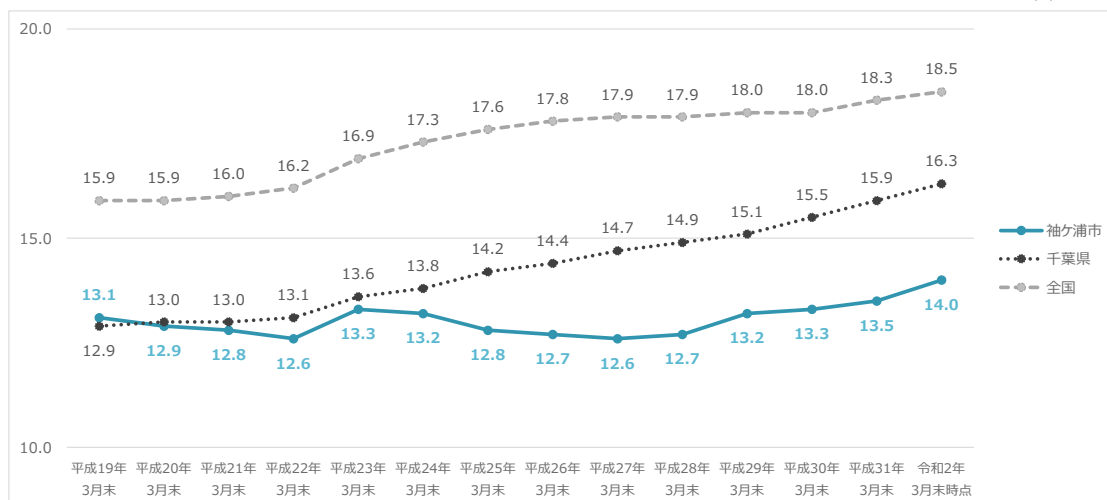
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（平成23年度～平成30年度）、
厚生労働省「介護保険事業状況報告（3月月報）」（令和元年度）

¹ 第1号被保険者に対する第1号被保険者の要介護・要支援認定者の割合をいう。

第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

■認定率の推移■

単位：％

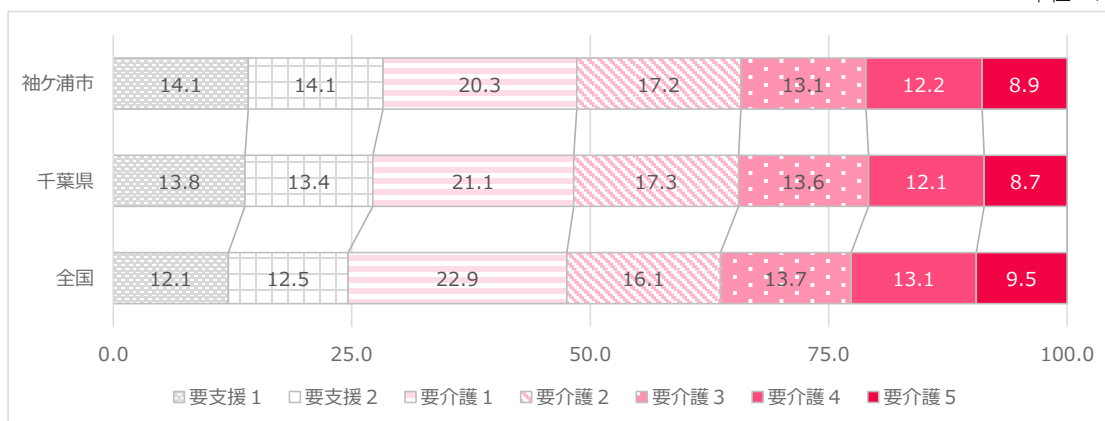


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（平成23年度～平成30年度）、
厚生労働省「介護保険事業状況報告（3月月報）」（令和元年度）

令和元年度の要支援・要介護度別の構成割合をみると、本市は全国、千葉県と比べて軽度認定者（要支援1～要介護2）の割合が高くなっています。

■要支援・要介護度別構成割合の比較■

単位：％



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（3月月報）」（令和元年度）

2 介護保険給付等の推移

(1) 介護保険サービス利用者（受給者）数と受給者の割合の状況

要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービスを利用する受給者数の平均についてみると、居住系受給者数及び在宅受給者数は増加傾向がうかがえます。要支援・要介護認定者の伸びは平成26年3月末から令和2年3月末までみると、600人程度となっているのに対し、介護保険サービス受給者数（平均）の増加は200人弱にとどまっています。

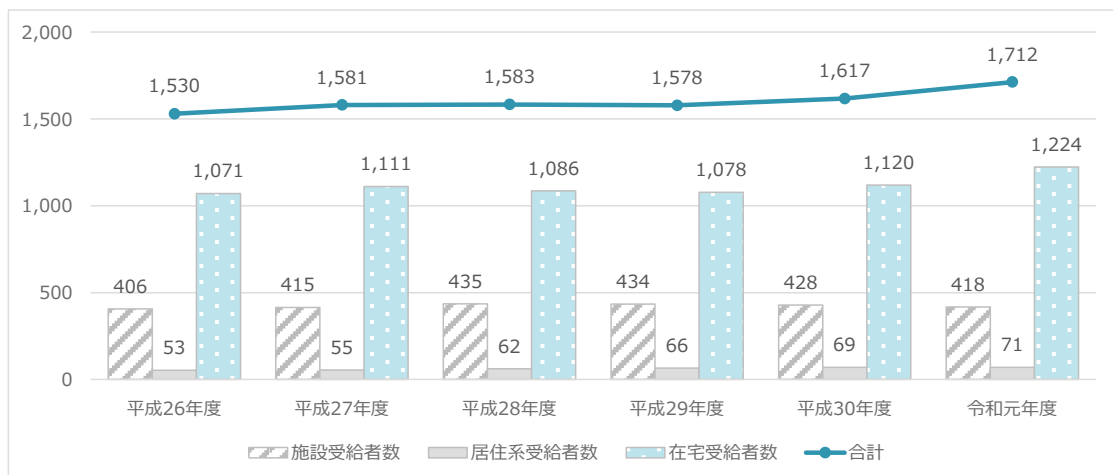
介護保険サービス利用者（受給者）について割合でみると、在宅サービス受給者が約7割、施設サービス受給者が3割弱となっており、近年は居住系サービス受給者の割合がわずかに上昇していることがうかがえます。

■（参考）介護保険サービスの種類■

種別	含まれるサービス
施設サービス	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
居住系サービス	認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
在宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

■介護保険サービス受給者数（平均）の推移■

単位：人

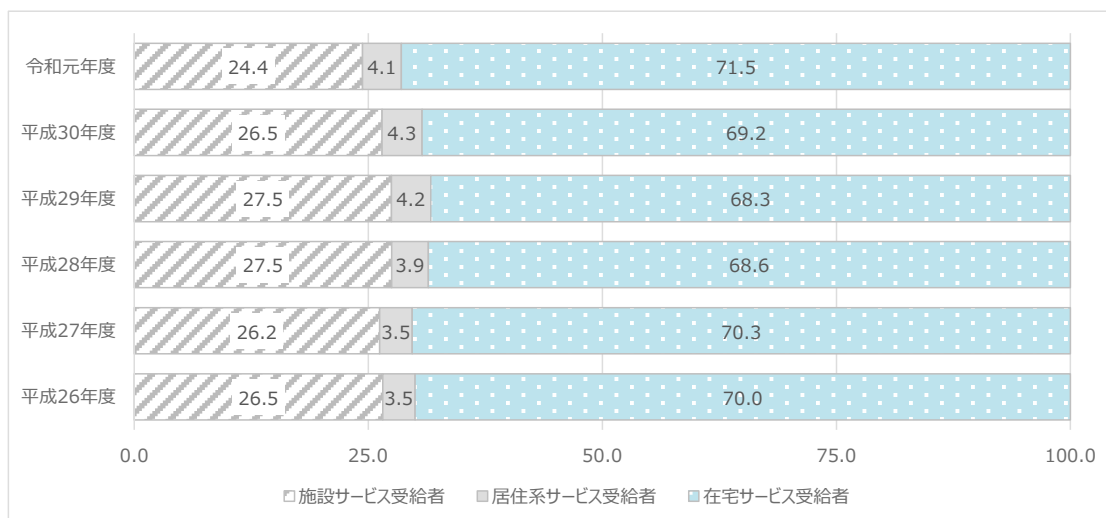


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」より算出（12か月の平均値）。

（注）端数処理のため、施設受給者数と居住系受給者数、在宅受給者数の和が合計と一致しない場合がある。

■介護保険サービス利用者（受給者）割合の推移■

単位：％

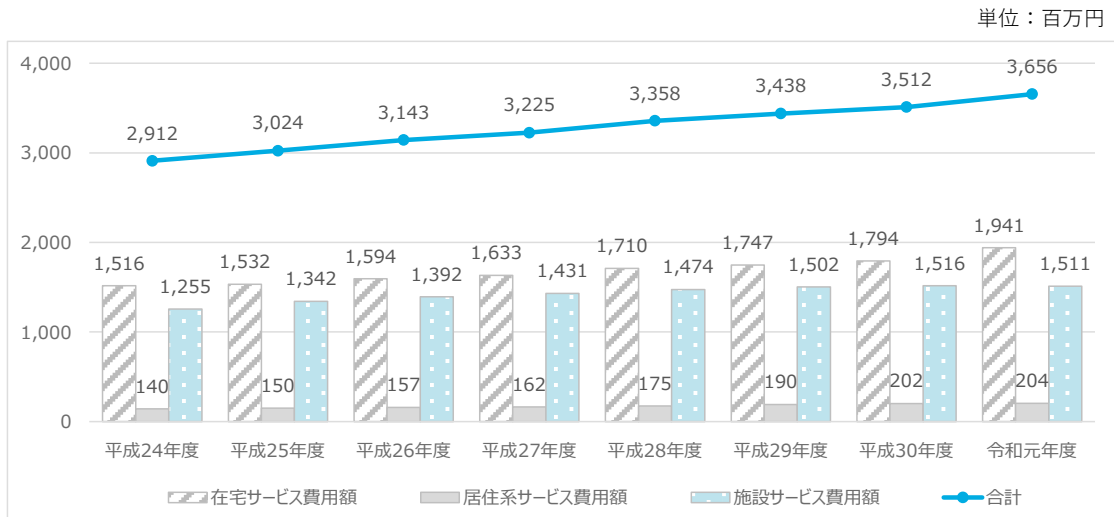


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」より算出（12 か月の平均値）。

(2) 介護費用額と受給者1人当たり給付費の状況

本市の介護費用額をみると、在宅サービス、居住系サービス、施設サービスいずれのサービスでも増加傾向にあり、その合計は令和元年度において36億5,600万円と、平成24年度と比較すると約1.3倍となっています。

■介護費用額の推移■



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（平成24年度～平成30年度）、厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」（令和元年度）

（注）令和元年度は令和2年2月サービス提供分まで。端数処理により、在宅サービス費用額と居住系サービス費用額、施設サービス費用額の和が合計と一致しない場合がある。

在宅及び居住系サービスの受給者1人当たり給付月額を要介護度別にみると、千葉県及び全国と比較した場合、要介護1では大きく上回っていますが、その他は同水準または大きく下回る結果となっています。給付月額の合計も千葉県、全国の下回っています。

■在宅及び居住系サービスの受給者1人当たり給付月額（要介護度別）の比較■

単位：円

	受給者1人当たり給付月額			比較	
	袖ヶ浦市	千葉県	全国	対千葉県	対全国
要支援1	1,456	1,397	1,722	59	▲266
要支援2	2,706	2,849	3,631	▲143	▲925
要介護1	28,284	25,605	26,560	2,679	1,724
要介護2	27,722	30,627	31,280	▲2,905	▲3,558
要介護3	28,025	28,881	27,415	▲856	610
要介護4	22,251	22,866	22,084	▲615	167
要介護5	15,077	17,594	16,672	▲2,517	▲1,595
合計	125,521	129,820	129,364	▲4,299	▲3,843

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（令和元年度）

（注）端数処理により要支援・要介護度別給付月額の和が合計と一致しない場合がある。

第3節 第7期計画期間における取組と今後の課題

第7期計画では、基本理念である「ふれあいとささえあい 共にはぐくむ 高齢社会」を達成するため、以下の基本目標を掲げ、各事業を推進してきました。

基本目標1：健康でいきいきとした暮らしの実現

(1) 介護予防・重度化防止の推進

- 介護予防・生活支援サービス事業では、いわゆる緩和サービス（訪問型サービスA）、短期集中予防サービスCを実施しました。住民主体による支援サービスB・移動支援サービスDの創出に向けて検討・住民への説明等を行い、制度を開始しました。
- 一般介護予防事業では、袖ヶ浦いきいき百歳体操・おらが出張講座をはじめとする各種事業を実施し、リハビリテーション専門職等により介護予防を継続するための支援を実施しました。こうした取組により、介護予防・日常生活支援総合事業の整備が進みました。

■袖ヶ浦いきいき百歳体操■

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）
計画	参加者数 1,000 人	参加者数 1,050 人	参加者数 1,100 人
実績	実施団体数 63 団体	実施団体数 65 団体	実施団体数 73 団体
	参加人数 1,209 人	参加人数 1,270 人	参加人数 1,300 人

■おらが出張講座■

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）
計画	実施	継続	継続
実績	実施回数 60 回	実施回数 39 回	実施回数 45 回
	参加人数 1,704 人	参加人数 833 人	参加人数 940 人

■今後の課題■

高齢者の自立支援や重度化防止に向けて、介護予防の取組が一層重要となります。さらなる普及のためには①効果的であること、②住民主体で参加しやすいこと、③誰もが取り組める内容であることがポイントになると考えます。高齢者のQOL向上、健康寿命の延伸につながることから、さらに介護予防の活動・参加の促進に向けた取組が必要となります。

(2) 多様な健康づくりの推進

- 健康づくり支援センターや総合型地域スポーツクラブにおいて、高齢者等が身体を動かす機会と場を提供しました。

■総合型地域スポーツクラブ■

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）
計画	継続	継続	継続
実績	5クラブ総会員数 1,296人	5クラブ総会員数 1,301人	5クラブ総会員数 1,394人

- 活動的な生活を送れるよう、口腔機能の維持・向上や失禁予防のための講演会・実践講座を開催しました。

■失禁予防・失禁対策のための講演会■

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）
計画	実施	継続	継続
実績	講演会 1回 (30人参加)	講演会 1回 (51人参加)	講演会 1回 (55人参加)
	実践講座 2回 (延14人参加)	実践講座 11回 (延80人参加)	実践講座 10回 (延88人参加)

■今後の課題■

健康寿命の延伸には、運動のみならず栄養、口腔機能等の身体面のサポートのほか、若年期からの生活習慣病の発症予防や重度化予防に向けた取組が重要となっています。疾病予防対策の充実や、市民の主體的な健康づくりの意識醸成に向けた取組をさらに推進していく必要があります。

(3) 疾病予防の推進

- 疾病の早期発見や予防のため、健康診査や人間ドック検診料の助成、各種検診、予防接種、健康相談等を行いました。

■特定健康診査及び特定保健指導■

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）
計画	継続	継続	継続
実績	受診率 53.1%	受診率 55.0%	受診率 56.0%
	指導率 55.4%	指導率 51.2%	指導率 54.0%

■後期高齢者健康診査■

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）
計画	継続	継続	継続
実績	受診率 59.5%	受診率 58.1%	受診率 58.0%

■人間ドック検診料の助成■

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）
計画	継続	継続	継続
実績	国保加入者 683 人	国保加入者 703 人	国保加入者 700 人
	後期加入者 140 人	後期加入者 142 人	後期加入者 170 人

■今後の課題■

健康寿命延伸に向けた取組として、疾病の早期発見・早期対応が今後も重要です。

（4）社会参加と生きがいの促進

- 高齢者学級やふれあいサロン等の開催のほか、保育所児童との交流機会の提供なども行い高齢者の生きがいの促進を図りました。

■高齢者学級■

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）
計画	継続	継続	継続
実績	開催回数 45 回 延参加者数 1,638 人	開催回数 41 回 延参加者数 1,525 人	開催回数 23 回 延参加者数 830 人

- 袖ヶ浦市シルバー人材センターやシニアクラブ活動の運営の支援を行い、生きがい活動や社会参加、地域貢献活動等の機会提供の推進等を図りました。

■シニアクラブ活動助成事業■

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）
計画	継続	継続	継続
実績	補助金の助成による 運営支援 連合会、17 クラブ	補助金の助成による 運営支援 連合会、17 クラブ	補助金の助成による 運営支援 連合会、17 クラブ

■今後の課題■

今後も高齢者の社会的つながりを創出・維持し、地域での仲間づくりや地域貢献の場の提供に努めていく必要があります。

基本目標2：住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の整備

(1) 相談支援体制の充実と適切なケアマネジメントの推進

- 相談窓口の周知、研修等による職員の資質向上等により、相談支援体制の充実を図ったほか、サブセンターを含めた地域包括支援センターのあり方について検討しました。
- 地域ケア会議における個別課題検討や自立支援に資するケアマネジメントの検討によりケアマネジメント力の向上を図りました。

■今後の課題■

高齢者人口の増加、個々人の生活や価値観の多様性により、相談内容の多様化、複雑化、個別対応が必要なケースの増加が生じています。

地域包括支援センターは、より地域に根差した支援体制が求められており、対応しうる体制強化が必要です。

(2) 在宅医療と介護の連携の推進

- 医療・介護関係者間で地域の医療・介護資源に関する情報を共有したほか、相互の専門性を理解し、その知識を習得するよう、相互理解の促進、連携を図りました。
- 在宅生活において医療と介護の切れ目のないサービスを受けられるよう、医療・介護関係者間の情報共有・連携のためのツールとして近隣4市共通の「医療介護多職種連携エチケット集」を作成しました。

■今後の課題■

在宅医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加や、住み慣れた地域での自分らしい暮らしを最期まで続けたいというニーズに対応する体制づくりを継続して進める必要があります。

地域住民への啓発活動や相談対応、医療・介護関係者の連携を推進する取組を継続していく必要があります。

(3) 自立や介護に配慮した住まい・まちづくりの推進

- 住宅改修にかかる資金の貸付や希望者に耐震診断及び耐震補強工事の助成を行うなど高齢者が住み慣れた自宅でより安心して暮らせるための取組を行いました。
- 多世代同居を促進するための「世代間支え合い家族支援事業」により、住宅新築等の費用の一部の助成を行いました。
- 公共交通等での移動が困難な高齢者に対しタクシー利用料金の一部を助成する「高齢者移動支援事業」の実施に向けた検討を進め、本事業の運用を令和2年度から開始しました。

■木造住宅耐震化促進事業■

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）
計画	継続	継続	継続
実績	改修工事補助件数 11 件	改修工事補助件数 4 件	改修工事補助件数 13 件

■世代間支え合い家族支援事業■

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）
計画	継続	継続	継続
実績	助成件数 15 件	助成件数 12 件	助成件数 13 件

■今後の課題■

今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加傾向にあることから、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくりが必要です。

（4）家族介護者への支援の充実

- 介護技術等を学ぶ家族介護教室を実施したほか、要介護認定を受けた65歳以上の在宅高齢者を対象に紙おむつ等を支給するなど介護者の負担の軽減に努めました。
- 認知症家族のつどい等の開催により、認知症高齢者の家族介護者の社会的孤立を防ぎ、身体的・精神的負担の軽減を図りました。

■家族介護教室■

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）
計画	実施	実施	実施
実績	参加者数 105 人	参加者数 73 人	参加者数 120 人

■家族介護用品支給事業■

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）
計画	利用者数 620 人	利用者数 640 人	利用者数 660 人
実績	利用者数 634 人	利用者数 690 人	利用者数 690 人

■今後の課題■

依然として介護者にかかる身体的・精神的負担は大きく、「遠方介護」、「老々介護」など家族介護者を取り巻く課題は多様化しています。また、在宅介護の継続には介護者が介護と就業を両立できるような支援が求められることから、引き続き家族介護者のニーズを把握し、必要な支援の検討・実施を図っていく必要があります。

基本目標3：介護サービスの充実、福祉・介護人材の確保及び育成

(1) 将来を見据えた介護サービスの充実

- 特別養護老人ホームが市内1か所に開設されたほか、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が市内2か所に開設されました。(30ページ、31ページ参照)
- 看護小規模多機能型居宅介護を令和2年度に整備しました。
- 介護相談員によるサービス利用者宅や介護保険施設等への訪問により、サービス利用の状況把握等を行いました。

■今後の課題■

高齢者の増加に伴い要介護者の増加が見込まれ、介護保険サービス利用者がさらに増加すると想定されます。今後も、事業者の確保等の基盤整備に引き続き取り組んでいく必要があります。

① 在宅介護（予防）サービスの実績

在宅介護（予防）サービスの実績は次に示すとおりです。

○ 訪問介護

■第7期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第7期計画実績		
				H30	R1	R2（見込み）
訪問介護	要介護 1～5	延人数 (人)	計画値	3,276	3,408	3,360
			実績値	3,046	3,381	3,720
			比較	▲ 230	▲ 27	360
	延回数 (回)		計画値	74,785	77,899	76,154
			実績値	65,893	70,536	76,801
			比較	▲ 8,892	▲ 7,363	647

第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

○ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

■第7期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第7期計画実績		
				H30	R1	R2（見込み）
訪問入浴介護	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	588	612	576
			実績値	445	445	444
			比較	▲ 143	▲ 167	▲ 132
		延回数 （回）	計画値	2,663	2,794	2,612
			実績値	1,990	1,967	2,352
			比較	▲ 673	▲ 827	▲ 260
介護予防訪問入浴介護	要支援 1・2	延人数 （人）	計画値	0	0	0
			実績値	17	30	36
			比較	17	30	36
		延回数 （回）	計画値	0	0	0
			実績値	71	120	122
			比較	71	120	122

○ 訪問看護・介護予防訪問看護

■第7期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第7期計画実績		
				H30	R1	R2（見込み）
訪問看護	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	960	984	912
			実績値	967	956	960
			比較	7	▲ 28	48
		延回数 （回）	計画値	7,792	8,010	7,408
			実績値	8,623	8,233	8,101
			比較	831	223	693
介護予防訪問看護	要支援 1・2	延人数 （人）	計画値	180	180	192
			実績値	206	184	132
			比較	26	4	▲ 60
		延回数 （回）	計画値	1,350	1,350	1,453
			実績値	1,723	1,290	896
			比較	373	▲ 60	▲ 557

○ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

■第7期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第7期計画実績		
				H30	R1	R2（見込み）
訪問リハビリテーション	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	156	168	168
			実績値	177	194	228
			比較	21	26	60
	延回数 （回）		計画値	1,834	2,086	2,086
			実績値	1,760	2,035	3,155
			比較	▲ 74	▲ 51	1,069
介護予防訪問リハビリ テーション	要支援 1・2	延人数 （人）	計画値	12	12	24
			実績値	20	48	48
			比較	8	36	24
	延回数 （回）		計画値	72	72	175
			実績値	158	373	389
			比較	86	301	214

○ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

■第7期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第7期計画実績		
				H30	R1	R2（見込み）
居宅療養管理指導	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	1,500	1,608	1,620
			実績値	1,590	1,831	2,208
			比較	90	223	588
介護予防居宅療養 管理指導	要支援 1・2	延人数 （人）	計画値	180	180	192
			実績値	135	189	168
			比較	▲ 45	9	▲ 24

○ 通所介護

■第7期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第7期計画実績		
				H30	R1	R2（見込み）
通所介護	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	3,408	3,504	3,384
			実績値	3,349	3,722	3,768
			比較	▲ 59	218	384
	延回数 （回）		計画値	30,428	31,288	30,149
			実績値	30,965	34,459	36,348
			比較	537	3,171	6,199

第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

○ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

■第7期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第7期計画実績		
				H30	R1	R2（見込み）
通所リハビリテーション	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	2,280	2,436	2,472
			実績値	2,161	2,379	2,280
			比較	▲ 119	▲ 57	▲ 192
	延回数 （回）		計画値	18,882	20,159	20,437
			実績値	17,603	19,407	18,450
			比較	▲ 1,279	▲ 752	▲ 1,987
介護予防通所リハビリ テーション	要支援 1・2	延人数 （人）	計画値	840	876	924
			実績値	612	709	780
			比較	▲ 228	▲ 167	▲ 144

○ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

■第7期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第7期計画実績		
				H30	R1	R2（見込み）
短期入所生活介護	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	2,964	3,108	2,916
			実績値	2,484	2,532	2,856
			比較	▲ 480	▲ 576	▲ 60
	延日数 （日）		計画値	52,728	55,433	52,182
			実績値	46,429	48,760	51,115
			比較	▲ 6,299	▲ 6,673	▲ 1,067
介護予防短期入所 生活介護	要支援 1・2	延人数 （人）	計画値	60	60	72
			実績値	45	47	72
			比較	▲ 15	▲ 13	0
	延日数 （日）		計画値	512	512	564
			実績値	245	214	234
			比較	▲ 267	▲ 298	▲ 330

○ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

■第7期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第7期計画実績		
				H30	R1	R2（見込み）
短期入所療養介護	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	192	204	204
			実績値	170	233	180
			比較	▲ 22	29	▲ 24
	延日数 （日）		計画値	1,550	1,675	1,675
			実績値	1,222	1,516	1,482
			比較	▲ 328	▲ 159	▲ 193
介護予防短期入所 療養介護	要支援 1・2	延人数 （人）	計画値	0	0	0
			実績値	3	1	0
			比較	3	1	0
	延日数 （日）		計画値	0	0	0
			実績値	7	10	0
			比較	7	10	0

○ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

■第7期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第7期計画実績		
				H30	R1	R2（見込み）
特定施設入居者 生活介護	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	384	468	576
			実績値	396	389	456
			比較	12	▲ 79	▲ 120
介護予防特定施設 入居者生活介護	要支援 1・2	延人数 （人）	計画値	84	120	156
			実績値	15	52	60
			比較	▲ 69	▲ 68	▲ 96

○ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

■第7期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第7期計画実績		
				H30	R1	R2（見込み）
福祉用具貸与	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	6,480	6,900	6,936
			実績値	6,067	6,942	7,668
			比較	▲ 413	42	732
介護予防福祉用具貸与	要支援 1・2	延人数 （人）	計画値	1,500	1,572	1,644
			実績値	1,450	1,540	1,596
			比較	▲ 50	▲ 32	▲ 48

第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

○ 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

■第7期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第7期計画実績		
				H30	R1	R2（見込み）
特定福祉用具購入費	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	156	168	180
			実績値	147	140	132
			比較	▲ 9	▲ 28	▲ 48
特定介護予防福祉用具 購入費	要支援 1・2	延人数 （人）	計画値	36	36	36
			実績値	30	41	60
			比較	▲ 6	5	24

○ 住宅改修・介護予防住宅改修

■第7期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第7期計画実績		
				H30	R1	R2（見込み）
住宅改修	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	108	120	120
			実績値	126	106	132
			比較	18	▲ 14	12
介護予防住宅改修	要支援 1・2	延人数 （人）	計画値	48	48	48
			実績値	58	56	72
			比較	10	8	24

○ 居宅介護支援・介護予防支援

■第7期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第7期計画実績		
				H30	R1	R2（見込み）
居宅介護支援	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	11,916	12,732	13,056
			実績値	11,302	12,339	12,936
			比較	▲ 614	▲ 393	▲ 120
介護予防支援	要支援 1・2	延人数 （人）	計画値	2,076	2,184	2,340
			実績値	1,988	2,123	2,292
			比較	▲ 88	▲ 61	▲ 48

② 介護施設サービスの実績

介護施設サービスの実績は次に示すとおりです。

■第7期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第7期計画実績		
				H30	R1	R2（見込み）
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	要介護 3～5	延人数 （人）	計画値	2,256	2,364	3,144
			実績値	2,235	2,117	2,148
			比較	▲ 21	▲ 247	▲ 996
介護老人保健施設	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	1,944	1,980	2,016
			実績値	1,892	1,821	1,860
			比較	▲ 52	▲ 159	▲ 156
介護療養型医療施設	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	96	120	156
			実績値	55	64	36
			比較	▲ 41	▲ 56	▲ 120
介護医療院	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	0
			比較	0	0	0

③ 地域密着型サービスの実績

地域密着型サービスの実績は次に示すとおりです。

■第7期計画期間における実績■

項目			計画値/実績値	第7期計画実績		
				H30	R1	R2（見込み）
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	180	252	600
			実績値	11	11	36
			比較	▲ 169	▲ 241	▲ 564
認知症対応型通所介護	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	72	72	72
			実績値	50	69	72
			比較	▲ 22	▲ 3	0
介護予防認知症対応型 通所介護	要支援 1・2	延人数 （人）	計画値	36	36	36
			実績値	15	0	0
			比較	▲ 21	▲ 36	▲ 36
小規模多機能型居宅介護	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	144	228	312
			実績値	86	95	120
			比較	▲ 58	▲ 133	▲ 192
介護予防小規模多機能 型居宅介護	要支援 1・2	延人数 （人）	計画値	24	132	180
			実績値	12	22	36
			比較	▲ 12	▲ 110	▲ 144
認知症対応型 共同生活介護	要介護 1～5	延人数 （人）	計画値	456	456	456
			実績値	411	410	396
			比較	▲ 45	▲ 46	▲ 60
介護予防認知症対応型 共同生活介護	要支援 2	延人数 （人）	計画値	0	0	0
			実績値	3	0	0
			比較	3	0	0

第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

項目			計画値/実績値	第7期計画実績		
				H30	R1	R2（見込み）
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護3～5	延人数（人）	計画値	1,044	1,044	1,044
			実績値	967	1,017	996
			比較	▲ 77	▲ 27	▲ 48
看護小規模多機能型居宅介護	要介護1～5	延人数（人）	計画値	0	0	132
			実績値	0	0	0
			比較	0	0	▲ 132
地域密着型通所介護	要介護1～5	延人数（人）	計画値	2,736	2,808	2,688
			実績値	2,569	2,877	2,988
			比較	▲ 167	69	300

④ 介護施設サービス・地域密着型サービスの整備実績

介護施設サービス・地域密着型サービスの整備実績は次に示すとおりです。

1. 介護施設サービス

第7期計画期間においては、令和元年度に介護老人福祉施設（1施設・定員80名）の整備を予定し、計画どおりに整備が完了しました。

■第7期計画期間における実績■

項目	平成29年度末現在	計画値/実績値	第7期計画実績		
			H30	R1	R2（見込み）
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	3施設 定員215人	計画値	－	1施設 定員80人	－
		実績値	－	1施設 定員80人	－
介護老人保健施設	2施設 定員190人	計画値	－	－	－
		実績値	－	－	－
介護療養型医療施設	0施設	計画値	－	－	－
		実績値	－	－	－
介護医療院	0施設	計画値	－	－	－
		実績値	－	－	－

2. 地域密着型サービス

第7期計画期間においては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備を予定していましたが、このうち定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護は概ね計画どおり整備が完了しています。（介護予防）小規模多機能型居宅介護は事業者の応募がなく整備には至りませんでした。

■第7期計画期間における実績■

項目	平成29年度末 現在	計画値/実績値	第7期計画実績		
			H30	R1	R2（見込み）
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	0事業所	計画値	1事業所	1事業所	－
		実績値	－	2事業所	－
（介護予防）認知症 対応型通所介護	1事業所 定員3人	計画値	－	－	－
		実績値	－	－	－
（介護予防）小規模 多機能型居宅介護	1施設 定員18人	計画値	1施設 定員29人	－	－
		実績値	－	－	－
看護小規模多機能型 居宅介護	0施設	計画値	－	－	1施設 定員29人
		実績値	－	－	1施設 定員29人
（介護予防）認知症 対応型共同生活介護	3施設 定員36人	計画値	－	－	－
		実績値	－	－	－
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	3施設 定員87人	計画値	－	－	－
		実績値	－	－	－

(2) 生活支援サービスの充実

- 一般の交通手段では通院等に困難を抱える高齢者の移送サービスや、はり・きゅう・マッサージの施術利用料の一部を助成するなど、個別のケースに応じた支援を行いました。

■今後の課題■

高齢者の増加に伴い、事業費の大幅な増加が見込まれます。令和22(2040)年までの高齢者人口の将来推計を見据えた事業の見直し作業を行っていく必要があるほか、より効果的・効率的に適切なサービス支援に努める必要があります。

(3) 福祉・介護人材の定着支援

- 市内介護サービス事業所に就労している人、就労しようとする人が、介護初任者研修に参加した際にかかる費用の助成を開始しました。
- 千葉県等が開催する介護の仕事の意義や魅力を伝えるイベントや研修等の周知を行い、就労希望者や介護職員のキャリアアップへの支援を行いました。

■今後の課題■

介護人材の確保は全国的な課題の1つであり、本市においても介護人材が不足する状況が見込まれることから、市内介護保険事業者等の状況を注視しながら、必要な支援策の検討・充実を図っていく必要があります。

基本目標4：地域で支え合う仕組みづくりの推進

(1) 互いに支え合う地域づくりの推進

- 見守り、支え合い体制づくりの一貫として、個別課題、地域課題など目的に応じ、地域住民や専門職等が参加する地域ケア会議を開催しました。
- 救命講習会の開催や見守りネットワークの実施、地区社会福祉協議会の運営を支援することにより、地域全体で高齢者を見守り、支援していく体制の強化に努めました。
- ボランティアセンターや、はつらつシニアサポーター、介護支援ボランティアは、ニーズに合った支援を提供するとともに、高齢者自身が支援の提供者として参加することで、高齢者自身の健康管理や生きがいづくりに寄与しました。

■高齢者見守りネットワーク事業■

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）
計画	協力事業者拡大	協力事業者拡大	協力事業者拡大
実績	協力事業者 59 事業者	協力事業者 65 事業者	協力事業者 66 事業者

■今後の課題■

地域で支え合う仕組みづくりを構築するためには、地域人材の発掘と参加促進に向けた取組が必要です。元気な高齢者の積極的な参加による見守り、生活支援など地域で支え合う体制づくりを行っていく必要があります。

(2) 安全・安心な生活環境の確保

- 高齢者等に対し、交通や防犯、消費者被害、虐待等の未然防止を目的に各種啓発活動を実施しました。
- 認知症高齢者等の見守り・徘徊への対応の充実や成年後見制度の周知・利用支援など権利擁護施策の推進に努めました。

■今後の課題■

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加により、災害等の非常時に支援を必要とする災害時要援護者の数は増加すると見込まれます。すべての市民が安全で安心して生活できる環境を創出するため、防災・防犯対策等の推進を図っていく必要があります。

第4節 アンケート調査からみた袖ヶ浦市の現状

1 調査の概要

袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定に向け、高齢者の方などの生活の状況や生活支援サービスの必要性等を把握する基礎資料とするため、各種アンケート調査を行いました。

(1) 調査の実施概要

調査の実施概要は以下に示すとおりです。

■調査の実施概要■

調査種別	対象者	配布数	調査方法	調査期間
(1) 介護予防・日常生活圏ニーズ調査	①市内に居住する一般高齢者 (要介護認定を受けていない65歳以上の市民)	1,786 票	郵送法	令和元年 12 月
	②市内に居住する一般高齢者 (要支援1・2認定者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者)	609 票		
(2) 介護保険・高齢者福祉に関する調査	③市内に居住する 要介護1・2認定者	517 票	郵送法	令和元年 12 月
	④市内に居住する 要介護3～5認定者	288 票		
	⑤市内に居住する満40～64 歳の市民(第2号被保険者)	500 票		
(3) 在宅介護実態調査	⑥要支援・要介護認定の 更新・区分変更申請に伴う 認定調査を行った、市内の 居宅に居住する市民	446 票	認定調査員 による聞き 取り調査	平成31 年4月～ 令和元年 12 月
(4) 事業者調査	⑦袖ヶ浦市内で介護サービス を提供する事業所	95 票	郵送法	令和元年 9 月

(2) アンケートの回収実績

アンケートの回収実績は以下に示すとおりです。

■回収実績■

調査種別	対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	①	1,786 票	1,248 票	69.9%
	②	609 票	458 票	75.2%
	小計	2,395 票	1,706 票	71.2%
(2) 介護保険・高齢者福祉に関する調査	③	517 票	330 票	63.8%
	④	288 票	165 票	57.3%
	⑤	500 票	248 票	49.6%
(3) 在宅介護実態調査	⑥	446 票	425 票	95.3%
(4) 事業者調査	⑦	95 票	45 票	47.4%

(3) 回答者の属性

各調査の回答者の属性は以下に示すとおりです。

■回答者の属性（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）■

単位：件

属性		全体	①一般高齢者	②要支援 1 ・ 2 認定者、総合事業対象者			無回答
			認定を受けていない	要支援 1 認定者	要支援 2 認定者	総合事業対象者	－
全体		1,706	1,248	166	158	103	31
性別	男性	743	596	59	46	31	11
	女性	935	631	106	110	70	18
	無回答	28	21	1	2	2	2
年齢	65～69 歳	378	358	11	6	3	0
	70～74 歳	439	381	17	15	19	7
	75～79 歳	388	275	43	31	36	3
	80～84 歳	258	144	38	40	26	10
	85 歳以上	226	81	53	64	19	9
	無回答	17	9	4	2	0	2
居住地区	昭和地区	416	311	36	35	27	7
	長浦地区	689	517	61	59	45	7
	根形地区	166	113	23	18	9	3
	平岡地区	222	172	19	20	9	2
	中川・富岡地区	153	100	18	21	12	2
	無回答	60	35	9	5	1	10

■回答者の属性（介護保険・高齢者福祉に関する調査）■

単位：件

属性		③要介護1・2 認定者	④要介護3～5 認定者	属性		⑤満40～64歳
全体		330	165	全体		248
性別	男性	131	65	性別	男性	79
	女性	189	99		女性	163
	無回答	10	1		無回答	6
年齢	65歳未満	17	12	年齢	40～44歳	39
	65～69歳	22	11		45～49歳	28
	70～74歳	21	22		50～54歳	30
	75～79歳	57	31		55～59歳	35
	80～84歳	63	24		60～64歳	101
	85～89歳	81	27		無回答	15
	90歳以上	65	37			
	無回答	4	1			
居住地区	昭和地区	90	40	居住地区	昭和地区	55
	長浦地区	101	61		長浦地区	94
	根形地区	38	17		根形地区	23
	平岡地区	43	20		平岡地区	37
	中川・富岡地区	48	22		中川・富岡地区	32
	無回答	10	5		無回答	7

■回答者の属性（在宅介護実態調査）■

単位：件

		⑥要支援・要介護認定の更新・区分変更申請に伴う 認定調査を行った、市内の居宅に居住する市民					
全体		425		全体		425	
要介護度	要支援１・ ２認定者	121		世帯類型	単身世帯	68	
	要介護１・ ２認定者	214			夫婦のみ 世帯	93	
	要介護３ 以上認定者	80			その他	255	
	無回答	10			無回答	9	

2 調査結果の概要

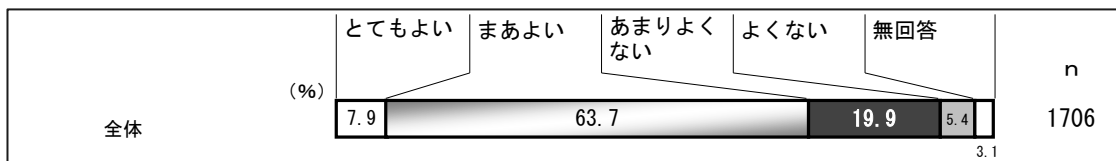
(1) 健康状態

要介護認定を受けていない高齢者を対象としたアンケート調査では、現在の健康状態に対して「あまりよくない」または「よくない」と答えた回答者は合わせて全体の25.3%となっており、比較的元気な人²であっても、4人に1人が健康状態に不安を感じていることがうかがえます。

現在治療中または後遺症のある病気については、「高血圧」が最も多くなっています。

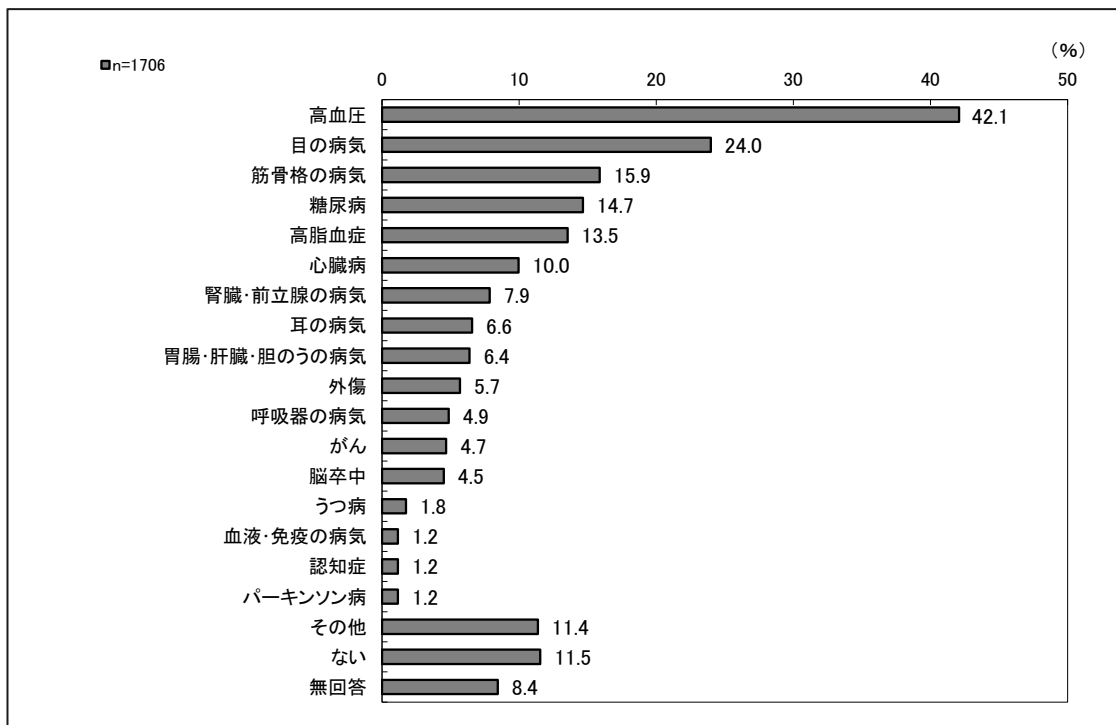
■現在の健康状態■

(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者等）)



■現在治療中または後遺症のある病気■

(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者等）)



² 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の調査対象となる要介護認定を受けていない人を指す。

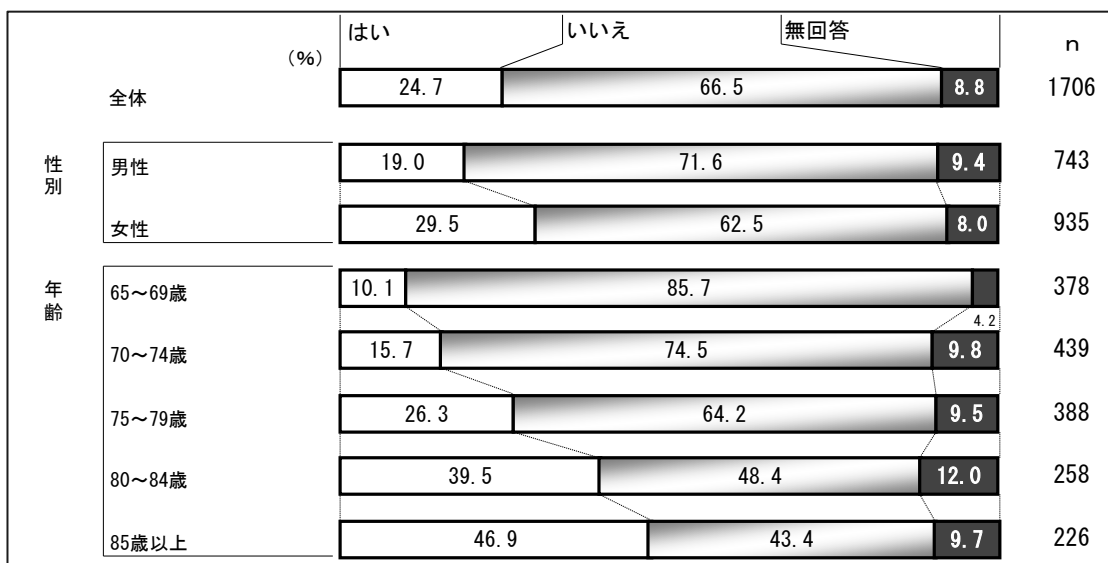
(2) 普段の生活での困りごと

普段の生活での困りごとがあるかたずねたところ、全体では「はい」が24.7%を占めています。男性よりも女性の「はい」の割合が高くなっているほか、高齢になるにつれて「はい」の割合が高くなっており、年を重ねることで何らかの課題を抱える人が多くなることがわかります。

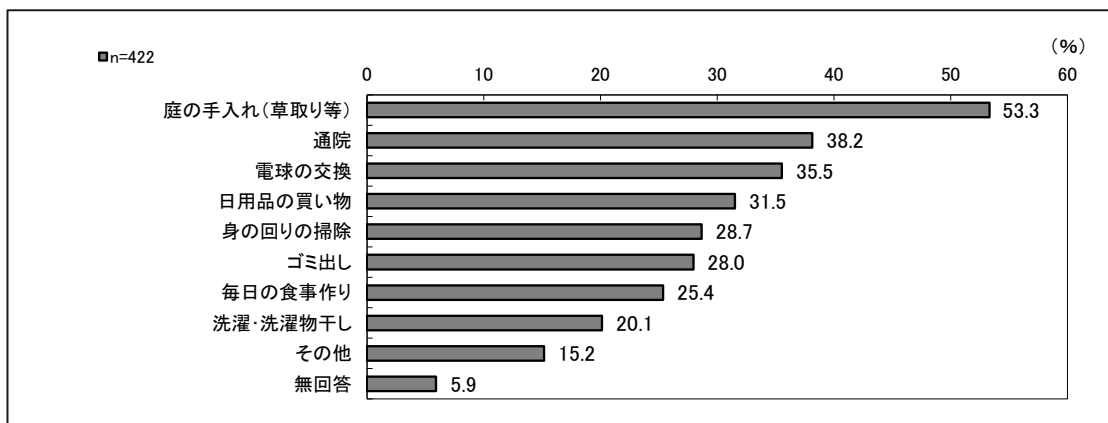
また、困りごとの内容については、「庭の手入れ（草取り等）」や「通院」、「電球の交換」などが上位となっています。

■ 普段の生活で困りごとがあるか ■

(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者等）)

**■ 困りごとの内容 ■**

(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者等）)

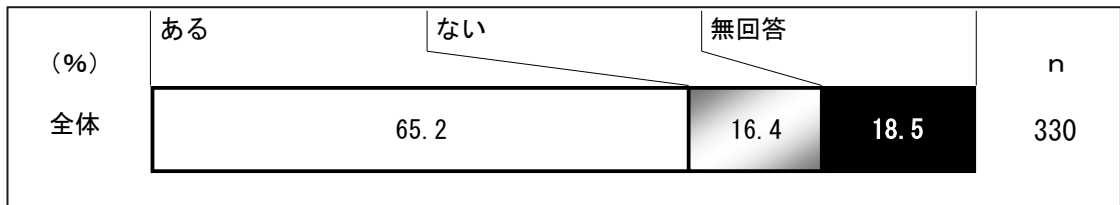


(3) 介護の不安や悩み・認知症対策

要介護認定を受けている高齢者の家族介護者に対し、介護の不安や悩みがあるかたずねたところ、要介護1・2認定者では「ある」が65.2%、要介護3～5認定者では72.1%と高い割合を占めています。

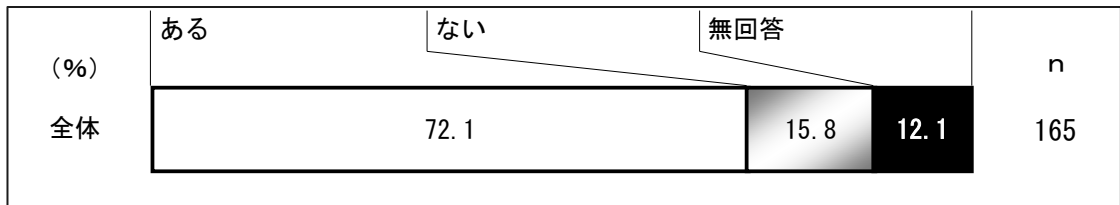
■介護の不安や悩みがあるか■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査(要介護1・2認定者))



■介護の不安や悩みがあるか■

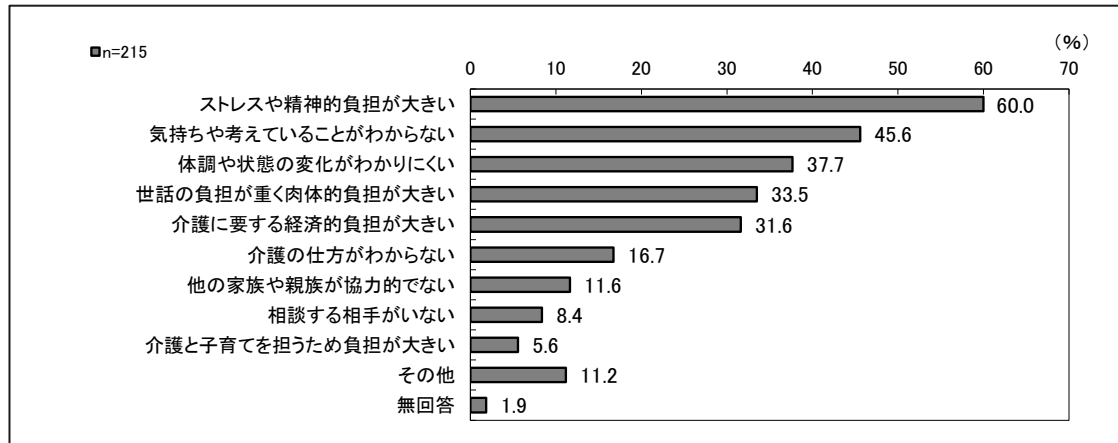
(介護保険・高齢者福祉に関する調査(要介護3～5認定者))



不安や悩みの内容については、要介護1・2認定者、要介護3～5認定者ともに「ストレスや精神的負担が大きい」が第1位となっています。

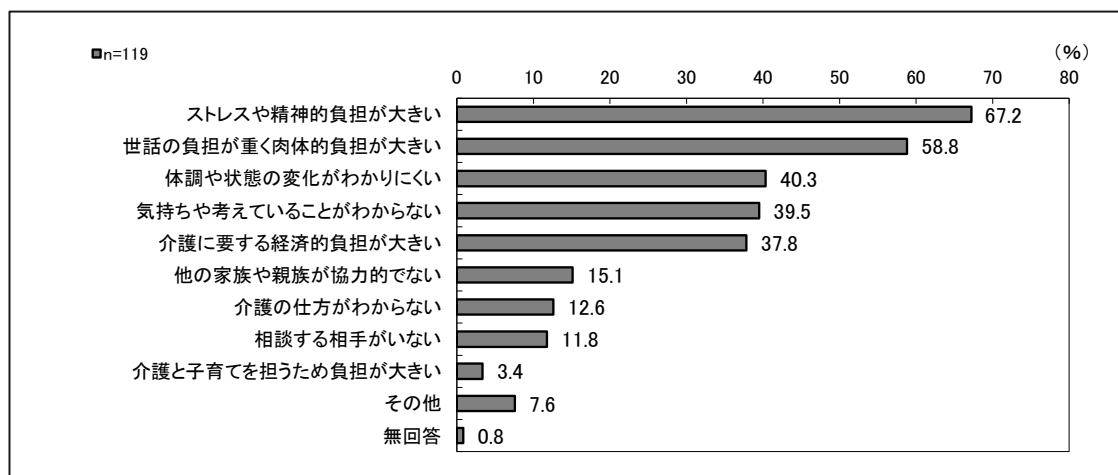
■不安や悩みの内容■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査(要介護1・2認定者))



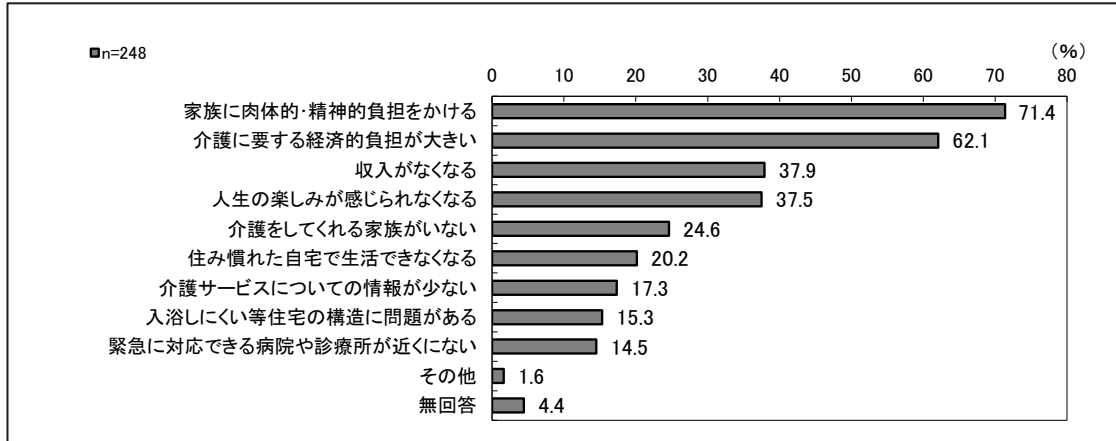
■不安や悩みの内容■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査(要介護3～5認定者))

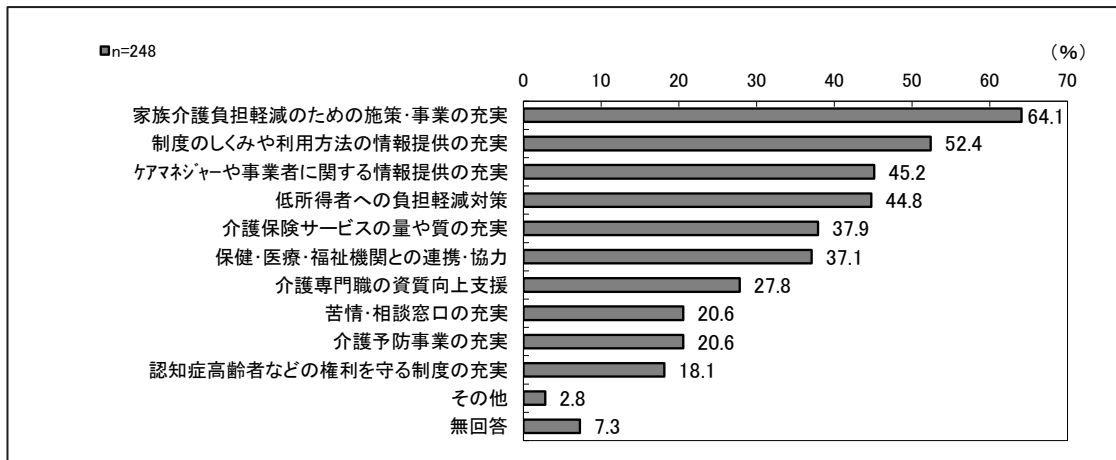


第2号被保険者に対し、自身が要介護状態になった場合に困ることについてたずねたところ、「家族に肉体的・精神的負担をかける」が第1位となっています。また、介護に関して今後市に望むことについてたずねたところ、「家族介護負担軽減のための施策・事業の充実」が第1位となっています。

■自身が要介護状態になった場合に困ること■
(介護保険・高齢者福祉に関する調査(第2号被保険者))



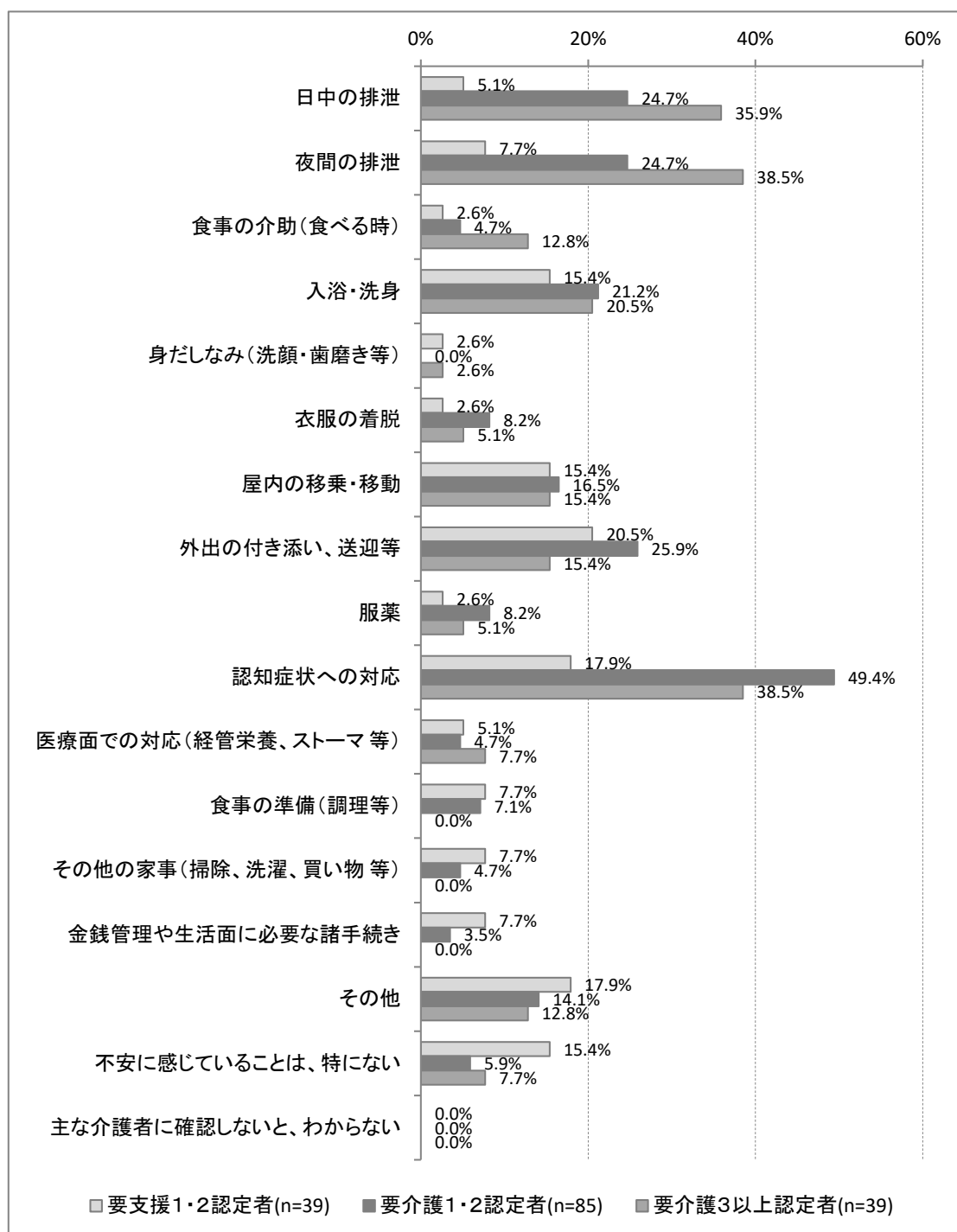
■介護に関して今後市に望むこと■
(介護保険・高齢者福祉に関する調査(第2号被保険者))



現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護についてたずねたところ、「認知症状への対応」が大きな割合を占めており、特に要介護1・2認定者では49.4%を占めています。

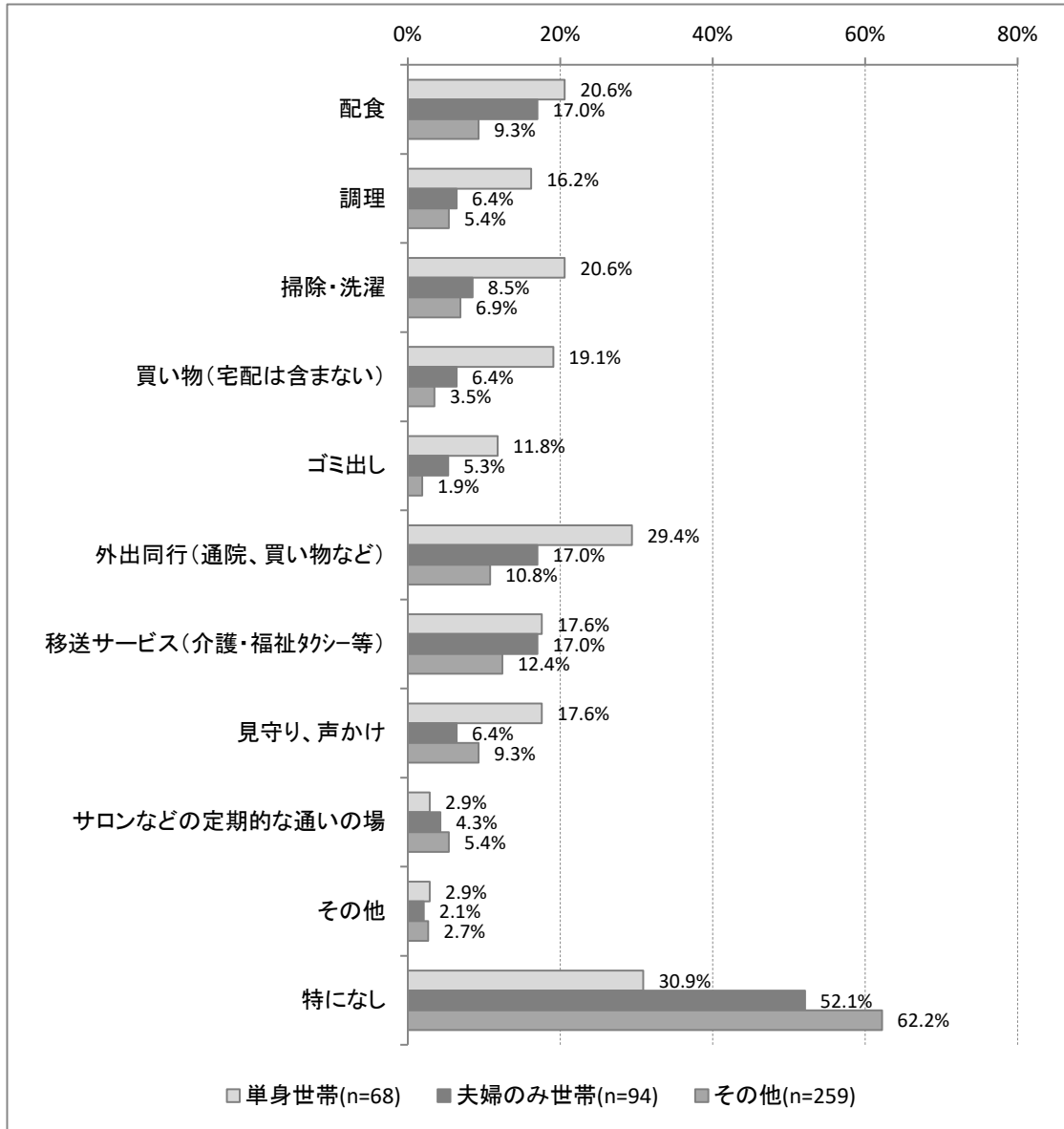
また、要介護3以上認定者では「日中の排泄」と「夜間の排泄」がいずれも4割弱を占めています。

■介護者が不安に感じる介護（要介護度別）■
（在宅介護実態調査）



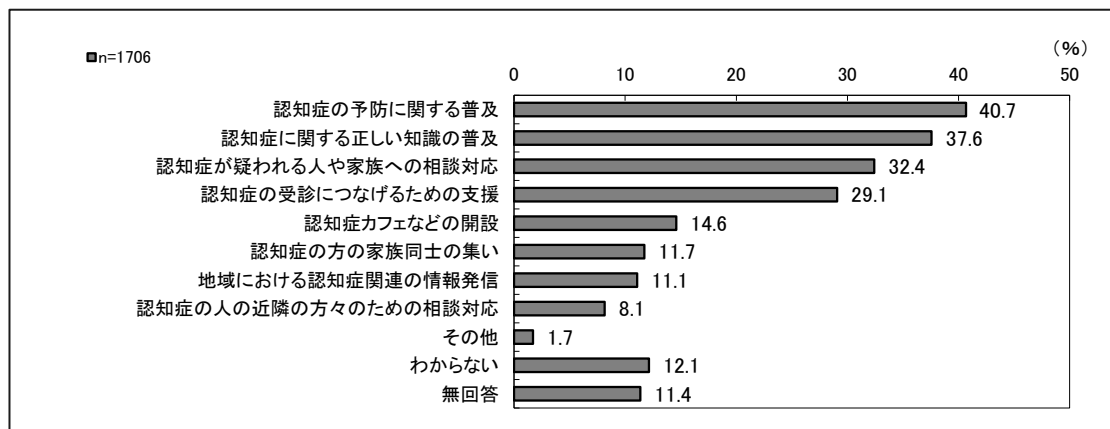
世帯類型別に在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについてみると、単身世帯では「外出同行（通院、買い物など）」が29.4%で最も高くなっており、夫婦のみ世帯では「配食」・「外出同行（通院、買い物など）」・「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が同率（17.0%）で最も高くなっています。

■在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（世帯類型別）■
（在宅介護実態調査）

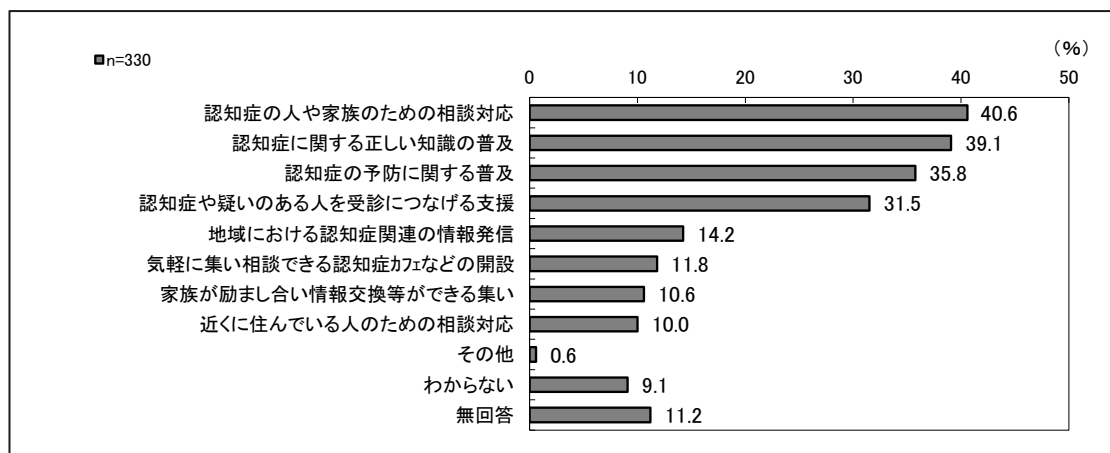


認知症について今後力を入れてほしい取組についてたずねたところ、一般高齢者等では「認知症の予防に関する普及」が最も多くなっているのに対し、要介護1以上の認定者、第2号被保険者では「認知症の人や家族のための相談対応」が最も多くなっています。

■認知症について今後力を入れてほしい取組■
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者等））

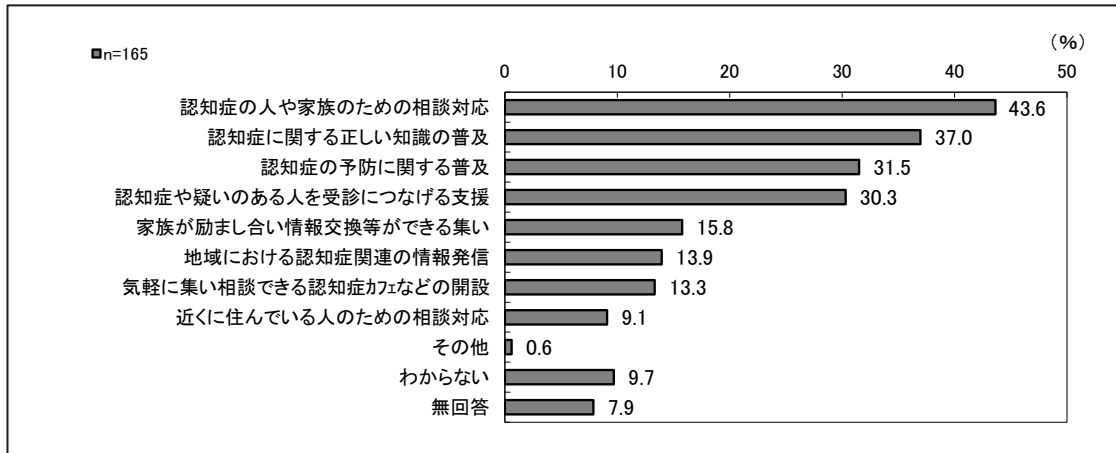


■認知症について今後力を入れてほしい取組■
(介護保険・高齢者福祉に関する調査（要介護1・2認定者））



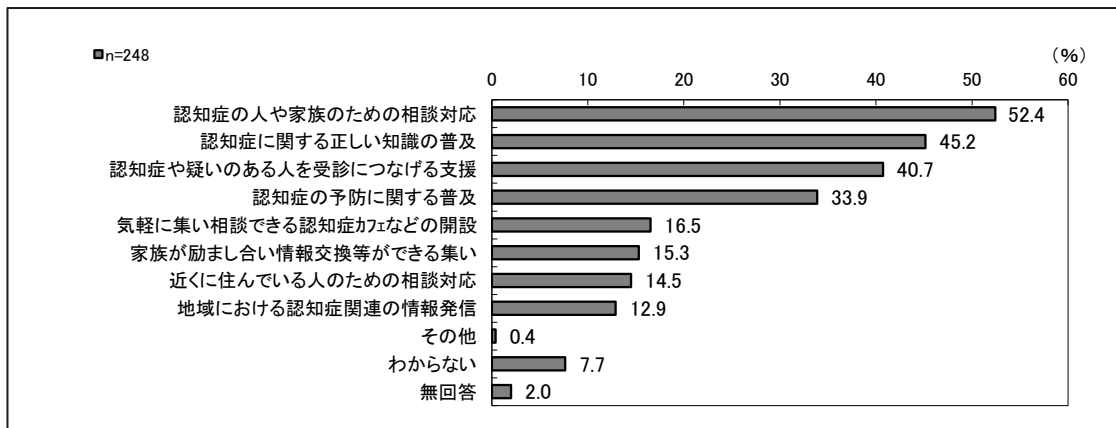
■認知症について今後力を入れてほしい取組■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査(要介護3～5認定者))



■認知症について今後力を入れてほしい取組■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査(第2号被保険者))



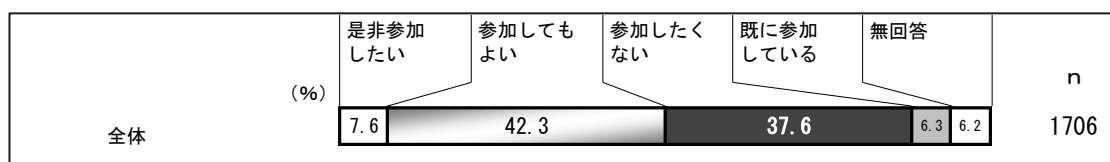
(4) 地域活動への参加

参加者として地域活動へ参加したいかたずねたところ、「参加してもよい」は一般高齢者等では42.3%、「是非参加したい」は7.6%となっており、5割弱の回答者が参加意向を示しています。また、要介護1・2認定者でも「参加してもよい」が25.5%となっています。第2号被保険者では「参加してもよい」が5割近くを占めており、高齢者のみならず、若年層の参加も増加させていく必要があります。

一方で、企画・運営としての参加意向についてみると、「参加したくない」が一般高齢者等では58.9%、要介護1・2認定者では68.5%、第2号被保険者では58.5%を占めています。

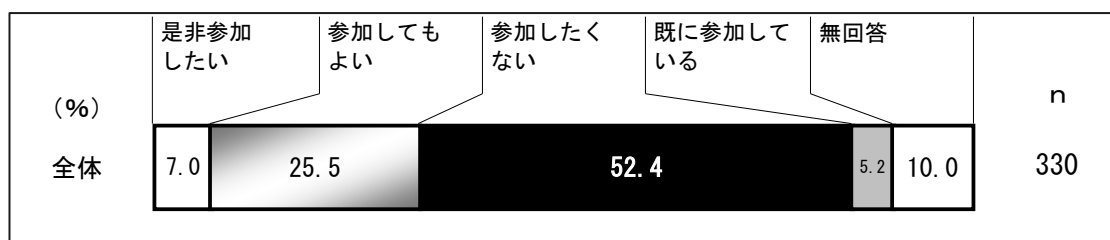
■参加者としての地域活動への参加意向■

(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (一般高齢者等))



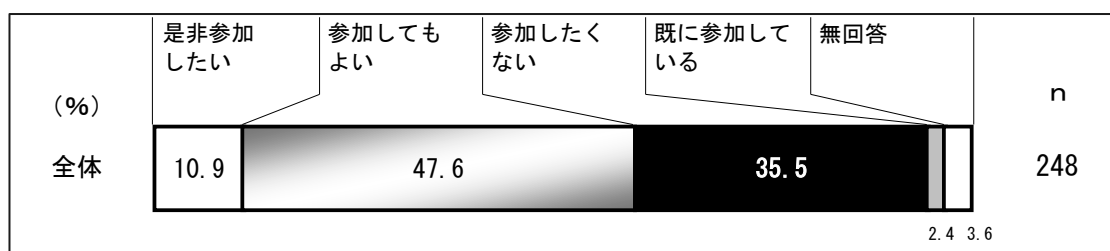
■参加者としての地域活動への参加意向■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査 (要介護1・2認定者))



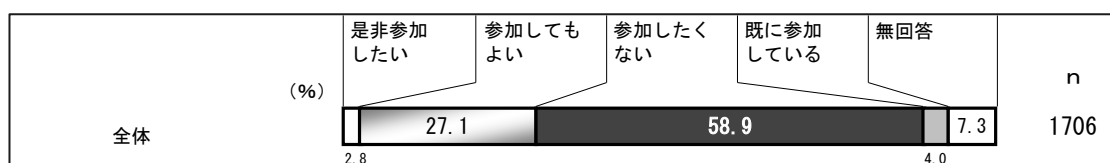
■参加者としての地域活動への参加意向■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査 (第2号被保険者))



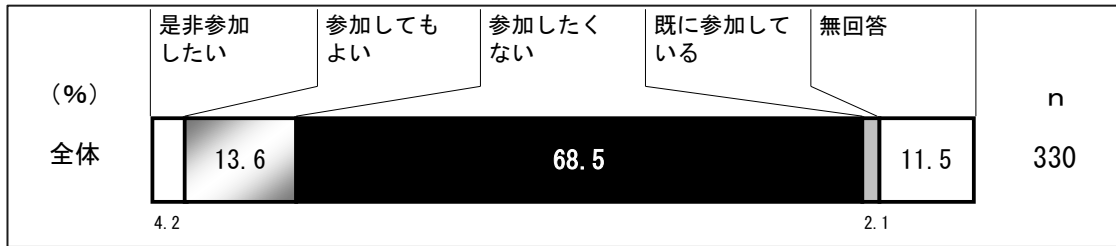
■企画・運営としての地域活動への参加意向■

(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (一般高齢者等))



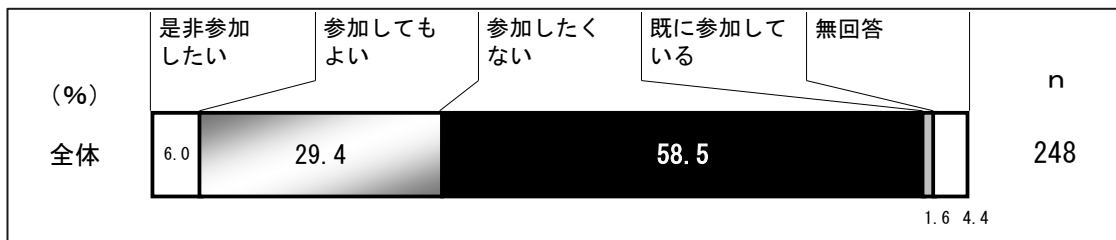
■企画・運営としての地域活動への参加意向■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査(要介護1・2認定者))



■企画・運営としての地域活動への参加意向■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査(第2号被保険者))

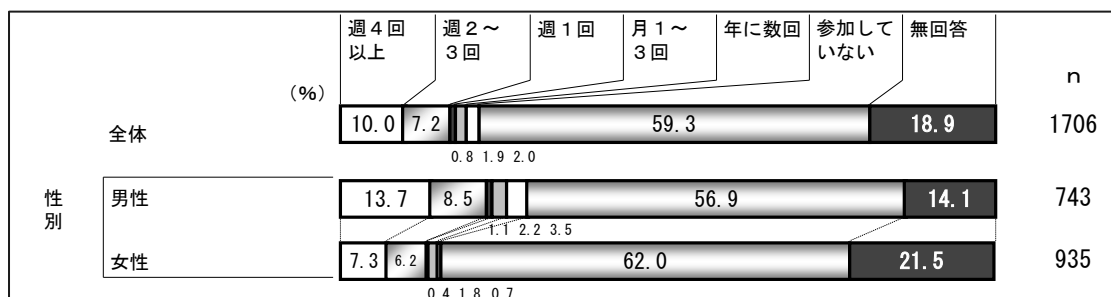


(5) 就労について

要介護認定を受けていない高齢者を対象に、収入のある仕事への参加状況をたずねたところ、合わせて21.9%の人が1年間に何らかの仕事で収入を得ていたことがわかります。参加している人の割合は女性よりも男性の方が高く、「週4回以上」は13.7%を占めています。

■収入のある仕事への参加状況■

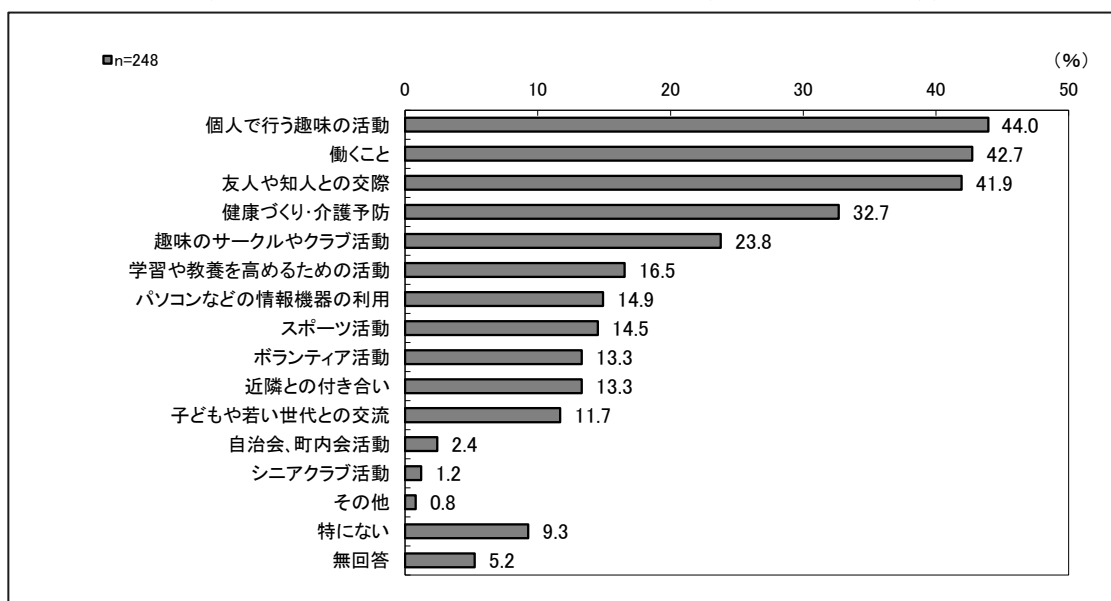
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(一般高齢者等))



また、第2号被保険者を対象に、老後やってみたいことについてたずねたところ、「働くこと」が42.7%で第2位となっています。

■老後やってみたいこと■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査(第2号被保険者))

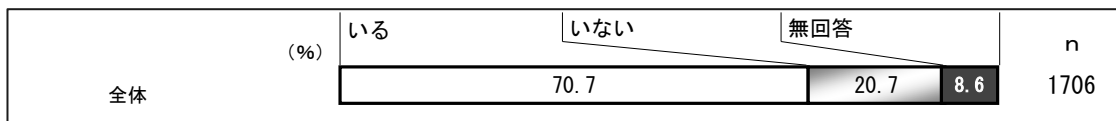


(6) 災害時の対応

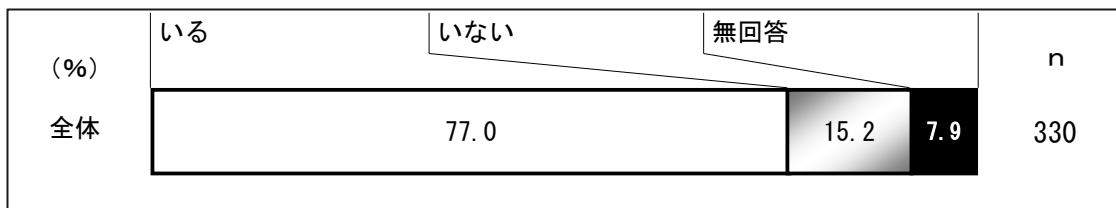
災害時の避難を助けてくれる人については、一般高齢者等では「いない」が2割強を占めています。要介護度が重くなるにつれて「いない」の割合は低くなるものの、1割から2割程度の回答者は非常時における支援者が確保できていないことがわかります。

災害時のことで不安を感じていることについては、一般高齢者等では「災害発生直後に必要な情報を得られるか」が最も多く、「避難所まで移動できるか」、「救助が必要なことを知らせることができるか」などが続いています。

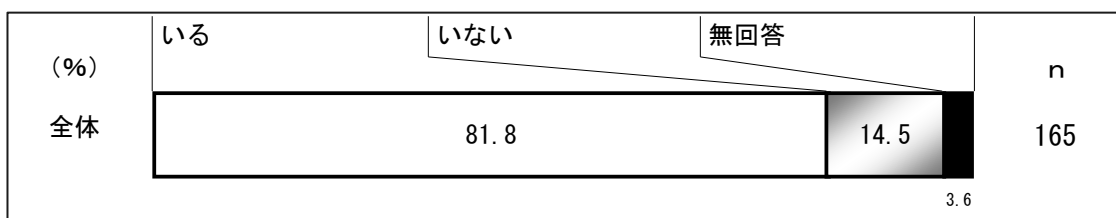
■災害時の避難を助けてくれる人の有無■
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者等）)



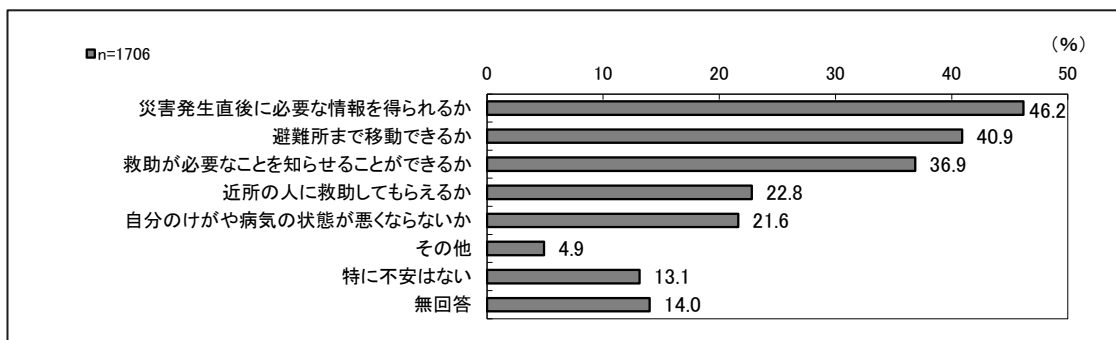
■災害時の避難を助けてくれる人の有無■
(介護保険・高齢者福祉に関する調査（要介護1・2認定者）)



■災害時の避難を助けてくれる人の有無■
(介護保険・高齢者福祉に関する調査（要介護3～5認定者）)



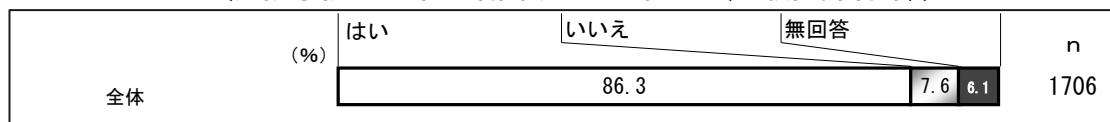
■災害時のことで不安を感じていること■
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者等）)



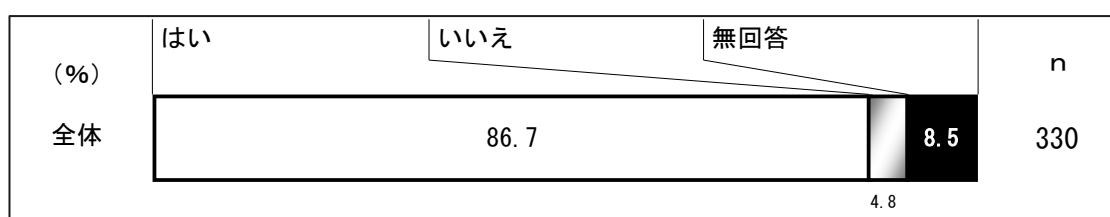
(7) 今後の居住意向と最期を迎える場

住み慣れた地域で最期まで暮らしたいと思うかたずねたところ、第2号被保険者以外では、「はい」が9割弱を占めています。

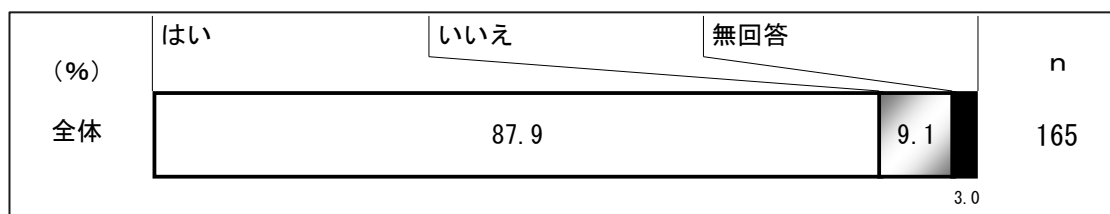
■住み慣れた地域で最期まで暮らしたいと思うか■ (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (一般高齢者等))



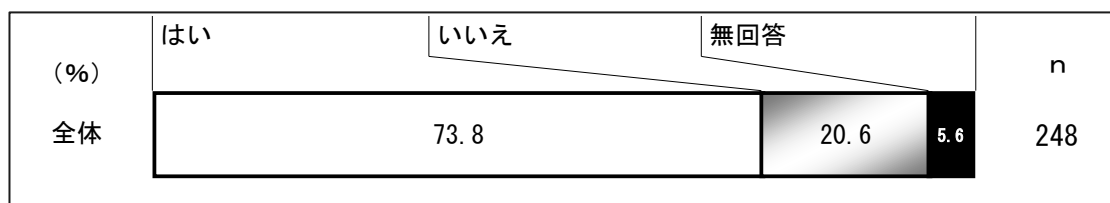
■住み慣れた地域で最期まで暮らしたいと思うか■ (介護保険・高齢者福祉に関する調査 (要介護1・2認定者))



■住み慣れた地域で最期まで暮らしたいと思うか■ (介護保険・高齢者福祉に関する調査 (要介護3～5認定者))



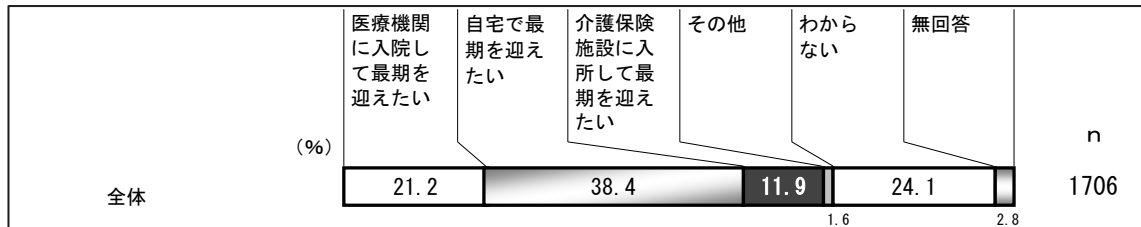
■住み慣れた地域で最期まで暮らしたいと思うか■ (介護保険・高齢者福祉に関する調査 (第2号被保険者))



また、将来最期を迎えたい場についてたずねたところ、要介護度が上昇するにつれて「自宅で最期を迎えたい」の割合が高くなる傾向がうかがえ、要介護3～5認定者では47.9%を占めています。

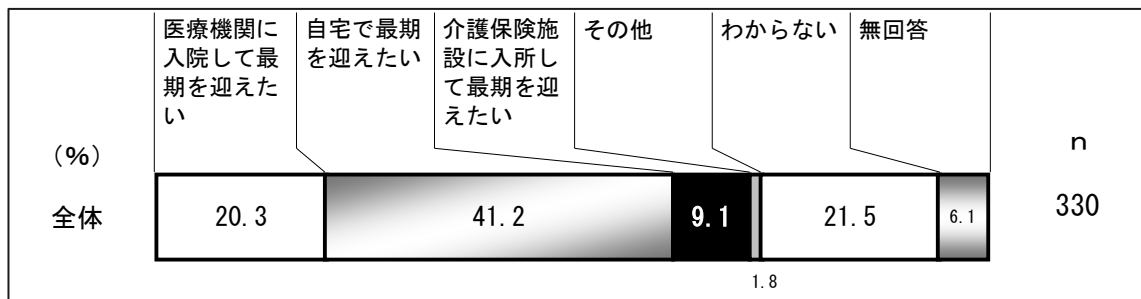
■将来最期を迎えたい場■

(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (一般高齢者等))



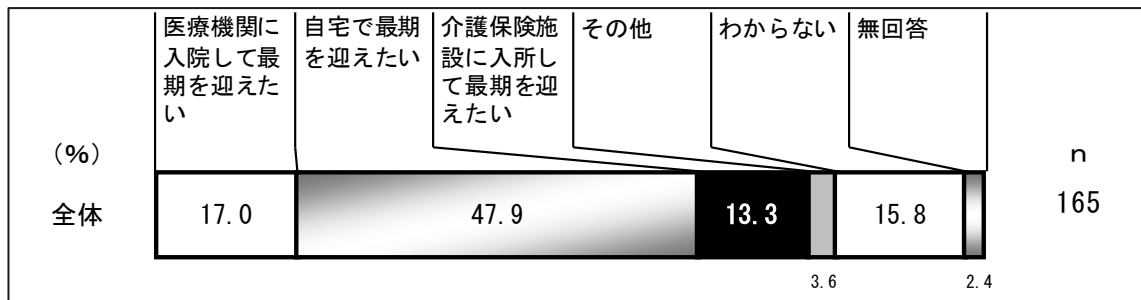
■将来最期を迎えたい場■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査 (要介護1・2認定者))



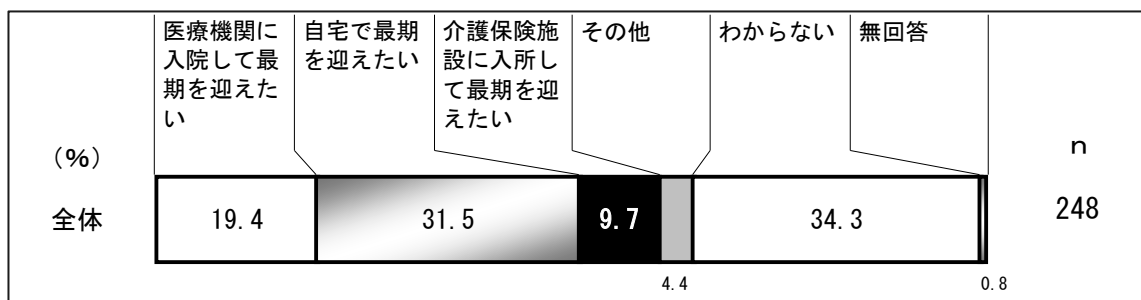
■将来最期を迎えたい場■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査 (要介護3～5認定者))



■将来最期を迎えたい場■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査 (第2号被保険者))



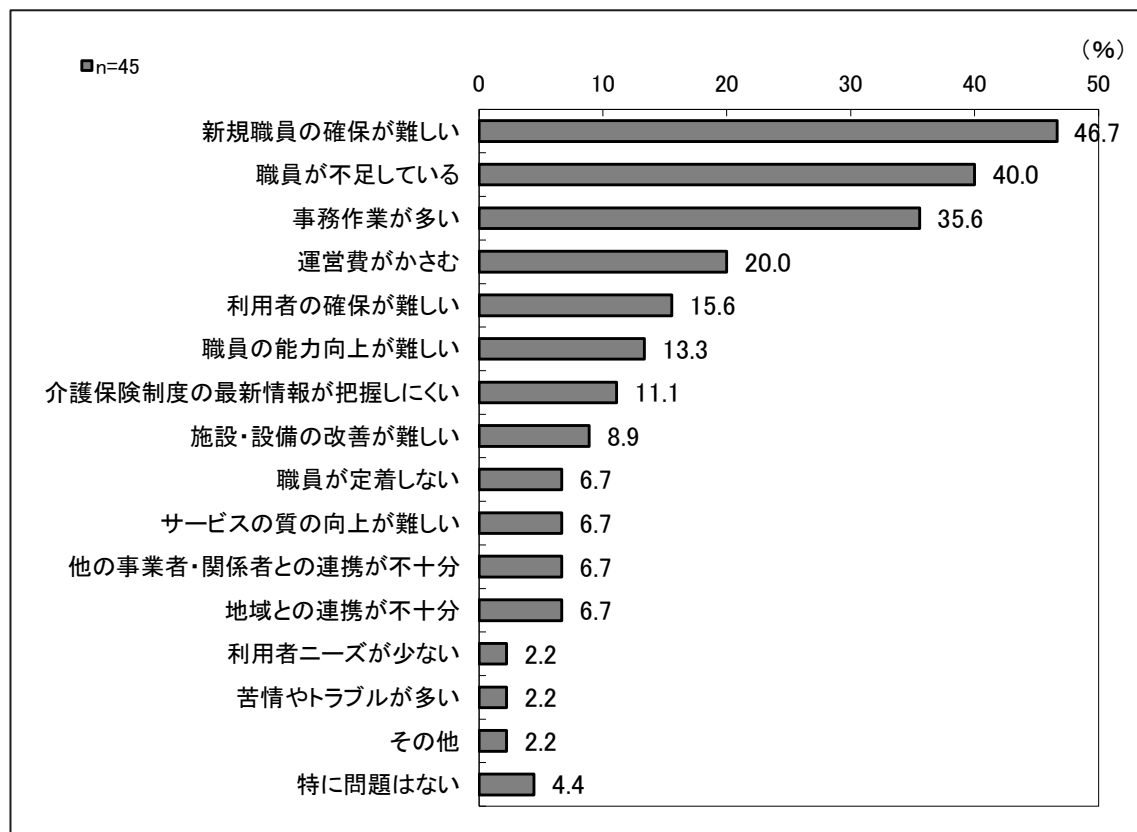
(8) 事業者の課題

事業運営における課題についてたずねたところ、「新規職員の確保が難しい」(46.7%)と「職員が不足している」(40.0%)の2項目が上位となっています。介護人材の確保に課題を抱える事業者が多いことがわかります。

また、「事務作業が多い」(35.6%)も比較的多い課題の1つとなっています。

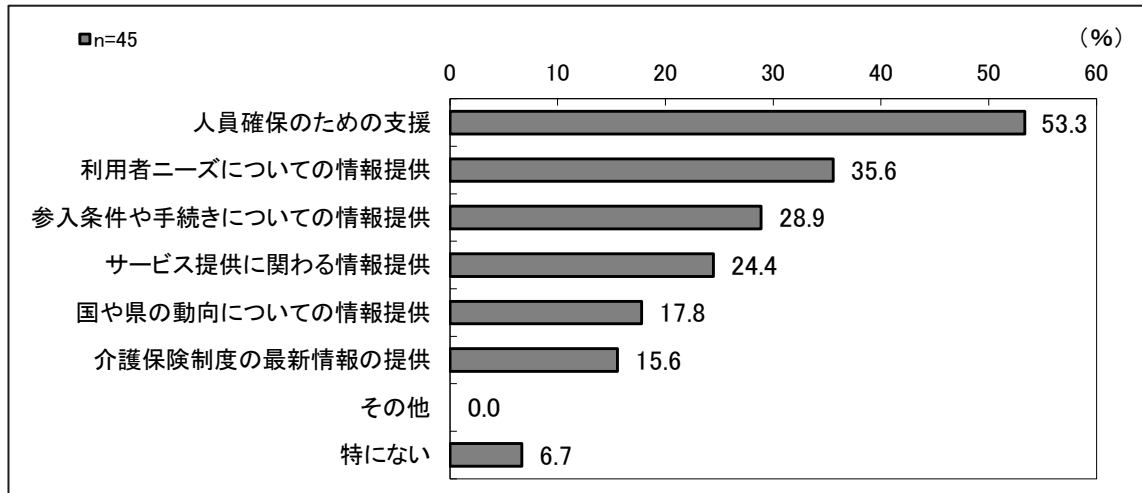
■事業を運営する上での課題■

(事業者調査)



介護サービスを新設する場合にあるとよい支援についても、「人員確保のための支援」（53.3%）が最も多くなっています。

■介護サービスを新設する場合にあるとよい支援■
（事業者調査）

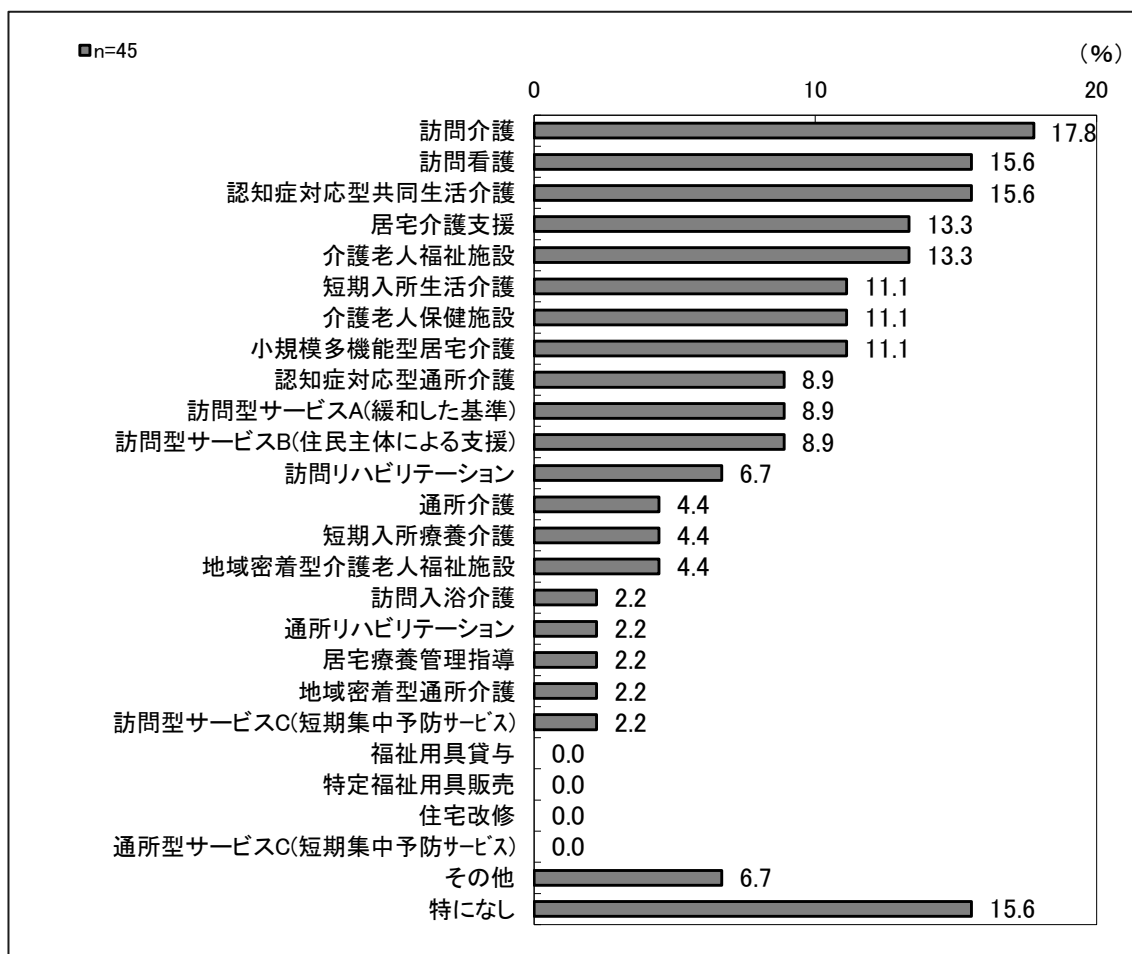


(9) 介護サービスの見込み

不足している、または今後不足すると見込まれるサービスについて事業者にたずねたところ、「訪問介護」(17.8%)が最も多く、次いで「訪問看護」・「認知症対応型共同生活介護」(同率15.6%)、「居宅介護支援」・「介護老人福祉施設」(同率13.3%)となっています。

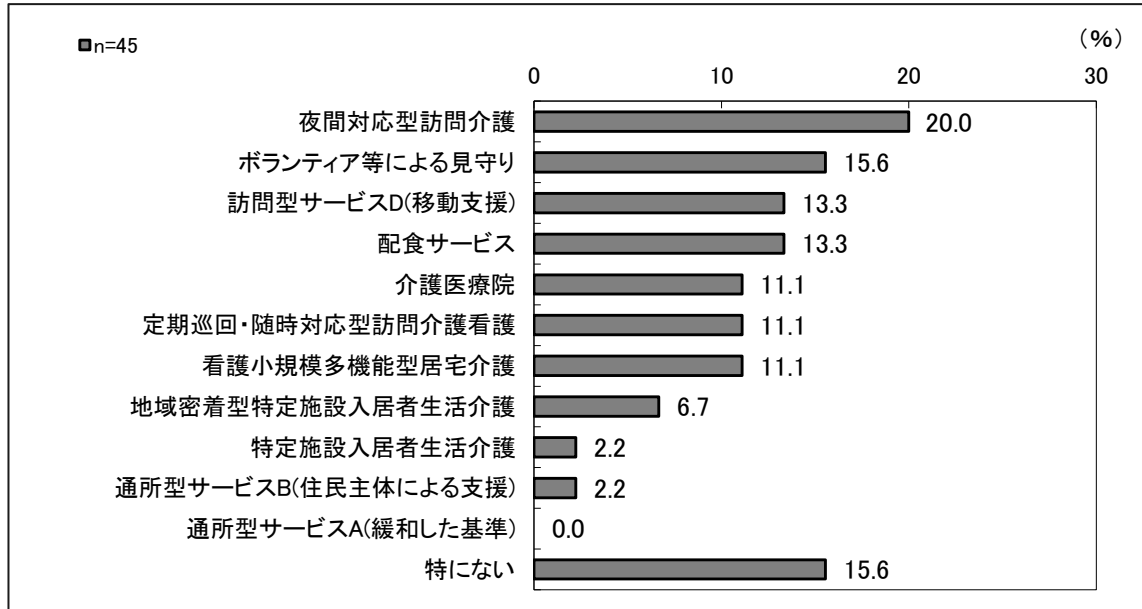
■不足している、または今後不足する介護サービス■

(事業者調査)



市内にないサービスで、今後ニーズが高まると想定されるサービスについては、「夜間対応型訪問介護」(20.0%)、「ボランティア等による見守り」(15.6%)、「訪問型サービスD(移動支援)」・「配食サービス」(同率13.3%)が上位となっています。

■今後ニーズが高まると想定されるサービス■
(事業者調査)



第5節 第8期計画における重点課題

高齢者、要介護者数等の推移や動向、第7期計画の事業の実施状況、今後の施策ニーズ、介護保険制度の改正等を踏まえ、第8期計画の重点課題を次のとおり整理します。

重点課題1：高齢者の健康づくりと介護予防の取組の充実

「健康」であることはすべての市民の願いであり、平成14年に成立した「健康増進法」には、健康を保つことに対する国や地方公共団体の責任が明記されるとともに、国民の責務でもあるとされています。一方で、日本人の死因の多くは悪性新生物（がん）や脳血管疾患、心疾患などとなっており、これらは食事や運動、喫煙、飲酒、ストレス等の生活習慣に大きく影響される疾病です。要介護認定を受けていない高齢者を対象としたアンケート結果では、現在治療中または後遺症のある病気として「高血圧」が第1位となっています。生活習慣病予防のための正しい健康知識の理解や、定期的な健診の受診勧奨等を進めていく必要があります。

また、医療の発達等により、日本人の平均寿命は過去最高を更新し続けています。長寿は喜ばしいことである一方で、介護を要する状態が長く続くことは、高齢者本人のみならず、周囲の家族等にとって身体的・精神的に大きな負担や不安を強いることにつながります。高齢者数の増加が今後も長期的に続くことが見込まれることから、高齢となることへの強い不安を感じる人はますます増加していくことが想定されます。要介護認定を受けている市民を対象としたアンケート調査では、介護の不安や悩みが「ある」と回答した人は多く、要介護3～5認定者では回答者の72.1%を占めています。安心して年を重ねることができるよう、可能な限り自立した生活を続けてもらえる介護予防の取組を充実していく必要があります。

重点課題2：地域包括ケアシステムの深化・推進

本計画策定にあたって実施したアンケート結果では、将来最期を迎えたい場として、自宅を希望する人の割合が多くなっています。住み慣れた地域で最期まで暮らし続けたいという市民の希望をかなえるためには、在宅介護サービスの充実のみならず、在宅での医療の提供や医療・介護間の連携体制のさらなる強化が求められており、在宅でのターミナルケアの充実に向けて在宅医療・介護の連携を深めていく必要があります。

また、高齢者人口の増加に伴い、介護や医療のニーズは今後も長期的に高まっていくことが見込まれています。一方で、高齢者を支える現役世代の人口はさらに減少していくことが見込まれ、介護保険サービス、生活支援サービスを支える福祉人材の確保はますます困難になることが見込まれます。介護保険サービス事業者を対象に実施した調査では、事業を運営する上での問題として「新規職員の確保が難しい」と「職員が不足している」が上位2項目となっており、介護人材の確保・定着は事業者にとっても大きな課題となっていることがうかがえます。

高齢者の生活を支えるためには、介護保険サービスだけでは不十分です。また、複雑化・複合化する生活課題は、行政による支援だけでは難しいケースも少なくありません。行政による支援の充実はもちろんのこと、地域内での支え合い・助け合いの関係性を強化し、すべての市民が状況に応じて支え手と受け手の両方になれる社会づくりを進めていく必要があります。地域福祉計画等との連動を図りながら、最期まで住み慣れた地域での生活を続けられるまちづくりが必要とされることから、「医療」「介護」「住まい」「生活支援」「介護予防」を柱とする「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ることが求められています。

重点課題3：認知症の人とその家族を支える地域づくり

認知症の人は高齢化・長寿命化に伴って増加傾向にあります。全国の認知症の有病者数は令和7（2025）年に700万人を超えるという推計も公表されています。今回実施したアンケート調査でも、市が今後力を入れてほしい取組として、「認知症の予防に関する普及」のほか、「認知症の人や家族のための相談対応」、「認知症に関する正しい知識の普及」などが上位となっています。認知症は本人のみならず、介護する家族にとっても大きな負担となることから、認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、高齢者だけでなく、すべての市民が認知症に対する正しい理解のもと、必要な支援を提供できるよう、認知症の人との共生を社会全体で図っていく必要があります。

重点課題4：高齢者の社会参加と地域の担い手としての活躍の場の提供

核家族化が進行し、多様で便利なサービスが提供される現代においては、地域との結び付きが浅い傾向にあるほか、日常的に家族や地域の人との交流がなくても生活が成り立つようになっていきます。退職などを契機として人間関係が希薄化する高齢者は少なくなく、生活課題があっても周囲にサポートを依頼しにくい・依頼されにくい状態となっています。第2号被保険者を対象に実施したアンケートでは、近所との付き合いについて必要性を「感じる」と回答した割合が64.9%を占めています。また、地域活動への参加者としての参加意向についても、「参加してもよい」が47.6%を占めていることから、地域活動への参加意欲を喚起させられるよう、若年層への働きかけも強めていく必要がうかがえます。

このほか、要介護認定を受けていない高齢者を対象としたアンケート調査では、収入のある仕事に「参加している」人は全体の21.9%を占めています。また、第2号被保険者を対象に行ったアンケート調査では、老後やってみたいこととして「働くこと」と回答した人が全体の42.7%を占めています。高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少が同時に進むことが見込まれる中で、高齢者による就労は、不足する労働人口の確保のみならず、高齢者自身の生きがいの創出にもつながることが期待されています。就労希望のある高齢者が地域や企業等組織において役割を見つけ出せるような取組が求められます。

第3章 計画の基本理念と基本的方向

第1節 基本理念

第7期計画においては、「袖ヶ浦市総合計画」及び「袖ヶ浦市地域福祉計画」を踏まえつつ、各種施策・事業の実施に努めてきました。

今後ますます高齢化が進行していく中で、介護を必要とする人の増加や高齢者の生活意識、ニーズ等がさらに多様化していくことが予想されていることから、より一層の高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止に向けた取組や、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた一層の取組を進めていくとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるよう取り組んでいく必要があります。

本計画では、これまで掲げてきた理念と進めてきた取組を踏まえ、新たな袖ヶ浦市総合計画の基本的視点も考慮し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、高齢者が住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らし続けられるまちの実現を目指し、以下の基本理念を設定します。

■第8期計画の基本理念■

ふれあいとささえあい
ともに安心して暮らせる まちづくり

第2節 基本目標

基本理念及び第7期計画における課題や市民ニーズ等を踏まえながら、重点課題への取組を行うとともに、第8期計画における地域包括ケアシステムのさらなる充実に向け、次に掲げる4つの基本目標を設定し、施策を推進していきます。

基本目標1：介護予防と健康づくりの推進

すべての市民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしをより長く続けていけるように、加齢や生活習慣を原因とする身体機能の衰えや生活習慣病を予防するため、市民一人ひとりが、自らの健康に関心を持ち、定期的な健康診査等の受診や年齢等に応じた健康づくりを継続して取り組めるよう支援を行います。

また、地域住民や医療・介護関係者、NPO法人、民間事業者等との連携を図りながら、介護予防・日常生活支援総合事業のさらなる整備や自立支援のためのリハビリテーションの充実を通じ、高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に向けた包括的な取組を行います。

基本目標2：住み慣れた地域での生活支援

要介護認定の有無に関わらず、健康に不安がある高齢者、ひとり暮らし高齢者など、日常生活を送る中で何らかの支援が必要とされる高齢者に対して、地域での自立した生活を送るための支援が必要です。今後、増加する傾向にある高齢者の相談や支援、介護予防のケアマネジメント等、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの体制強化を図ります。

また、地域包括ケアシステムの推進には、医療と介護の切れ目のない提供体制が重要となります。住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、地域の目指すべき姿を検討し、医療・介護を一体的に提供できる体制の構築に引き続き取り組みます。

そのほか、高齢者の多様なニーズに合った住まいへの支援や、要介護認定者向けに介護保険サービスの基盤整備を推進するほか、介護人材の確保・定着を図るための支援を行います。

基本目標3：地域で支え合う仕組みづくり

高齢者の生活を支えるためには介護保険制度による支援だけではなく、見守りや介護者の支援などの充実が欠かせません。市民一人ひとりが「お互いに助け合い、支え合う」という意識を醸成し、地域で支え合う仕組みづくりを推進します。

また、認知症になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを進めるため、認知症に対する正しい理解の普及と地域における理解と見守りを充実します。

基本目標4：生きがいづくりと社会参加の推進

高齢者が地域社会において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要であり、趣味や特技、サークル活動等を通じて、社会貢献できる機会の拡充が求められています。高齢者がそれぞれの知識や経験を活かし、社会的役割や生きがいを持って活動・活躍できるよう、就業機会の確保等にも努め、社会参加を促進します。

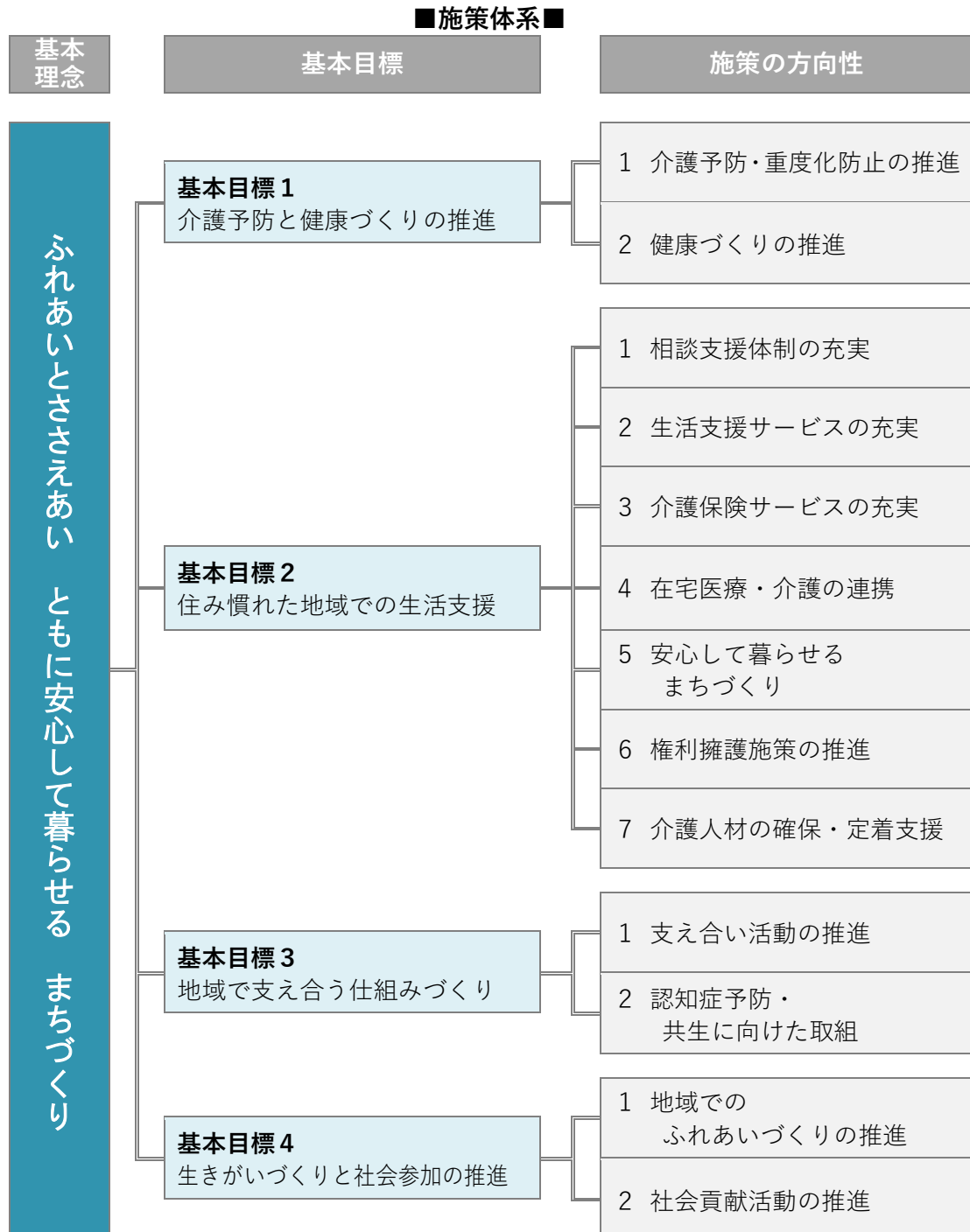
また、高齢者が生活支援サービスの担い手になることで、高齢者の日常生活上の支援体制の充実と高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることができ、これによって要介護状態になることを予防する効果も期待されます。

■重点課題と基本目標の関係性■

重点課題	基本目標			
	1	2	3	4
高齢者の健康づくりと介護予防の取組の充実	○			○
地域包括ケアシステムの深化・推進		○	○	○
認知症の人とその家族を支える地域づくり			○	
高齢者の社会参加と地域の担い手としての活躍の場の提供			○	○

第3節 施策体系

計画に掲げた基本理念と基本目標に基づき、以下の施策体系を設定し、施策の推進を図ります。



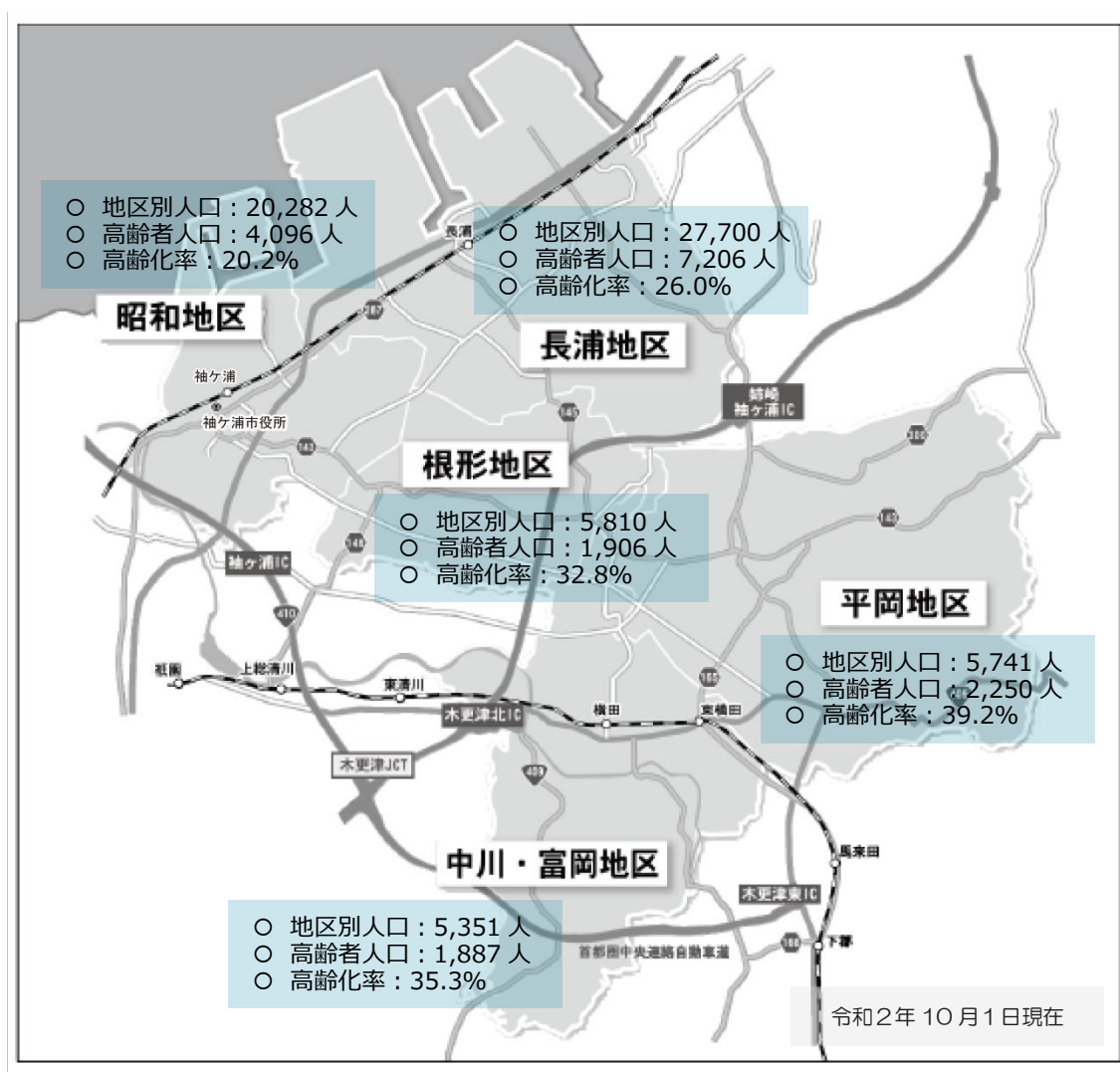
第4節 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める圏域です。これは市町村が高齢者福祉施策や介護保険事業という公的サービスの提供を展開していく区域となります。

本市の日常生活圏域については、第7期計画と同一区域である昭和地区、長浦地区、根形地区、平岡地区、中川・富岡地区の5つの圏域とし、地域のニーズに見合った適切なサービス提供体制の充実を図ります。

また、地域密着型サービスの整備については、これまでの計画と同様に、人口条件等に配慮し、長浦地区、昭和・根形地区、平岡・中川・富岡地区の3地区とします。

■袖ヶ浦市の日常生活圏域■



■高齢者日常生活圏域の住所区分■

圏域名称	住所
昭和地区	坂戸市場、奈良輪、奈良輪1丁目～2丁目、 袖ヶ浦駅前1丁目～2丁目、福王台1丁目～4丁目、 神納、神納1丁目～2丁目、南袖
長浦地区	今井、今井1丁目～3丁目、蔵波、蔵波台1丁目～ 7丁目、長浦、長浦駅前1丁目～8丁目、久保田、 久保田1丁目～2丁目、代宿、久保田代宿入会地、 椎の森、北袖、中袖
根形地区	飯富、下新田、三ツ作、大曽根、野田、勝、のぞみ野
平岡地区	永地、下泉、高谷、三箇、三箇錯綜、川原井、林、野里、 上泉、永吉、岩井
中川・富岡地区	百目木、百目木飛地、百目木錯綜、横田、大鳥居、三黒、 谷中、真里錯綜、下内橋錯綜、戸国飛地、下根岸、阿部、 堂谷、打越、大竹、滝の口、吉野田、玉野、上宮田、下宮田

第4章 施策の展開

基本目標1：介護予防と健康づくりの推進

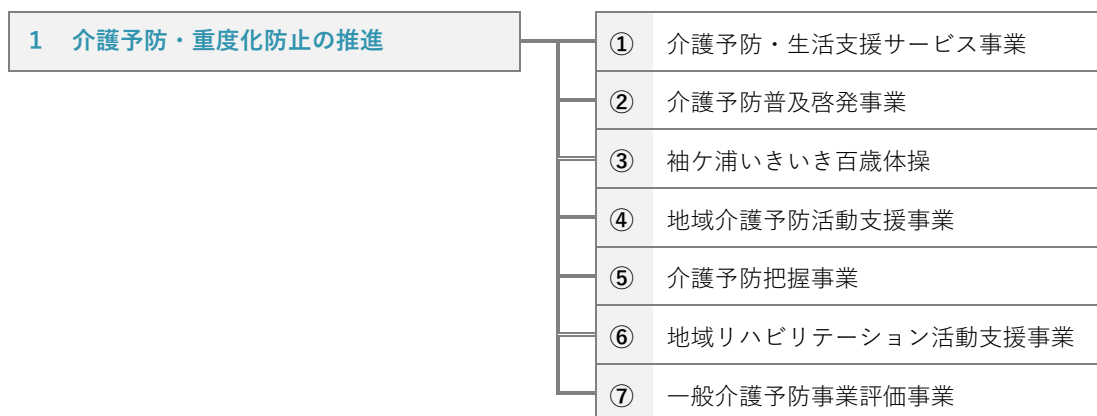
1 介護予防・重度化防止の推進

【取組の方向】

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、参加者や通いの場が継続的に拡大していくよう介護予防事業を推進し、要介護状態になることの予防や重度化防止、健康の維持に取り組みます。

また、袖ヶ浦いきいき百歳体操等の活動を通じて、人と人の交流による仲間づくりや生きがいづくりを深めながら、要介護状態になることをできる限り予防します。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	介護予防・生活支援サービス事業	要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対し、地域の実情に合わせた多様なサービスを提供します。 生活支援体制整備事業と連携し、地域の支え合いによる生活支援の拡大を図ります。	高齢者支援課
②	介護予防普及啓発事業	保健師等専門職による「おらが出張講座」の開催のほか介護予防の必要性について、広報紙への掲載やイベント時に啓発パンフレットの配布を行う等の普及啓発活動を行います。 その他、食べる楽しみを持ち続けられるよう口腔機能の維持の取組や、活動的な生活のための失禁予防の取組等、各種介護予防の講習会、相談等を実施します。	高齢者支援課

No.	事業名	内容	担当課
③	袖ヶ浦いきいき百歳体操	介護予防体操である「袖ヶ浦いきいき百歳体操」について、実施地域や参加者のさらなる拡大を図ります。 さらに、袖ヶ浦いきいき百歳体操の実施団体同士の情報共有、発表の機会を設け、モチベーションの維持に努め、活動の継続を支援します。	高齢者支援課
④	地域介護予防活動支援事業	介護予防活動団体に対し、保健師等による技術支援や補助金による運営支援により活動の継続を図ります。また、介護予防の取組を支援するサポーター（はつらつシニアサポーター）の支援により、介護予防活動の円滑な実施に結び付けます。	高齢者支援課
⑤	介護予防把握事業	医療機関や民生委員等からの様々な情報を活用し、生活機能が低下し支援が必要な高齢者を把握します。事業で把握した情報は、訪問通所一体型サービスC（専門職による短期集中サービス）等、各種介護予防につなげます。	高齢者支援課
⑥	地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を強化するために、リハビリテーション専門職等の関与を促進します。	高齢者支援課
⑦	一般介護予防事業評価事業	一般介護予防事業（普及啓発、地域活動支援等）の実施状況を含め、介護予防・日常生活支援総合事業全体の評価を行い、効果的な事業の推進を図ります。	高齢者支援課

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R1)	R3	R4	R5
介護予防・生活支援サービス事業	住民主体の支援活動団体数	団体	4	6	6	7
介護予防普及啓発事業	おらが出張講座実施回数	回	39	61	61	61
袖ヶ浦いきいき百歳体操	参加者数	人	1,270	1,467	1,553	1,639
地域介護予防活動支援事業	はつらつシニアサポーター数	人	124	147	158	169

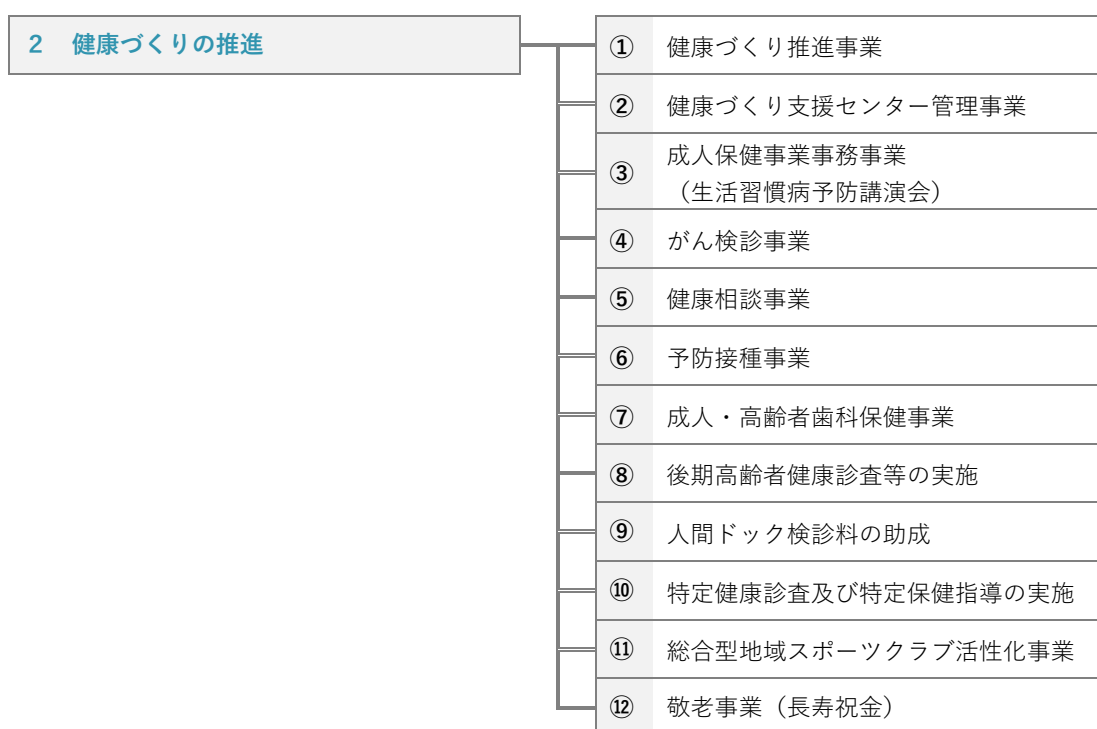
2 健康づくりの推進

【取組の方向】

いつまでも自分らしく健康的な生活を送ることができるよう、健康講座や健康相談、各種検（健）診等の実施により生活習慣病の発症予防や重症化予防に向けた取組を推進し、健康寿命の延伸と QOL の向上を図ります。

また、子どもから高齢者まで、それぞれのライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境の充実を支援することで、健康保持の増進に努めます。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	【新規】 健康づくり推進事業	市民一人ひとりの健康に対する意識の向上と健康的な生活習慣や食生活の定着を図り、生活習慣病の予防や健康維持に向けた環境の整備に努めます。	健康推進課
②	健康づくり支援センター 管理事業	指定管理者による施設の適切な管理運営を行います。 市民の自主的な健康づくりを支援するため、各種運動教室の開催や健康相談を実施します。	健康推進課

No.	事業名	内容	担当課
③	成人保健事業事務事業 (生活習慣病予防講演会)	医師会や歯科医師会との連携により生活習慣病予防講演会を開催し、生活習慣病予防への関心と理解を深めます。	健康推進課
④	がん検診事業	対象者に対し、各種健(検)診を実施することにより、個人の健康状態を把握し、健康に対する意識の向上及び疾病の早期予防を図ります。	健康推進課
⑤	健康相談事業	健診結果等を基に個人への保健指導を実施し、生活習慣病の発症予防や重症化予防に向けた取組を支援し、QOLの向上や健康寿命の延伸を図ります。また、健康づくり支援センターにおいても健康不安を抱える利用者からの相談や、栄養や運動等に関する相談にも随時対応します。	健康推進課
⑥	予防接種事業	感染症による患者の発生等の対策として、免疫を獲得し疾患の予防及び重症化の予防に努めるため、各種予防接種を実施します。	健康推進課
⑦	成人・高齢者歯科保健事業	市民が健康な歯で健康な生活を送ることができるよう、健康診査や個別保健指導を実施するほか、口腔がん検診を実施し、疾病の早期発見・早期治療につなげます。	健康推進課
⑧	後期高齢者健康診査等の実施	後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした健康診査について、千葉県後期高齢者医療広域連合より受託して実施します。 後期高齢者医療制度の被保険者の保健事業と介護予防の一体的実施について検討を行います。	保険年金課 健康推進課 高齢者支援課
⑨	人間ドック検診料の助成	国民健康保険に6か月以上加入している満年齢35歳以上の方及び後期高齢者医療保険制度の被保険者の人間ドック受診者に対し、検診料の一部を助成します。	保険年金課
⑩	特定健康診査及び特定保健指導の実施	生活習慣病の予防・改善と医療費の適正化対策を推進するため、特定健康診査等及び特定保健指導を実施します。 健診結果により腎臓病地域連携パスを送付し、かかりつけ医・専門医・市役所が連携して、慢性腎臓病の重症化を予防します。	保険年金課 健康推進課

第4章 施策の展開

No.	事業名	内容	担当課
⑪	総合型地域スポーツクラブ活性化事業	子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず市民の誰もが生涯にわたって、それぞれのライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境の充実を目指し、市内5地区に設置されている総合型地域スポーツクラブを支援します。さらに、各地区の地域住民の健康保持及び相互交流を図ります。	体育振興課
⑫	敬老事業（長寿祝金）	満88歳、満99歳以上の高齢者に長寿祝金を、満100歳、最高齢者に祝品を贈呈します。	高齢者支援課

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R1)	R3	R4	R5
健康づくり推進事業	日常生活の中で意識的に運動をしている人の割合	%	53.3	61.0	66.0	70.0
健康づくり支援センター管理事業	教室受講者数	人	17,735	19,000	19,500	20,000
がん検診事業	がん検診受診者数	人	18,488	20,030	20,230	20,430
後期高齢者健康診査等の実施	後期高齢者健康診査受診率	%	56.8	57.0	57.1	57.2
人間ドック検診料の助成	国保短期人間ドック受診者数	人	703	710	715	720
	後期短期人間ドック受診者数	人	142	175	180	185
特定健康診査及び特定保健指導の実施	特定健康診査の受診率	%	51.7	57.0	58.0	60.0
	特定保健指導の実施率	%	51.2	56.0	58.0	60.0
総合型地域スポーツクラブ活性化事業	クラブ会員数 (5クラブの総合計)	人	1,296	1,418	1,467	1,540

基本目標2：住み慣れた地域での生活支援

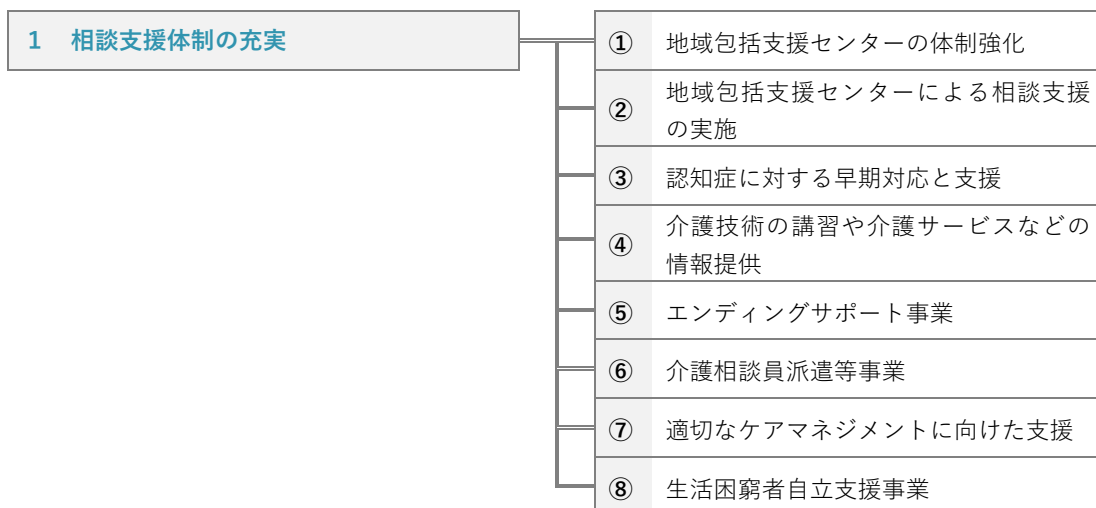
1 相談支援体制の充実

【取組の方向】

高齢者の相談支援、介護予防のケアマネジメント等、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの体制強化を図ります。

また、地域課題の把握から地域資源開発や課題解決に向けた検討を行うとともに、ケアマネジャーによる適切なケアマネジメントを推進し、マネジメント力の向上を図ります。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	地域包括支援センターの体制強化	増加する高齢者人口に対応し、相談体制を充実するため、地域包括支援センターの体制強化を図ります。 現在1か所の地域包括支援センターを、民間活力を導入した委託による地域包括支援センターを含めた4か所の設置を目指します。 本計画期間中においては、新たに2地区（長浦地区、平岡・中川・富岡地区）に地域包括支援センターを設置します。	高齢者支援課
②	地域包括支援センターによる相談支援の実施	地域包括支援センターによる相談支援の充実を図るため、研修等を活用し、専門職の資質の向上に努めます。また、地域の関係機関等との連携を密にし、高齢者やその家族のニーズを的確に把握し、包括的な支援を行っていきます。	高齢者支援課

第4章 施策の展開

No.	事業名	内容	担当課
③	認知症に対する早期対応と支援	認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員が認知症の人や家族に早期に関わり、自立に向けた包括的・集中的な支援を行うとともに、家族の介護負担の軽減を図ります。	高齢者支援課
④	介護技術の講習や介護サービスなどの情報提供	家族介護者が介護方法や各種サービスについて学ぶ家族介護教室の実施をはじめ、ニーズに応じた介護サービスの情報提供を行います。	高齢者支援課
⑤	【新規】エンディングサポート事業	民間事業者との連携による終活に関する講演会等を実施し、人生の終わりをより良いものになりたいと望む高齢者への情報提供を行います。	高齢者支援課
⑥	介護相談員派遣等事業	介護相談員が市内介護保険施設等を定期的に訪問し、利用者との面談や訪問時の気づきによる施設等への意見交換等により、施設サービスの質の向上を図ります。また、新規認定者からの聞き取りを担い、利用者と介護サービス事業者との橋渡しなどを行います。	介護保険課
⑦	適切なケアマネジメントに向けた支援	利用者のニーズを適切に把握し、介護予防・自立支援に資するケアプラン（介護サービス計画）等の作成ができているか、また、地域包括支援センターによる地域ケア会議等個別の検討等を通して、マネジメント力の向上を図ります。	介護保険課 高齢者支援課
⑧	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に支援を行います。断らない相談支援、地域における伴走型支援のコーディネートを行います。	地域福祉課

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

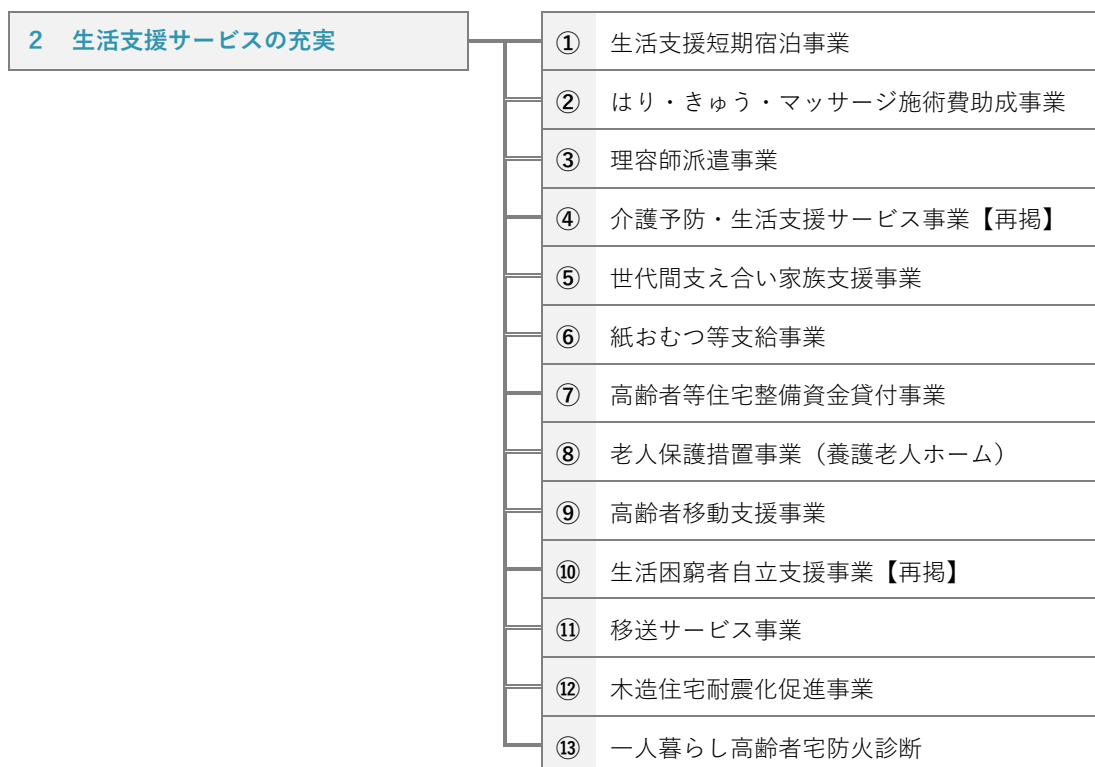
事業名	取組項目	単位	現状値 (R1)	R3	R4	R5
地域包括支援センター の体制強化	支援センター数	か所	1	1	2	3
介護相談員派遣等事業	訪問件数（施設）	件	395	420	420	420
	訪問件数（在宅）	件	580	480	480	480
生活困窮者自立支援事業	相談実人数	人	24	35	40	45
	延相談件数	件	98	120	130	140

2 生活支援サービスの充実

【取組の方向】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、また、家族介護者等の負担軽減を図るため、支援が必要な高齢者に在宅での日常生活を支えるサービスの充実を図ります。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	生活支援短期宿泊事業	基本的な生活習慣が欠如しているなど、社会適応が困難な高齢者や虐待を受けている高齢者が特別養護老人ホーム等に短期間入所し、規則正しい生活習慣を身に付けることで、要支援・要介護状態への進行を予防します。	高齢者支援課
②	はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業	保険給付等適用外のはり、きゅう、マッサージの施術を受けた75歳以上の高齢者に対し、施術費の一部を助成します。	高齢者支援課
③	理容師派遣事業	要介護3～5と認定され、寝たきり等により理髪に行くことが困難な65歳以上の高齢者に対し、自宅での理容サービスが受けられるよう支援します。	高齢者支援課

No.	事業名	内容	担当課
④	介護予防・生活支援サービス事業【再掲】	要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対し、地域の実情に合わせた多様なサービスを提供します。 生活支援体制整備事業と連携し、地域の支え合いによる生活支援の拡大を図ります。	高齢者支援課
⑤	世代間支え合い家族支援事業	世代間でお互いに支え合いながら生活する多世代家族の形成を促進するため、高齢者とその子等が新たに本市で同居または近隣に居住するため、住宅の新築、購入、増改築、転居等に要する費用の一部を助成します。	高齢者支援課
⑥	紙おむつ等支給事業	要介護認定を受けて在宅で紙おむつ等を必要としている高齢者の介護者及びひとり暮らしの高齢者を対象に紙おむつ等を支給します。 また、対象者など助成の見直しについて取り組みます。	高齢者支援課
⑦	高齢者等住宅整備資金貸付事業	高齢者が自宅で日常生活を営むことができるよう浴室やトイレの改修、段差の解消、手すり、スロープの設置等の住宅改修に対し、資金を無利子で貸付します。	高齢者支援課
⑧	老人保護措置事業（養護老人ホーム）	経済上の理由や虐待などにより、居宅での生活が困難な高齢者に対し、住まいが確保されるよう養護老人ホームに入所措置し養護します。	高齢者支援課
⑨	高齢者移動支援事業	自身で自動車の運転ができない、家族等からの支援がないなど自家用車での移動が困難な高齢者、駅やバス停が遠いなど公共交通機関での移動が困難な高齢者などの移動を支援します。 【タクシー利用料金助成事業】 75歳以上のみの非課税世帯を対象に、タクシーを利用した場合の利用料金の一部を助成します。 【高齢者支援協力バス事業】 健康づくり支援センターが運行する送迎バスの空席を利用し、高齢者を対象に移動支援を行う事業を試行的に実施します。 【地域支え合い活動支援事業】 地域住民・NPO等が主体となり、高齢者等の移動手段を確保する取組に対して支援します。	高齢者支援課 企画課
⑩	生活困窮者自立支援事業【再掲】	生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に支援を行います。断らない相談支援、地域における伴走型支援のコーディネートを行います。	地域福祉課

第4章 施策の展開

No.	事業名	内容	担当課
⑪	移送サービス事業	高齢や障がいにより、一般の交通手段では通院等が困難な低所得の方を対象に、ボランティアの協力により送迎を行い、自宅から市内・近隣市の医療機関等までの移動を支援します。	社会福祉協議会
⑫	木造住宅耐震化促進事業	平成12年以前に建築された木造住宅を対象とし、定期的に無料の耐震相談会を開催するなど、耐震化率の向上を目的とした啓発活動を実施します。 また、耐震診断及び耐震改修工事にかかる費用の補助を実施し、高齢者及び障がい者については、耐震診断の結果から一定の条件を満たした場合に、耐震改修工事にかかる補助額を増額します。	都市整備課
⑬	一人暮らし高齢者宅防火診断	ひとり暮らし高齢者宅を訪問し、防火思想の普及を図り、火災による被害の軽減、安全を確保するため、住宅用防災機器、電気、ガス器具等の防火診断を実施し、アドバイスをを行います。	消防本部予防課

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値(R1)	R3	R4	R5
世代間支え合い家族支援事業	利用者数	人	12	13	13	13
紙おむつ等支給事業	利用者数	人	690	670	690	710
高齢者移動支援事業	高齢者移動支援タクシー利用率	%	－	60.0	60.0	60.0
	地域支え合い活動支援事業各団体の平均外出支援者数	人/日	－	15.5	15.5	15.5
生活困窮者自立支援事業【再掲】	相談実人数	人	24	35	40	45
	延相談件数	件	98	120	130	140
移送サービス事業	利用登録者数	人	67	67	67	68
木造住宅耐震化促進事業	耐震改修工事実施件数	件	8	15	15	15
一人暮らし高齢者宅防火診断	高齢者宅防火診断実施戸数	戸	78	90	90	90

3 介護保険サービスの充実

【取組の方向】

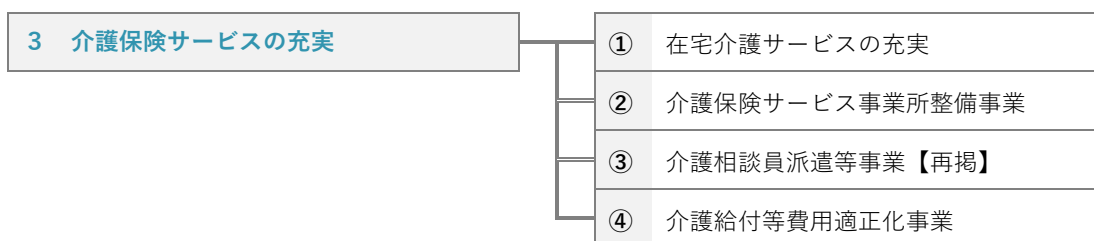
高齢者が、身近できめ細かな介護保険サービスを受けられるように、介護相談支援や、サービスの充実を図り、適正かつ円滑な運営を図ります。

在宅介護サービスについては、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続させるために必要なサービス量を確保します。また、介護を必要とする高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護保険サービスの充実に努めます。

介護施設サービスについては、高齢になるほど単身や夫婦のみ高齢者世帯の介護施設サービスの利用が高まることを踏まえ、利用実績、介護保険料への影響などを考慮しながら、安心して老後を送れる環境を整備します。

なお、第7期計画期間における在宅介護（予防）サービス、介護施設サービス、地域密着型サービスにおけるサービスの実績や、本計画期間における見込み等については、本計画の「第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出」に掲載しています。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	在宅介護サービスの充実	高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるよう、利用者の希望に応じたサービスを提供するために、必要なサービスの量の確保と質の向上に努め、介護サービスの円滑な提供を推進します。	介護保険課
②	介護保険サービス事業所整備事業	高齢者が住み慣れた地域で生活し続けていくためのサービスの充実を図るため、計画期間内においては、認知症対応型共同生活介護（1か所）の整備を行います。 また、地域密着型介護老人福祉施設（1か所）の整備を行うとともに、第9期開設に向けて地域密着型介護老人福祉施設（1か所）の開設準備を進めます。	介護保険課

第4章 施策の展開

No.	事業名	内容	担当課
③	介護相談員派遣等事業 【再掲】	介護相談員が市内介護保険施設等を定期的に訪問し、利用者との面談や訪問時の気づきによる施設等への意見交換等により、施設サービスの質の向上を図ります。また、新規認定者からの聞き取りを担い、利用者と介護サービス事業者との橋渡しなどを行います。	介護保険課
④	介護給付等費用適正化事業	介護（予防）給付について、適正なサービス利用につなげるため、ケアプランの点検や給付情報の突合、介護給付費通知などを実施します。 また、指定権者として事業所の人員・設備等の指導等を行い、さらなる給付の適正化に取り組めます。	介護保険課

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R1)	R3	R4	R5
介護保険サービス 事業所整備事業	整備箇所（認知症対応型共同生活介護）	か所	3	3	3	4
	整備箇所（地域密着型介護老人福祉施設）	か所	3	3	3	4
介護相談員派遣等事業 【再掲】	訪問件数（施設）	件	395	420	420	420
	訪問件数（在宅）	件	580	480	480	480

4 在宅医療・介護の連携

【取組の方向】

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療（在宅医療）と介護を切れ目なく提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進します。

【事業の体系と事業の概要】

4 在宅医療・介護の連携	① 在宅医療・介護連携推進事業
--------------	-----------------

■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	在宅医療・介護連携推進事業	【推進協議会の開催】 医療・介護関係者からなる「在宅医療・介護連携推進協議会」を開催し、課題の抽出や対応策を検討するとともに協働のあり方や普及啓発等についても検討します。 【多職種間の関係づくり】 医療・介護関係者のよりよい連携・協働を可能にするために、グループワーク・ケーススタディなど多職種協働研修を実施するほか、地域の医療機関・介護事業所に関する社会支援のリストや情報共有ツールの作成、更新を行います。 【住民向け普及啓発】 医療・介護関係者の協力の下、地域住民向けに在宅医療や介護に関する講演会等を開催することにより広く周知を図ります。 【在宅医療・介護連携に関する相談体制】 地域包括支援センターに設置している「在宅医療・介護連携支援相談窓口」を通じて、関係者から在宅医療・介護連携に関する相談に応じるとともに、情報の提供など支援を行います。 住民向けには、相談に対し、必要に応じて情報提供や他の相談機関へつなぐ等の支援を行います。	高齢者支援課

5 安心して暮らせるまちづくり

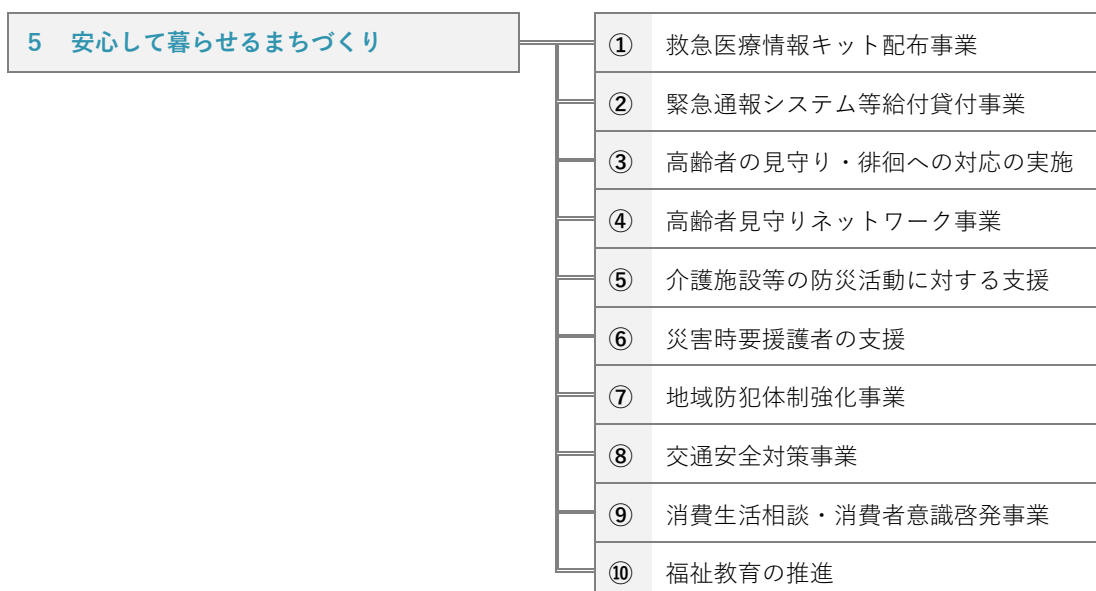
【取組の方向】

高齢者が安全で安心して生活できるよう、防災、防犯、交通安全などの安全対策を推進します。

また、市民・事業者、関係機関等のネットワークにより高齢者の「さりげない見守り」を引き続き実施し、地域社会全体で高齢者を見守る体制整備に努めていきます。

さらに、近年の災害の発生や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、「袖ヶ浦市地域防災計画」や「袖ヶ浦市新型インフルエンザ等対策行動計画」に定められる高齢者等への支援が適切に行えるよう、平時より地域や介護施設等との連携に努めます。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	救急医療情報キット配布事業	ひとり暮らしの高齢者等に対し、救急時に必要となるかかりつけ医療機関や持病等の情報を記入した救急情報シートを保管する救急医療情報キットを配布します。	高齢者支援課
②	緊急通報システム等給付貸付事業	ひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急通報システム等を貸付し、安心して自宅で生活できる環境の整備を図ります。	高齢者支援課
③	高齢者の見守り・徘徊への対応の実施	高齢者等が外出の際に保護された時に、早期に身元が確認できるよう、衣服や持ち物に貼り付けられる「QRコード」が印字されている見守りシールを配布します。	高齢者支援課

No.	事業名	内容	担当課
④	高齢者見守りネットワーク事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協力事業者、関係団体等によるネットワークにより「さりげない見守り」を実施します。	高齢者支援課
⑤	【新規】 介護施設等の防災活動に対する支援	災害等に備え、介護施設等の非常時の連絡先や備蓄状況などを定期的に確認するとともに、必要に応じて防災訓練等の支援を行います。	介護保険課 危機管理課
⑥	災害時要援護者の支援	災害時に自力または家族の支援だけでは対応が困難な高齢や障がいのある方を日頃から見守り、災害時に迅速に手を差し伸べられるようにするため、個人情報の保護に配慮した災害時要援護者登録台帳を作成・活用し、地域が連携して災害時要援護者の支援に努めます。 また、福祉避難所の指定整備に努め、災害時に要援護者が避難生活を送るために必要となる資機材等をあらかじめ配備するように努めます。	危機管理課 市民活動支援課 地域福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課
⑦	地域防犯体制強化事業	市民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、防犯指導員や自主防犯組織の活動を支援するとともに、木更津警察署や防犯指導員等の関係団体と連携し、高齢者を対象に電話 de 詐欺等を防止するための啓発活動や防犯講習会を実施します。	市民活動支援課
⑧	交通安全対策事業	高齢者の交通事故対策として、交通安全意識の向上を図るため、木更津警察署や交通関係団体と連携し啓発活動を実施するとともに、シニアクラブ等における交通安全教育の実施及び運転免許証の自主返納を推進します。 【運転免許証自主返納事業】 高齢者の交通事故の減少を目的として、運転免許証を自主返納された高齢者を対象に、千葉県公安委員会が発行する運転経歴証明書及びバス事業者が発行するバス運賃割引優待証の交付手数料を助成します。	市民活動支援課
⑨	消費生活相談・消費者意識啓発事業	消費者の利益を保護するため、相談業務を実施するとともに、消費者教室や消費生活相談員による出前講座を開催し、啓発を行います。	商工観光課
⑩	福祉教育の推進	車いすや障がい者・高齢者の疑似体験器具を使用した福祉体験学習などを実施し、児童生徒が地域の一員として、福祉に関する理解を深め、実践的な態度を育てます。	学校教育課

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R1)	R3	R4	R5
救急医療情報キット 配布事業	配布者数	人	970	1,020	1,070	1,120
高齢者見守りネット ワーク事業	協力事業者の 関係団体数	団体	65	66	67	68
災害時要援護者の支援	福祉避難所運営訓練	回	1	1	1	1
地域防犯体制強化事業	自主防犯組織の 設立数	団体	41	44	44	45
交通安全対策事業	交通安全教室・ 講習会の実施回数	回	129	133	133	133
消費生活相談・消費者 意識啓発事業	出前講座・消費者 教室の開催回数	回	8	9	10	10
福祉教育の推進	高齢者・障がい者と ふれあう体験的学習 をした割合	%	99.6	100.0	100.0	100.0

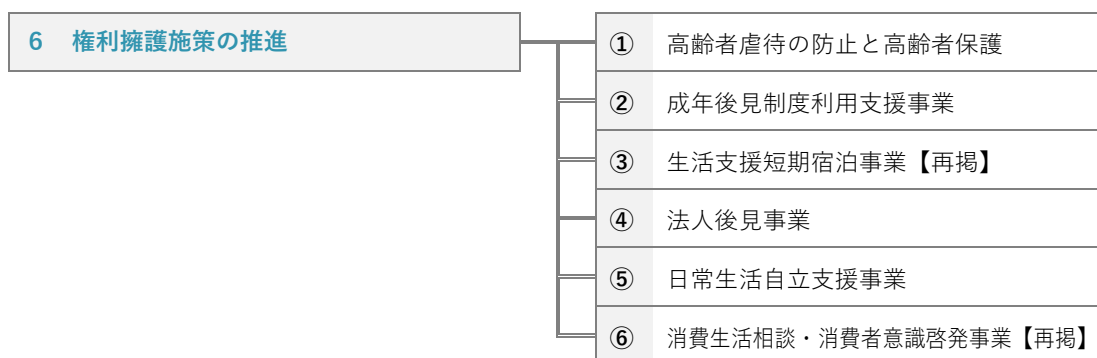
6 権利擁護施策の推進

【取組の方向】

認知症などにより判断能力が十分でない人の主体性や尊厳を守り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、「成年後見制度利用促進基本計画」と調和を図り、虐待防止や成年後見制度利用促進のための取組を推進します。

また、高齢者が住み慣れた地域で最期まで暮らし続けるため、健康な時から医療や介護を自分事として考えることができる機会の提供や、相談支援体制の整備に努めます。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	高齢者虐待の防止と高齢者保護	高齢者虐待の防止に向けて地域住民や関係機関へ普及啓発を行います。また、虐待発生時には、関係機関と連携し、対象者の保護や養護者の介護負担の軽減等適切な支援を行います。	高齢者支援課
②	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度について市の広報、ホームページやパンフレット、市民への勉強会等による制度の普及啓発を図るとともに、司法書士会等成年後見等実施機関と連携を図り、制度利用が必要な高齢者に対して、利用に結び付けられるよう支援します。また、認知症高齢者等で親族がいない場合や虐待がある場合には、市長による後見等申立を行います。また、必要に応じて申立費用や後見人等報酬費用の一部を助成します。さらに、「成年後見制度利用促進基本計画」に沿って権利擁護支援のネットワーク及び中核機関の整備について検討します。	高齢者支援課

第4章 施策の展開

No.	事業名	内容	担当課
③	生活支援短期宿泊事業 【再掲】	基本的な生活習慣が欠如しているなど、社会適応が困難な高齢者や虐待を受けている高齢者が特別養護老人ホーム等に短期間入所し、規則正しい生活習慣を身に付けることで、要支援・要介護状態への進行を予防します。	高齢者支援課
④	法人後見事業	高齢や知的障がい、精神障がいなどにより意思決定が困難な人の判断能力を補うため、社会福祉協議会が法人として成年後見人等となり、財産管理、身上監護を行います。	社会福祉協議会
⑤	日常生活自立支援事業	障がいのある人や高齢者で、サービスの利用に必要な契約の内容を説明すれば理解できる人に対し、福祉サービス利用に関する援助、金融機関からの現金の引き出し等の財産管理サービス、重要な書類の預かり等の財産保全サービスを行います。	社会福祉協議会
⑥	消費生活相談・消費者意識啓発事業【再掲】	消費者の利益を保護するため、相談業務を実施するとともに、消費者教室や消費生活相談員による出前講座を開催し、啓発を行います。	商工観光課

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

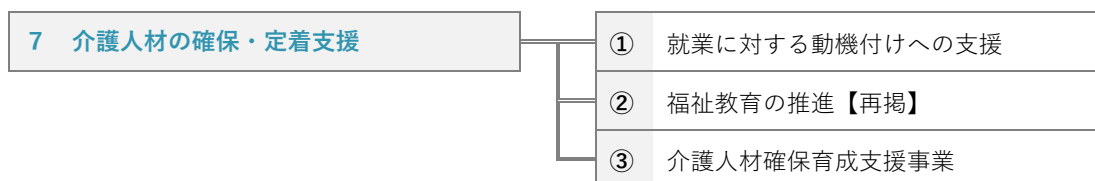
事業名	取組項目	単位	現状値 (R1)	R3	R4	R5
法人後見事業	新規受任件数	件	－	3	3	3
日常生活自立支援事業	新規利用契約者数	人	－	4	4	4
消費生活相談・消費者意識啓発事業【再掲】	出前講座・消費者教室の開催回数	回	8	9	10	10

7 介護人材の確保・定着支援

【取組の方向】

地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び定着の支援として、将来の介護人材となりうる小中学生等へ福祉教育を推進するとともに、介護職のやりがい・魅力を周知します。また介護職を志す方への資格取得やキャリアアップに対する助成をするとともに、国・県が進める人材の確保及び資質向上の取組を県と連携しながら市内の介護施設等へ周知します。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	就業に対する動機付けへの支援	今後、一層高まる介護サービス需要に対応するため、次世代を担う小中学生等に介護の仕事の大切さと魅力を伝えるため周知を図ります。	介護保険課
②	福祉教育の推進【再掲】	車いすや障がい者・高齢者の疑似体験器具を使用した福祉体験学習などを実施し、児童生徒が地域の一員として、福祉に関する理解を深め、実践的な態度を育てます。	学校教育課
③	介護人材確保育成支援事業	国・県等が実施する介護人材育成等に関する事業と連携を図り、市内の介護サービス事業所等に従事する人材育成の支援を行います。 また、市内の介護サービス事業所等に従事する人材の確保・定着・育成並びに介護保険サービスの安定的な提供を目的に、資格取得等にかかる費用の支援を行います。	介護保険課

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R1)	R3	R4	R5
介護人材確保育成支援事業	介護職員初任者研修 受講費用助成件数	件	－	10	10	10
	介護支援専門員資格 取得費用助成件数	件	－	3	3	3

基本目標3：地域で支え合う仕組みづくり

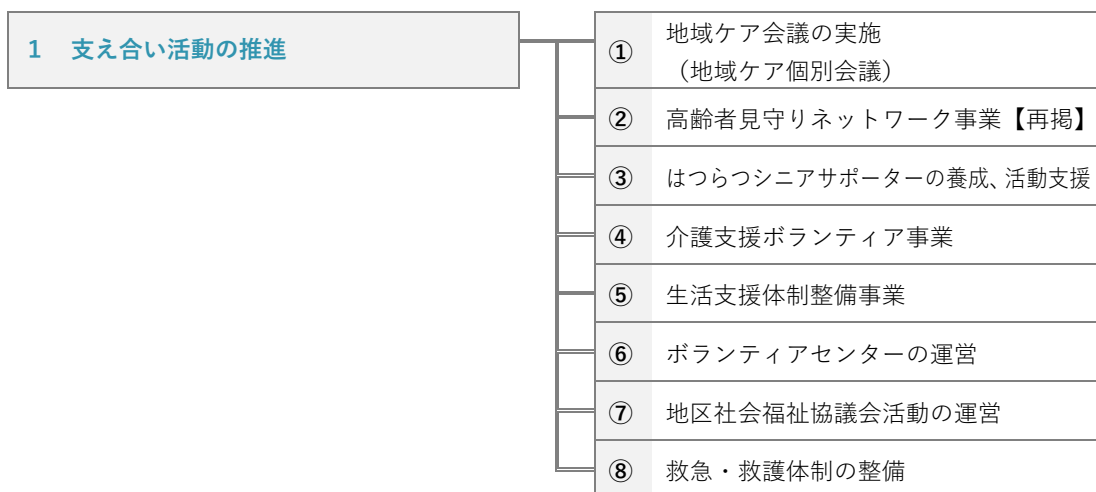
1 支え合い活動の推進

【取組の方向】

地域ケア会議の活用等により、医療・介護・福祉の関係機関等との連携を図るとともに、専門職と地域住民とが協力しながら、支援が必要な高齢者等への見守りや支え合いを推進します。

また、ボランティア、NPO、民間事業者、社会福祉法人など多様な主体が地域の高齢者を支援していく生活支援サービスの提供に向けた取組を引き続き推進していきます。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	地域ケア会議の実施 (地域ケア個別会議)	【地域ケア個別会議】 地域ケア個別会議は、①個別課題検討型、②地域課題検討型、③自立支援型という3構成で実施しています。 ①は支援困難ケースの関係者等による会議、②は地域の問題や課題をその地域の方々と検討する会議、③は事例検討を通じて自立支援に資するケアマネジメントの気づきを得る会議といった具合に、対象を個人または特定の地域に限定し検討を行うものです。 【地域ケア推進会議】 個別ケースの検討から「事例に共通する課題」について、市が取り組む課題としての検討を行います。 地域ケア個別会議の3構成と、地域ケア推進会議の計4構成を一体的に取り組むことで、個別の課題・地域の課題を地域づくりの課題につなげていきます。	高齢者支援課
②	高齢者見守りネットワーク事業【再掲】	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協力事業者、関係団体等によるネットワークにより「さりげない見守り」を実施します。	高齢者支援課
③	はつらつシニアサポーターの養成、活動支援	介護予防の取組を支援するはつらつシニアサポーターの養成の促進に加え、地域の通いの場への支援等、活動に結び付けられるよう支援を行うとともに、サポーターのさらなる知識の習得に向け研修を行います。	高齢者支援課
④	介護支援ボランティア事業	高齢者の介護予防を促進するため、介護支援ボランティア活動の実績に応じポイントを付与し、ポイント交換により寄附または地産地消に資する商品券を交付します。	高齢者支援課
⑤	生活支援体制整備事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、従来の給付等のサービスだけではなく、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人など多様な主体が地域の高齢者を支援していく生活支援サービスの提供に向けた取組を実施します。	高齢者支援課

No.	事業名	内容	担当課
⑥	ボランティアセンターの運営	地域や施設で実施される行事や施設入所者の日常生活支援など、ボランティア活動を希望する方と支援を希望する方との連絡調整を行い、様々なニーズに合ったボランティア活動を支援できるよう、ボランティアセンターの機能強化と事業の充実に努めます。(主な活動：ボランティア登録・マッチング・ボランティア保険の加入・移送サービス・ペットボトルキャップ、使用済み切手及び使用済みテレホンカードの収集整理・ほっとテレホンサービス・声の広報貸出し・ボランティア養成事業・災害ボランティアセンターの運営)	社会福祉協議会
⑦	地区社会福祉協議会活動の運営	地域福祉を地域住民主体で推進するため、6つの地区社会福祉協議会（昭和地区、長浦地区、蔵波地区、根形地区、平岡地区、中川・富岡地区）を設置し、活動の充実に努めます。(主な活動：ひとり暮らし高齢者等見守り訪問・敬老会・ふれあいバスハイク・地区サロン・お花見昼食会・広報紙発行)	社会福祉協議会
⑧	救急・救護体制の整備	市民等を対象に、応急手当・救命講習の実施により適切な知識と技術の習得に努め、市民による応急手当の拡大を図ります。	消防本部総務課

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R1)	R3	R4	R5
高齢者見守りネットワーク事業【再掲】	協力事業者の 関係団体数	団体	65	66	67	68
はつらつシニアサポーターの養成、活動支援	はつらつシニア サポーター数	人	124	147	158	169
生活支援体制整備事業	住民主体の支援活動 団体数	団体	5	6	6	7
救急・救護体制の整備	応急手当啓発講習会 参加者数	人	—	450	600	600

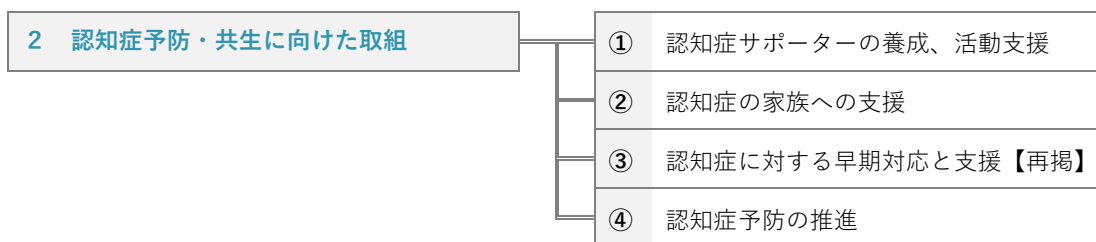
2 認知症予防・共生に向けた取組

【取組の方向】

認知症初期集中支援チーム等による早期対応を実現し、認知症高齢者やその家族が地域で安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

また、認知症に対する正しい理解を深め、適切な支援ができる市民の育成を実施していくとともに、本人や家族が悩みなどを共有できる機会をつくれます。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	認知症サポーターの養成、活動支援	認知症に対する正しい理解を深め、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる認知症サポーターの養成を地域住民や企業等、幅広く実施します。また、ステップアップ研修の実施により、サポーターが地域で自主的に活動できるよう意識付けや情報提供を行います。	高齢者支援課
②	認知症の家族への支援	地域における家族の交流の場や認知症カフェの設置の支援、認知症初期集中支援チームによる支援等により、認知症の人を介護する家族の不安の軽減や認知症への正しい理解を広める等、家族支援を充実します。	高齢者支援課
③	認知症に対する早期対応と支援【再掲】	認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員が認知症の人や家族に早期に関わり、自立に向けた包括的・集中的な支援を行うとともに、家族の介護負担の軽減を図ります。	高齢者支援課
④	認知症予防の推進	認知症予防のための講習会等を開催するなど、認知症予防に関しての普及啓発を充実します。	高齢者支援課

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R1)	R3	R4	R5
認知症サポーターの 養成、活動支援	認知症サポーター 累計数	人	9,279	10,269	10,769	11,269

基本目標4：生きがいづくりと社会参加の推進

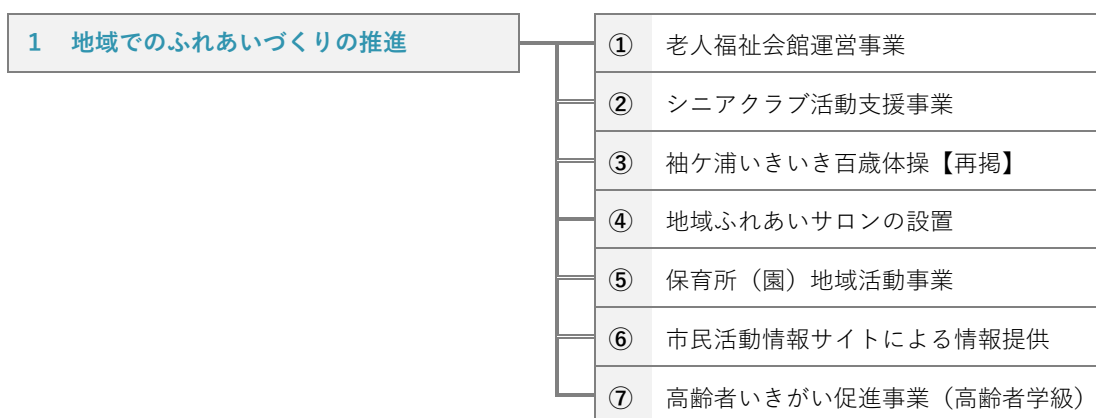
1 地域でのふれあいづくりの推進

【取組の方向】

高齢者が生きがいを持って暮らしていけるよう、多様な活動について支援を行うとともに、高齢者の主たる活動団体であるシニアクラブの活動支援、参加促進を図ります。

また、趣味や学習、交流の活動の場や、世代間の交流を行う機会を提供する等、高齢者が地域社会において生きがいを持って日常生活を過ごすことができるよう支援します。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	老人福祉会館運営事業	高齢者等の憩いの場となる老人福祉会館の維持管理・運営を行います。	高齢者支援課
②	シニアクラブ活動支援事業	単位シニアクラブ及びシニアクラブ連合会の社会参加活動、文化活動、体力・健康づくり事業などの支援を行います。	高齢者支援課
③	袖ヶ浦いきいき百歳体操【再掲】	介護予防体操である「袖ヶ浦いきいき百歳体操」について、実施地域や参加者のさらなる拡大を図ります。 さらに、袖ヶ浦いきいき百歳体操の実施団体同士の情報共有、発表の機会を設け、モチベーションの維持に努め、活動の継続を支援します。	高齢者支援課

No.	事業名	内容	担当課
④	地域ふれあいサロンの設置	高齢者が孤立しないよう、地域の中に集える場所（サロン）をつくり、住民、ボランティア等との交流機会を設けることで、地域で顔の見える関係づくりと高齢者の地域参加を促進します。	社会福祉協議会
⑤	保育所（園）地域活動事業	高齢者と保育所児童との世代間の交流機会を充実させ、安心して子どもを生み育てる地域づくりを推進するとともに、世代間の支え合いの精神を育みます。	保育課
⑥	市民活動情報サイトによる情報提供	市民活動情報サイト「ガウラ・ナビ」により、市内で活動する市民活動団体・ボランティア団体等の情報提供を行います。	市民活動支援課
⑦	高齢者いきがい促進事業（高齢者学級）	健康で充実した生活を送ることができるよう、学習活動や交流活動を通じて一人ひとりの生きがい創出を促進するとともに、仲間づくりの場を提供します。	市民会館 各公民館

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R1)	R3	R4	R5
袖ヶ浦いきいき百歳体操【再掲】	参加者数	人	1,270	1,467	1,553	1,639
地域ふれあいサロンの設置	参加者数	人	3,419	3,500	3,500	3,500
保育所（園）地域活動事業	交流事業実施保育所数	か所	7	9	9	9
市民活動情報サイトによる情報提供	市民活動情報サイトへの登録団体数	団体	65	69	71	73
高齢者いきがい促進事業（高齢者学級）	高齢者学級等の延参加人数	人	1,525	1,550	1,580	1,610

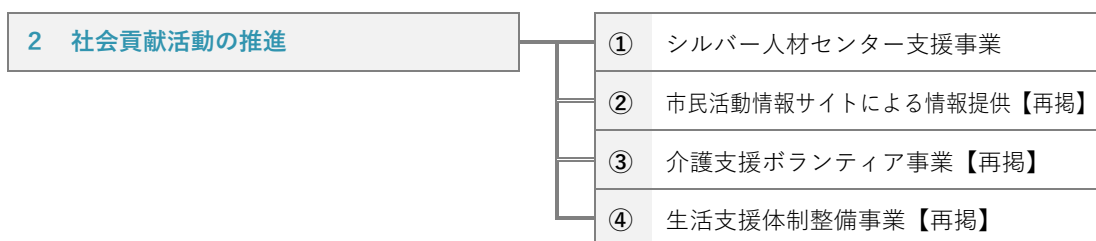
2 社会貢献活動の推進

【取組の方向】

高齢者が就労することは、収入による経済的な利点があるだけでなく、主体的に働くことで生きがいづくりや健康増進にもつながります。高齢者がいままで培ってきた知識、技能、経験を活かすことができるような就労の場の確保・提供に努めます。

また、高齢者が介護支援ボランティアとして、社会参加・地域貢献を行うことは、身近な地域における支え合い・助け合いの仕組みづくりにつながるとともに、自らの健康増進を図る効果も期待されます。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

No.	事業名	内容	担当課
①	シルバー人材センター支援事業	高齢者が健康でいきいきとした暮らし、生活の充実を図るため、高齢者の経験と技能を活かした就労の場を確保するシルバー人材センターの運営を支援します。	高齢者支援課
②	市民活動情報サイトによる情報提供【再掲】	市民活動情報サイト「ガウラ・ナビ」により、市内で活動する市民活動団体・ボランティア団体等の情報提供を行います。	市民活動支援課
③	介護支援ボランティア事業【再掲】	高齢者の介護予防を促進するため、介護支援ボランティア活動の実績に応じポイントを付与し、ポイント交換により寄附または地産地消に資する商品券を交付します。	高齢者支援課
④	生活支援体制整備事業【再掲】	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、従来の給付等のサービスだけではなく、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人など多様な主体が地域の高齢者を支援していく生活支援サービスの提供に向けた取組を実施します。	高齢者支援課

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R1)	R3	R4	R5
シルバー人材 センター支援事業	業務の受託件数	件	1,482	1,485	1,485	1,485
市民活動情報サイトによる 情報提供【再掲】	市民活動情報サイト への登録団体数	団体	65	69	71	73
生活支援体制整備事業 【再掲】	住民主体の支援活動 団体数	団体	5	6	6	7

第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出

第1節 介護保険サービスの見込量算出にあたっての前提

1 被保険者数の推計

第8期計画期間における被保険者数を以下のように見込みます。

第1号被保険者数の増加は長期的に継続していくと見込まれます。

■第8期計画期間における被保険者数の推計■

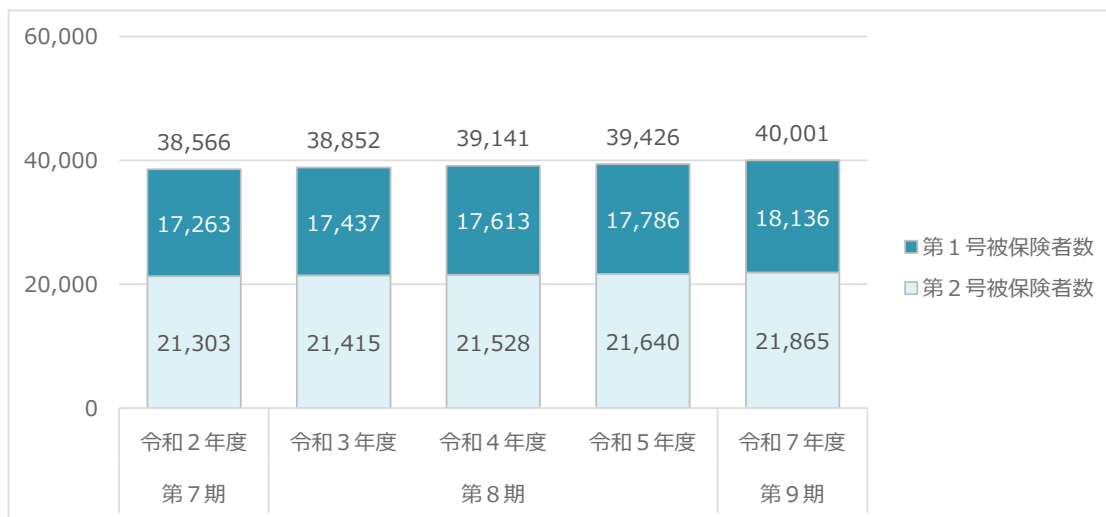
単位：人

	第7期	第8期				第9期
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和7年度
第1号被保険者 (65歳以上人口)	17,263	17,437	17,613	17,786		18,136
第2号被保険者 (40歳以上65歳未満)	21,303	21,415	21,528	21,640		21,865
合計	38,566	38,852	39,141	39,426		40,001

※袖ヶ浦市基本構想を参考に令和2年10月1日の人口等により算出した人口推計より算出。

■被保険者数の中長期推計■

単位：人



※袖ヶ浦市基本構想を参考に令和2年10月1日の人口等により算出した人口推計より算出。

2 要支援・要介護認定者数の推計

第8期計画期間における要支援・要介護認定者数を以下のように見込みます。
高齢化に伴って要支援・要介護認定者数は増加傾向が続くと見込まれます。

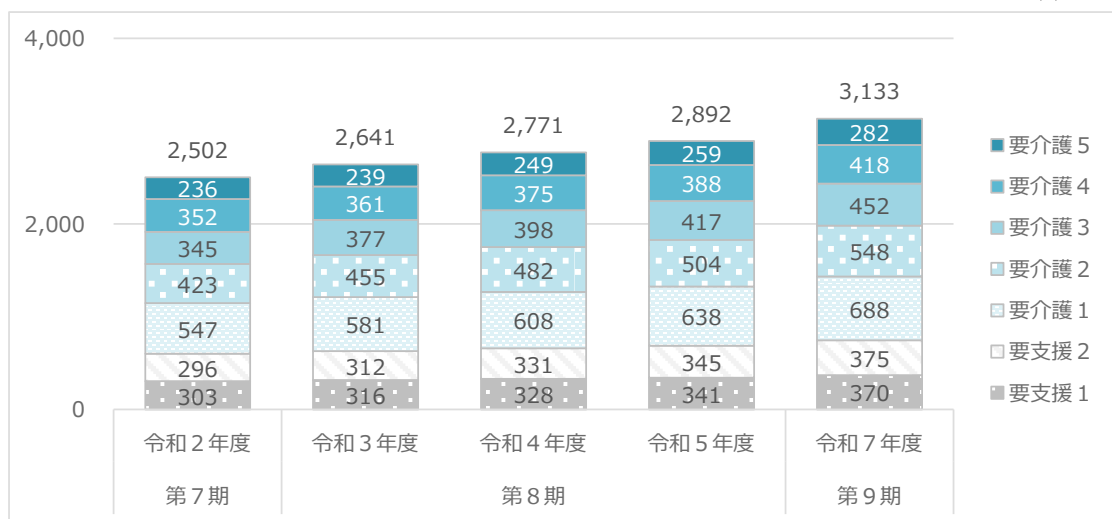
■第8期計画期間における要支援・要介護認定者数の推計■

単位：人

	第7期	第8期				第9期
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	
総数	2,502	2,641	2,771	2,892	3,133	
(うち第1号被保険者)	2,439	2,576	2,706	2,827	3,066	
要支援1	303	316	328	341	370	
(うち第1号被保険者)	294	306	318	331	360	
要支援2	296	312	331	345	375	
(うち第1号被保険者)	288	304	323	337	366	
要介護1	547	581	608	638	688	
(うち第1号被保険者)	536	571	598	628	678	
要介護2	423	455	482	504	548	
(うち第1号被保険者)	410	441	468	490	534	
要介護3	345	377	398	417	452	
(うち第1号被保険者)	338	370	391	410	445	
要介護4	352	361	375	388	418	
(うち第1号被保険者)	343	351	365	378	408	
要介護5	236	239	249	259	282	
(うち第1号被保険者)	230	233	243	253	275	

■要支援・要介護認定者数の中長期推計■

単位：人



※認定者には第2号被保険者が含まれる。

※各年10月1日現在

第2節 介護保険サービス量の見込み

1 在宅介護（予防）サービス量の見込み

（1）訪問介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
訪問介護	要介護1～5	要介護者が居宅において、入浴・排泄・食事等の身体介護や、調理・掃除・洗濯等の生活援助が受けられるサービスです。 なお、生活援助については、ひとり暮らしまたは同居家族等が、障がいや疾病のため、本人や同居家族が家事等を行うことが困難な場合のみ利用できます。

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
訪問介護	延人数 (人)	3,046	3,381	3,720	4,020	4,248	4,344
	延回数 (回)	65,893	70,536	76,801	80,765	85,350	86,545

※平成30年度、令和元年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
訪問入浴介護	要介護1～5	要支援者・要介護者が、居宅において専用の浴槽（移動入浴車）を使用し、介護士や看護師から入浴の補助を受けられるサービスです。
介護予防訪問入浴介護	要支援1・2	

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
訪問入浴介護	延人数（人）	445	445	444	456	480	516
	延回数（回）	1,990	1,967	2,352	2,551	2,737	2,962
介護予防訪問入浴介護	延人数（人）	17	30	36	48	48	48
	延回数（回）	71	120	122	144	144	144

※平成30年度、令和元年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
訪問看護	要介護1～5	要支援者・要介護者で疾患等を抱えている方が居宅において、看護師等から療養上の世話や診療の補助が受けられるサービスです。
介護予防訪問看護	要支援1・2	

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
訪問看護	延人数(人)	967	956	960	984	1,032	1,056
	延回数(回)	8,623	8,233	8,101	8,341	8,786	9,006
介護予防訪問看護	延人数(人)	206	184	132	156	156	156
	延回数(回)	1,723	1,290	896	934	941	948

※平成30年度、令和元年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
訪問リハビリテーション	要介護1～5	要支援者・要介護者で居宅での日常生活行為を向上させる訓練を必要とする方が、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等によるリハビリテーションを居宅において受けられるサービスです。
介護予防訪問リハビリテーション	要支援1・2	

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
訪問リハビリテーション	延人数(人)	177	194	228	252	264	264
	延回数(回)	1,760	2,035	3,155	3,697	3,882	3,882
介護予防訪問リハビリテーション	延人数(人)	20	48	48	96	120	132
	延回数(回)	158	373	389	432	497	563

※平成30年度、令和元年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
居宅療養管理指導	要介護1～5	要支援者・要介護者が居宅において、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等から療養上の管理及び指導が受けられるサービスです。
介護予防居宅療養管理指導	要支援1・2	

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
居宅療養管理指導	延人数 (人)	1,590	1,831	2,208	2,496	2,616	2,652
介護予防居宅療養管理指導	延人数 (人)	135	189	168	180	192	192

※平成30年度、令和元年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(6) 通所介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
通所介護	要介護1～5	要介護者が通所介護施設において、入浴・排泄・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです（デイサービスともいいます）。

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
通所介護	延人数 (人)	3,349	3,722	3,768	3,804	3,972	4,044
	延回数 (回)	30,965	34,459	36,348	37,004	38,750	39,216

※平成30年度、令和元年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
通所リハビリテーション	要介護1～5	要支援者・要介護者が介護老人保健施設や病院等において、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るため、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを受けられるサービスです（デイケアともいいます）。
介護予防通所リハビリテーション	要支援1・2	

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
通所リハビリテーション	延人数(人)	2,161	2,379	2,280	2,472	2,604	2,628
	延回数(回)	17,603	19,407	18,450	19,910	21,169	21,371
介護予防通所リハビリテーション	延回数(回)	612	709	780	900	960	1,008

※平成30年度、令和元年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
短期入所生活介護	要介護1～5	要支援者・要介護者が介護老人福祉施設や老人短期入所施設等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
介護予防短期入所生活介護	要支援1・2	

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
短期入所生活介護	延人数(人)	2,484	2,532	2,856	3,000	3,264	3,480
	延日数(日)	46,429	48,760	51,115	52,444	57,149	61,718
介護予防短期入所生活介護	延人数(人)	45	47	72	84	96	108
	延日数(日)	245	214	234	247	283	310

※平成30年度、令和元年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
短期入所療養介護	要介護1～5	要支援者・要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、その他の必要な医療と日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
介護予防短期入所療養介護	要支援1・2	

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
短期入所療養介護	延人数(人)	170	233	180	204	204	240
	延日数(日)	1,222	1,516	1,482	1,655	1,655	1,940
介護予防短期入所療養介護	延人数(人)	3	1	0	0	0	0
	延日数(日)	7	10	0	0	0	0

※平成30年度、令和元年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
特定施設入居者生活介護	要介護1～5	有料老人ホームやケアハウス等の特定の施設（要届出）に入居する要支援者・要介護者が、入浴・排泄・食事等の介護や、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
介護予防特定施設入居者生活介護	要支援1・2	

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
特定施設入居者生活介護	延人数 (人)	396	389	456	492	504	516
介護予防特定施設入居者生活介護	延人数 (人)	15	52	60	72	72	72

※平成30年度、令和元年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
福祉用具貸与	要介護1～5	要支援者・要介護者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための歩行器や歩行補助つえ等の介護予防に資する福祉用具を貸与するサービスです。
介護予防福祉用具貸与	要支援1・2	

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
福祉用具貸与	延人数 (人)	6,067	6,942	7,668	8,364	9,060	9,312
介護予防福祉用具貸与	延人数 (人)	1,450	1,540	1,596	1,752	1,896	1,968

※平成30年度、令和元年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(12) 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
特定福祉用具購入費	要介護 1～5	要支援者・要介護者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のための用具の購入に関し、申請に基づいて福祉用具購入費を支給するサービスです。（支給限度基準額：年間 10 万円）
特定介護予防福祉用具購入費	要支援 1・2	

第 7 期計画期間における実績と第 8 期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第 7 期計画期間における実績と第 8 期計画期間における見込み■

サービス	単位	第 7 期実績			第 8 期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
特定福祉用具購入費	延人数 (人)	147	140	132	144	144	144
特定介護予防福祉用具購入費	延人数 (人)	30	41	60	60	72	72

※平成 30 年度、令和元年度は 3 月末時点。令和 2 年度は見込み。

(13) 住宅改修・介護予防住宅改修

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
住宅改修	要介護1～5	要支援者・要介護者の居宅における日常生活の自立のため、手すりの取付けや床等の段差解消の工事等に関し、申請に基づいて住宅改修費を支給するサービスです。（支給限度基準額：20万円）
介護予防住宅改修	要支援1・2	

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
住宅改修	延人数 (人)	126	106	132	180	192	204
介護予防住宅改修	延人数 (人)	58	56	72	84	84	84

※平成30年度、令和元年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
居宅介護支援	要介護1～5	在宅の要介護者が介護サービス等を適切に利用できるよう、居宅介護支援事業者が、要介護者の依頼を受けて利用計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス等の提供が十分に行われるよう事業者との連絡調整等を行うサービスです。
介護予防支援	要支援1・2	在宅の要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、地域包括支援センターの職員が要支援者の依頼を受けて利用計画（ケアプラン）を作成し、サービス等の提供が十分に行われるよう事業者との連絡調整等を行うサービスです。

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
居宅介護支援	延人数 (人)	11,302	12,339	12,936	14,088	15,168	15,588
介護予防支援	延人数 (人)	1,988	2,123	2,292	2,484	2,700	2,844

※平成30年度、令和元年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

2 介護施設サービス量の見込み

(1) 介護施設サービスの概要

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	要介護3～5※	常時介護が必要で居宅での生活が困難な要介護者が入所し、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。
介護老人保健施設	要介護1～5	医療施設等での治療を終えて状態が安定している要介護者が入所し、医師や看護師、介護福祉士等から在宅生活を送るための看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。
介護療養型医療施設	要介護1～5	緊急を要する治療を終え、長期の療養を必要とする要介護者が入所し、医師や看護師等から看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。
介護医療院	要介護1～5	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供する施設です。

※原則は要介護3～5の方が対象ですが、在宅での日常生活が困難である等、やむを得ない事情がある場合には、要介護1、2の方でも入所することができます。

(2) サービス量の見込み

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
介護老人福祉施設	延人数 (人)	2,235	2,117	2,148	2,184	2,220	2,256
介護老人保健施設	延人数 (人)	1,892	1,821	1,860	1,908	1,932	1,956
介護療養型医療施設	延人数 (人)	55	64	36	24	24	24
介護医療院	延人数 (人)	0	0	0	12	12	12

※平成30年度、令和元年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

■介護老人福祉施設の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
①	長浦地区	サニーヒル	袖ヶ浦市久保田 857-9	92 人
②	昭和地区	袖ヶ浦菜の花苑	袖ヶ浦市神納 4181-20	73 人
③	平岡地区	袖ヶ浦瑞穂	袖ヶ浦市野里 1452-4	50 人
④	長浦地区	蔵波	袖ヶ浦市蔵波 3037-1	80 人
合計				295 人

※令和2年4月1日現在

■介護老人保健施設の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
1	長浦地区	カトレアンホーム	袖ヶ浦市蔵波 2713-1	90 人
2	昭和地区	メディケアーやまゆり	袖ヶ浦市奈良輪 730	100 人
合計				190 人

※令和2年4月1日現在

3 地域密着型サービス量の見込み

(1) 地域密着型サービスの概要

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	要介護1～5	要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を受けられるサービスです。
認知症対応型通所介護	要介護1～5	認知症の要支援・要介護者が通所介護施設等に通い、入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
介護予防認知症対応型通所介護	要支援1・2	
小規模多機能型居宅介護	要介護1～5	要支援・要介護者が通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問、泊まりのサービスを組み合わせ多機能なサービスを受けられます。
介護予防小規模多機能型 居宅介護	要支援1・2	
認知症対応型共同生活介護	要介護1～5	認知症の要支援・要介護者が、身近な施設（グループホーム）において少人数（9名まで）で共同生活を送りながら、家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
介護予防認知症対応型 共同生活介護	要支援2	
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	要介護3～5	居宅での介護が困難な要介護者が入所し、入浴・排泄・食事等の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話が受けられる介護施設サービスです。 入所定員が29名以下の小規模な特別養護老人ホームで、入所者が能力に応じて自立した日常生活を送ることを目指します。
看護小規模多機能型居宅介護	要介護1～5	施設への通所を中心として、宿泊サービスや自宅での訪問介護と訪問看護を組み合わせた、看護と介護を一体化したサービスです。
地域密着型通所介護	要介護1～5	18名以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴等の介護が受けられるサービスです。

(2) サービス量の見込み

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	延人数 (人)	11	11	36	360	480	600
認知症対応型通所介護	延人数 (人)	50	69	72	108	108	108
介護予防認知症対応型通所介護	延人数 (人)	15	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	延人数 (人)	86	95	120	216	216	216
介護予防小規模多機能型居宅介護	延人数 (人)	12	22	36	48	48	48
認知症対応型共同生活介護	延人数 (人)	411	410	396	420	456	708
介護予防認知症対応型共同生活介護	延人数 (人)	3	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	延人数 (人)	967	1,017	996	1,008	1,008	1,356
看護小規模多機能型居宅介護	延人数 (人)	0	0	0	312	348	348
地域密着型通所介護	延人数 (人)	2,569	2,877	2,988	3,072	3,192	3,240

※平成30年度、令和元年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地
1	長浦地区	社会福祉法人永和会 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事務所	袖ヶ浦市蔵波 3037-1
2	昭和・根形地区	24時間対応型ベストケア訪問介護	袖ヶ浦市神納 1-19-3 グローバル・ヴィレッジ 10号

※令和2年4月1日現在

第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出

■認知症対応型共同生活介護の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
①	昭和・根形地区	ならわの家	袖ヶ浦市奈良輪 718-1	18 人
②	平岡・中川・富岡地区	グループホーム憩	袖ヶ浦市横田 1708-1	9 人
③	平岡・中川・富岡地区	グループホーム憩 新棟	袖ヶ浦市横田 1709-3	9 人
※令和2年4月1日現在				合計 36 人

■認知症対応型通所介護の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
①	平岡・中川・富岡地区	グループホーム憩 新棟	袖ヶ浦市横田 1709-3	3 人
※令和2年4月1日現在				合計 3 人

■地域密着型介護老人福祉施設の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
1	昭和・根形地区	和心苑	袖ヶ浦市神納 2840-1	29 人
2	平岡・中川・富岡地区	みどりの丘	袖ヶ浦市下泉 1424-3	29 人
3	平岡・中川・富岡地区	みどりの樹	袖ヶ浦市下泉 1426	29 人
※令和2年4月1日現在				合計 87 人

■小規模多機能型居宅介護の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
①	平岡・中川・富岡地区	縁側よいしょ	袖ヶ浦市大鳥居 562	18 人
※令和2年4月1日現在				合計 18 人

■看護小規模多機能型居宅介護の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
1	長浦地区	(仮称) セントケア袖ヶ浦	袖ヶ浦市蔵波台 3-10-2	29 人
※令和2年度中に整備				合計 29 人

■地域密着型通所介護の整備状況■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
1	長浦地区	ケアエナジー 通所介護センター	袖ヶ浦市久保田 2379-3	10 人
2	長浦地区	通所介護のんき	袖ヶ浦市代宿 303	10 人
3	長浦地区	デイサービスセンター すずらん	袖ヶ浦市蔵波 2589	10 人
4	長浦地区	デイサービスホームルーム	袖ヶ浦市代宿 88-5	14 人
5	長浦地区	デイサービス陽気ぐらし	袖ヶ浦市久保田 1872-5	10 人
6	昭和・根形地区	ADL サポートひだまり	袖ヶ浦市奈良輪 265-1	10 人
7	昭和・根形地区	ちいたの福王台	袖ヶ浦市坂戸市場 66-1	15 人
8	昭和・根形地区	通所介護ベストケア	袖ヶ浦市大曽根 1183-1	10 人
9	平岡・中川・富岡地区	デイサービスみどりの丘	袖ヶ浦市下泉 1424-3	10 人
10	平岡・中川・富岡地区	ちいたの平川	袖ヶ浦市百目木 157-1	14 人
11	平岡・中川・富岡地区	縁側よいしょ	袖ヶ浦市大鳥居 562	10 人
12	平岡・中川・富岡地区	デイサービスみどりの風 そでがうら	袖ヶ浦市下泉 1425	15 人
13	平岡・中川・富岡地区	百笑	袖ヶ浦市高谷 1365	10 人
※令和2年4月1日現在				合計 148 人

4 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の状況

市内の有料老人ホーム³、サービス付き高齢者向け住宅⁴は以下のとおりです。

■市内の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅■

番号	圏域	施設名称	所在地	定員数
1	長浦地区	よりそい蔵波館 <サ>	袖ヶ浦市蔵波 2609-17	15 人
2	昭和・根形地区	笑顔の家彩輝 <有>	袖ヶ浦市大曽根 2-1	14 人
3	昭和・根形地区	シェアハウス彩輝 <有>	袖ヶ浦市奈良輪 1053-1	24 人
4	昭和・根形地区	ハビネス彩輝 <サ>	袖ヶ浦市大曽根 1183-1	15 人
5	平岡・中川・富岡地区	ちいたの平川 <有>	袖ヶ浦市百目木 157-1	4 人
※令和2年4月1日現在				合計 72 人

(注)「<有>」は有料老人ホームを示す。

(注)「<サ>」はサービス付き高齢者向け住宅を示す。

(注)市内の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅ともに居住系サービスを利用可能。

³ 有料老人ホームとは、老人福祉法を根拠として設置される高齢者が暮らしやすいように配慮された住まいのこと。食事、介護、家事、健康管理のうち、1つ以上のサービスが提供される。

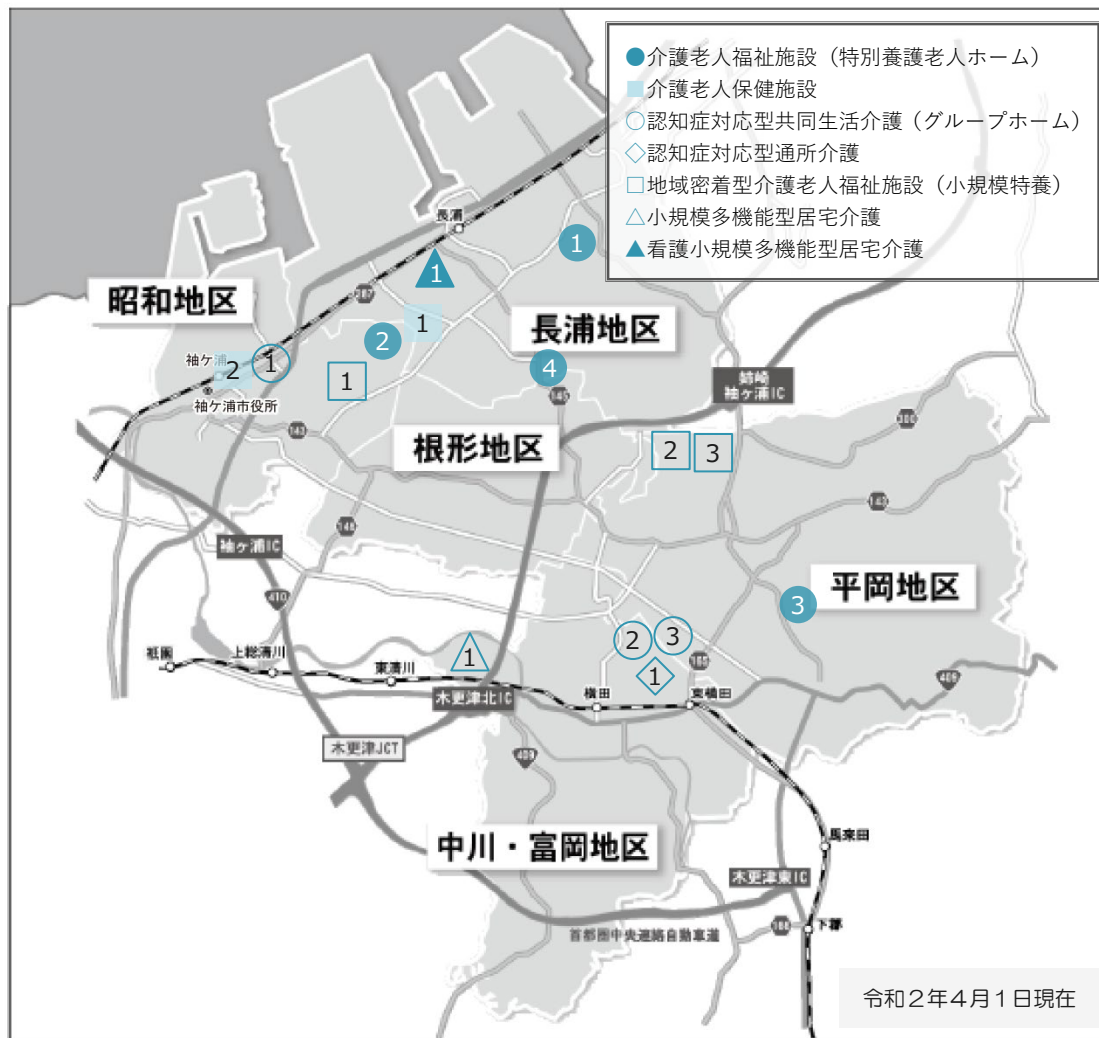
⁴ サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者住まい法の基準によって登録されるバリアフリー対応の賃貸住宅で状況把握と生活相談サービスが必須のサービス。主に民間事業者が運営する。

5 介護施設サービス・地域密着型サービスの整備計画

(1) 現在の整備状況

令和2年4月1日現在における市内の介護施設サービス及び地域密着型サービスの整備状況は以下のとおりです。

■袖ヶ浦市の施設サービス及び地域密着型サービスの現状■



(注) 地域密着型通所介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護は除外されています。

※看護小規模多機能型居宅介護は、令和2年度中に整備

■施設一覧■

施設区分	番号	圏域	施設名称
介護老人福祉施設	①	長浦地区	サニーヒル
	②	昭和地区	袖ヶ浦菜の花苑
	③	平岡地区	袖ヶ浦瑞穂
	④	長浦地区	蔵波
介護老人保健施設	①	長浦地区	カトレアンホーム
	②	昭和地区	メディケアーやまゆり
認知症対応型共同生活介護	①	昭和・根形地区	ならわの家
	②	平岡・中川・富岡地区	グループホーム憩
	③	平岡・中川・富岡地区	グループホーム憩 新棟
認知症対応型通所介護	①	平岡・中川・富岡地区	グループホーム憩 新棟
地域密着型介護老人福祉施設	①	昭和・根形地区	和心苑
	②	平岡・中川・富岡地区	みどりの丘
	③	平岡・中川・富岡地区	みどりの樹
小規模多機能型居宅介護	①	平岡・中川・富岡地区	縁側よいしょ
看護小規模多機能型居宅介護	①	長浦地区	(仮称) セントケア袖ヶ浦

(2) 介護施設サービス

介護施設サービスの整備計画については、第7期計画期間において特別養護老人ホームが開設しており、第8期計画期間における整備は予定しておりません。

■介護施設サービスの整備計画■

項目	令和2年度末 現在	第8期整備計画		
		R3	R4	R5
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	4施設 定員 295人	—	—	—
介護老人保健施設	2施設 定員 190人	—	—	—
介護療養型医療施設	0施設	—	—	—
介護医療院	0施設	—	—	—

(3) 地域密着型サービス

第8期計画期間における地域密着型サービスの整備計画は、認知症対応型共同生活介護1か所、また地域密着型介護老人福祉施設1か所の開設を行うとともに、第9期計画期間内の開設に向けて地域密着型介護老人福祉施設1か所の開設準備を進めます。

■地域密着型サービスの整備計画■

項目	令和2年度末 現在	第8期整備計画		
		R3	R4	R5
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2事業所	—	—	—
(介護予防) 認知症対応型通所介護	1事業所 定員 3人	—	—	—
(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護	1事業所 定員 18人	—	—	—
看護小規模多機能型居宅介護	1施設※ 定員 29人	—	—	—
(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護	3施設 定員 36人	—	—	1施設 定員 18人
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	3施設 定員 87人	—	—	1施設 定員 29人

※令和2年度中に整備

第3節 介護保険事業費の見込み

1 介護サービス給付費（見込額）

介護サービス給付費は以下のように見込みます。

■介護サービス給付費の見込み■

単位：千円

サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. 居宅サービス	1,485,434	1,584,505	1,643,251
訪問介護	226,514	239,626	242,941
訪問入浴介護	31,593	33,921	36,699
訪問看護	38,828	40,992	41,912
訪問リハビリテーション	11,575	12,157	12,157
居宅療養管理指導	26,658	27,949	28,357
通所介護	300,145	315,774	318,675
通所リハビリテーション	170,539	182,366	183,704
短期入所生活介護	427,419	466,635	504,461
短期入所療養介護（老健）	17,612	17,622	20,586
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
福祉用具貸与	115,528	124,882	127,549
特定福祉用具購入費	4,843	4,843	4,843
住宅改修費	16,406	17,410	18,530
特定施設入居者生活介護	97,774	100,328	102,837
2. 地域密着型サービス	852,801	911,182	1,104,326
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	66,809	89,129	111,411
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	264,145	279,682	286,883
認知症対応型通所介護	7,396	7,443	7,419
小規模多機能型居宅介護	44,396	44,420	44,420
認知症対応型共同生活介護	110,414	120,093	187,156
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	286,956	287,115	383,737
看護小規模多機能型居宅介護	72,685	83,300	83,300
3. 介護保険施設サービス	1,115,824	1,130,952	1,147,624
介護老人福祉施設	560,388	568,583	577,858
介護老人保健施設	546,802	553,730	561,127
介護医療院	4,021	4,023	4,023
介護療養型医療施設	4,613	4,616	4,616
4. 居宅介護支援	216,156	233,077	239,195
介護サービスの総給付費	3,670,215	3,859,716	4,134,396

2 介護予防サービス給付費（見込額）

介護予防サービス給付費は以下のように見込みます。

■介護予防サービス給付費の見込み■

単位：千円

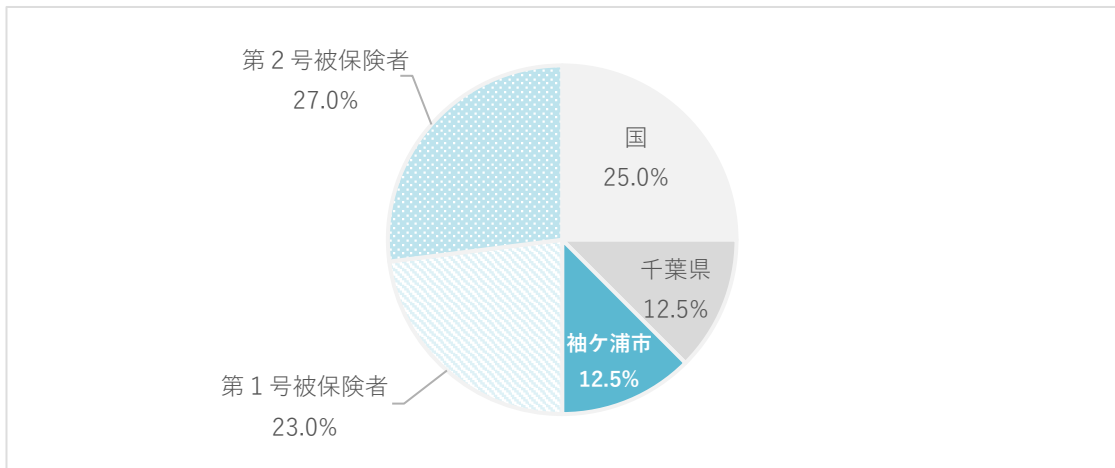
サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. 介護予防サービス	62,972	66,563	69,111
介護予防訪問入浴介護	1,213	1,214	1,214
介護予防訪問看護	3,784	3,813	3,839
介護予防訪問リハビリテーション	1,335	1,536	1,740
介護予防居宅療養管理指導	1,748	1,857	1,857
介護予防通所リハビリテーション	29,573	31,547	33,254
介護予防短期入所生活介護	1,800	2,036	2,255
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	9,415	10,207	10,599
特定介護予防福祉用具購入費	1,465	1,711	1,711
介護予防住宅改修	8,046	8,046	8,046
介護予防特定施設入居者生活介護	4,593	4,596	4,596
2. 地域密着型介護予防サービス	2,790	2,791	2,791
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,790	2,791	2,791
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
3. 介護予防支援	11,488	12,494	13,161
介護予防サービスの総給付費	77,250	81,848	85,063

第4節 保険料の算出

1 保険給付費の負担割合

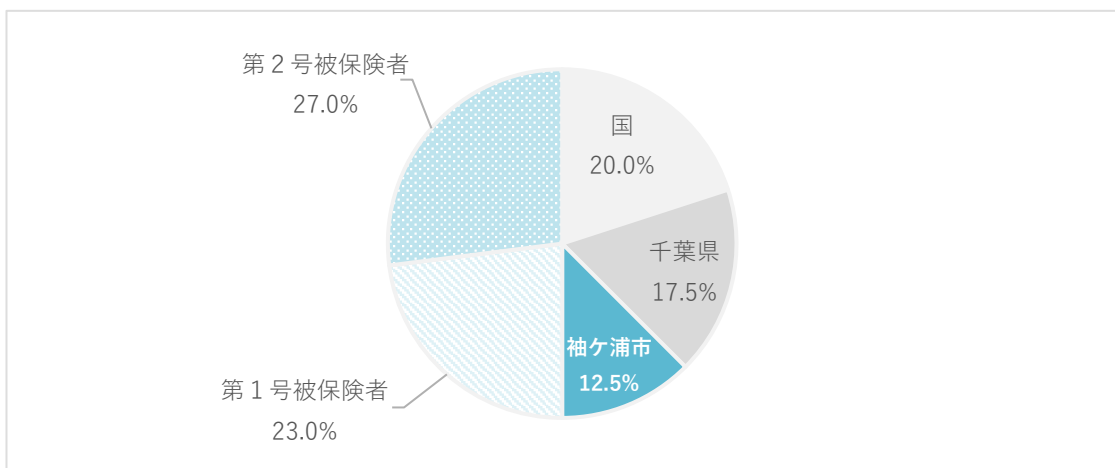
介護保険給付費の負担割合は、50%を公費、50%を被保険者の保険料とすることと定められています。また、被保険者の負担分については、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の見込み数の割合に応じて、3年ごとに負担割合の見直しが行われます。第7期計画以降、第1号被保険者負担割合は23.0%に、第2号被保険者負担割合は27.0%となっています。

■保険給付費の負担割合（施設等給付費を除く）■



※国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化。

■保険給付費の負担割合（施設等給付費）■

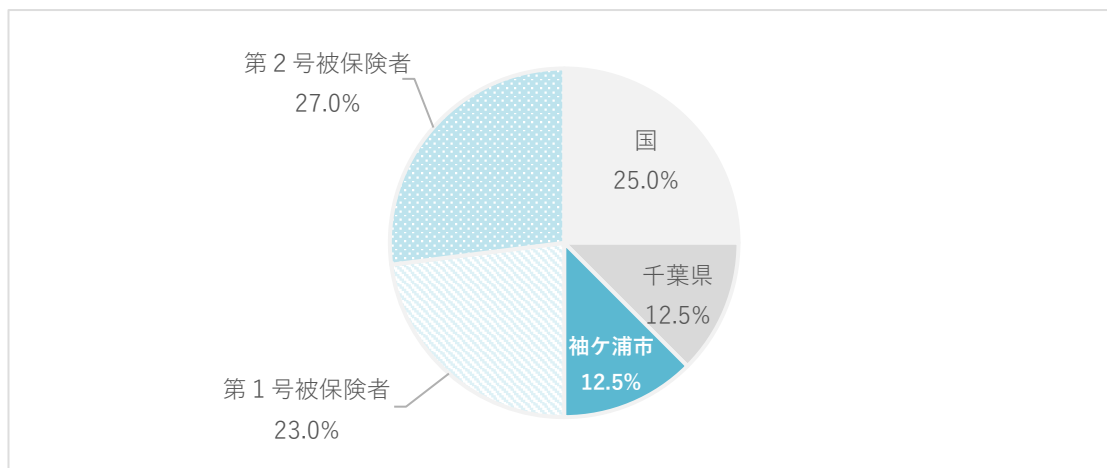


※国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化。

2 地域支援事業費の負担割合

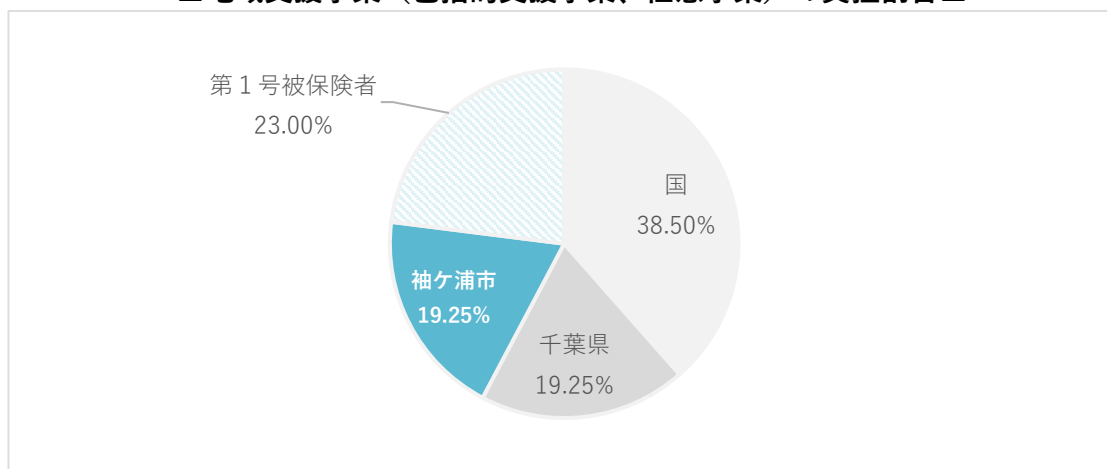
地域支援事業の財源は、保険給付費と同様に、介護保険料と公費で構成されます。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3事業の負担割合は、次のとおりです。

■地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の負担割合■



※国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化。

■地域支援事業（包括的支援事業、任意事業）の負担割合■



3 保険給付費等の見込額

標準給付費見込額は以下のとおりです。

■標準給付費見込額■

単位：円

区分	合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
標準給付費	12,716,732,114	4,010,424,558	4,205,889,523	4,500,418,033
総給付費 (介護サービスの総給付費+ 介護予防サービスの総給付費)	11,908,488,000	3,747,465,000	3,941,564,000	4,219,459,000
特定入所者介護サービス費等 給付額	426,617,441	145,009,381	137,851,803	143,756,257
高額介護サービス費等給付 額	334,614,030	102,991,262	110,824,291	120,798,477
高額医療合算介護サービス 費等給付額	37,863,343	12,137,965	12,605,529	13,119,849
算定対象審査支払手数料	9,149,300	2,820,950	3,043,900	3,284,450

地域支援事業は、地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取り組み、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築することを目的とする事業です。要支援・要介護状態となる前からの介護予防を推進し、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、各市町村がそれぞれの地域特性に応じてサービスを展開しています。

地域支援事業費見込額は以下のとおりです。

■地域支援事業費見込額■

単位：円

区分	合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域支援事業費	761,735,363	226,700,000	261,354,335	273,681,028
介護予防・日常生活支援 総合事業費	345,897,364	108,753,000	117,704,140	119,440,224
包括的支援事業（地域包括 支援センターの運営）及び 任意事業費	267,608,884	83,843,000	92,243,468	91,522,416
包括的支援事業 （社会保障充実分）	148,229,115	34,104,000	51,406,727	62,718,388

（注）地域支援事業費については、充当される収入相当額及び対象外経費を除いています。

4 基準額に対する介護保険料の設定等

第8期計画期間内における介護保険料の段階設定は14段階とし、各段階を次のとおり設定します。

■介護保険料の段階設定及び基準額に対する保険料率■

段階	保険料率	対象者
第1段階	基準額×0.28	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給している方 ・市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が80万円以下の方 （低所得者の軽減強化のため保険料率を0.48から0.28へ引き下げています。）
第2段階	基準額×0.48	・市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が80万円超120万円以下の方 （低所得者の軽減強化のため保険料率を0.73から0.48へ引き下げています。）
第3段階	基準額×0.70	・市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が120万円を超える方 （低所得者の軽減強化のため保険料率を0.75から0.70へ引き下げています。）
第4段階	基準額×0.90	・市民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が80万円以下の方
第5段階	基準額×1.00	・市民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が80万円を超える方
第6段階	基準額×1.19	・市民税本人課税者 （前年の合計所得金額120万円未満）
第7段階	基準額×1.29	・市民税本人課税者 （前年の合計所得金額120万円以上210万円未満）
第8段階	基準額×1.50	・市民税本人課税者 （前年の合計所得金額210万円以上320万円未満）
第9段階	基準額×1.70	・市民税本人課税者 （前年の合計所得金額320万円以上400万円未満）
第10段階	基準額×1.75	・市民税本人課税者 （前年の合計所得金額400万円以上500万円未満）
第11段階	基準額×1.80	・市民税本人課税者 （前年の合計所得金額500万円以上600万円未満）
第12段階	基準額×1.85	・市民税本人課税者 （前年の合計所得金額600万円以上800万円未満）
第13段階	基準額×1.90	・市民税本人課税者 （前年の合計所得金額800万円以上1,000万円未満）
第14段階	基準額×2.00	・市民税本人課税者 （前年の合計所得金額1,000万円以上）

※合計所得金額：「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」、短期・長期譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額です。なお、令和3（2021）年4月から給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額については、計算した金額から10万円を控除した額となります。

5 所得段階別被保険者数（第1号被保険者数）の推計

第1号被保険者の所得段階別被保険者数は、次のとおり推計します。

■所得段階別被保険者数（第1号被保険者数）の推計■

単位：人

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	割合
第1段階被保険者数	2,347	2,371	2,394	7,112	13.5%
第2段階被保険者数	981	991	1,001	2,973	5.6%
第3段階被保険者数	824	832	840	2,496	4.7%
第4段階被保険者数	2,740	2,767	2,795	8,302	15.7%
第5段階被保険者数	2,528	2,553	2,579	7,660	14.5%
第6段階被保険者数	2,806	2,835	2,861	8,502	16.1%
第7段階被保険者数	2,628	2,654	2,681	7,963	15.1%
第8段階被保険者数	1,409	1,424	1,438	4,271	8.1%
第9段階被保険者数	463	468	472	1,403	2.7%
第10段階被保険者数	271	274	277	822	1.6%
第11段階被保険者数	122	123	124	369	0.7%
第12段階被保険者数	122	123	124	369	0.7%
第13段階被保険者数	61	62	63	186	0.4%
第14段階被保険者数	135	136	137	408	0.8%
合計	17,437	17,613	17,786	52,836	100.0%
所得段階別加入割合 補正後被保険者数	18,390	18,576	18,758	55,724	

（注）「所得段階別加入割合補正後被保険者数」とは、第1号被保険者総数の見込数に対し基準額を納める第1号被保険者数に換算した数です。

（注）人数と割合について、端数処理の関係で完全には一致しません。

（注）各段階割合については、令和2年度の所得段階割合から推計したものです。

6 介護保険料基準額（月額）の算定方法

第8期介護保険料基準額（月額）の算定方法は下記のとおりです。

まず、標準給付費見込額〔A〕と地域支援事業費見込額〔B〕の合計に第1号被保険者負担割合（23.0％）を乗じて第1号被保険者負担分相当額〔F〕を求めます。

次に、本来の交付割合による調整交付金相当額と実際に交付が見込まれる調整交付見込額の差〔G－H〕、県の財政安定化基金〔I〕を加算後、介護給付費準備基金取崩額〔J〕を差し引き、保険料収入必要額〔K〕を算定します。

この保険料収入必要額〔K〕を予定保険料収納率〔L〕と第1号被保険者数（所得段階別加入割合補正後）〔E〕で割り、予定保険料見込額（年額）〔M〕を算定し、さらに、月数（12か月）で割ったものが第1号被保険者の基準額（月額）〔N〕となります。

■介護保険基準額（月額）の算定■

単位：円

項目	算出式	金額
標準給付費見込額〔A〕		12,716,732,114
地域支援事業費見込額〔B〕		761,735,363
介護予防・日常生活支援総合事業費〔C〕		345,897,364
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費〔D〕		267,608,884
包括的支援事業費（社会保障充実分）〔D'〕		148,229,115
第1号被保険者数（所得段階別加入割合補正後）〔E〕		55,724
第1号被保険者負担分相当額〔F〕	$= (A + B) \times \text{第1号被保険者負担割合 (23.0\%)} $	3,100,047,520
調整交付金相当額〔G〕	$= (A + C) \times \text{調整交付金交付割合の全国平均 (5.0\%)} $	653,131,474
調整交付金見込額〔H〕		14,203,000
財政安定化基金（拠出金見込額＋償還金）〔I〕		0
介護給付費準備基金取崩額等〔J〕		321,000,000
保険料収入必要額〔K〕	$= F + (G - H) + I - J $	3,417,975,994
予定保険料収納率〔L〕		98.30%
予定保険料見込額（年額）（端数調整あり）〔M〕	$= K \div L \div E $	62,400
予定保険料見込額（月額）〔N〕	$= M \div 12 \text{ か月} $	5,200

7 所得段階別介護保険料

以上の条件を踏まえて算出した所得段階別介護保険料は、次のとおりです。

■所得段階別保険料額■

所得段階	保険料額（月額）	保険料額（年額）
第1段階	1,456 円	17,472 円
第2段階	2,496 円	29,952 円
第3段階	3,640 円	43,680 円
第4段階	4,680 円	56,160 円
第5段階	5,200 円	62,400 円
第6段階	6,188 円	74,256 円
第7段階	6,708 円	80,496 円
第8段階	7,800 円	93,600 円
第9段階	8,840 円	106,080 円
第10段階	9,100 円	109,200 円
第11段階	9,360 円	112,320 円
第12段階	9,620 円	115,440 円
第13段階	9,880 円	118,560 円
第14段階	10,400 円	124,800 円

8 低所得者の支援策

(1) 保険料率の段階区分

介護保険料は、被保険者及びその世帯の住民税課税状況に応じて、14段階に設定しています。

(2) 介護保険料の減免

災害等の特別な事情により、一時的に介護保険料の負担能力の低下が認められるような場合は、介護保険料の減免あるいは徴収を一時猶予されます。

(3) 介護保険負担限度額の認定

市民税非課税世帯等の低所得者（利用者負担が第1・第2・第3段階）に該当する方は、介護保険施設、短期入所サービス及び地域密着型介護老人福祉施設の利用における食費・居住費（滞在費）等の負担について限度額が設定され、限度額を超える分は特定入所者介護（予防）サービス費として補足給付されます。

(4) 高額介護（予防）サービス費の支給

自己負担が、一定の上限額を超えた時は、超えた分を高額介護（予防）サービス費として支給されます。

また、所得によってその上限が減額され、負担が重くなりすぎないように仕組みになっています（ただし、居住費・食費・日常生活費等は含まれません）。

(5) 高額医療合算介護（予防）サービス費の支給

介護保険と医療保険の1年間の自己負担額の合計が、限度額を超えた時は、超えた分を高額医療合算介護（予防）サービス費として支給されます。

(6) 社会福祉法人等による利用者負担軽減

社会福祉法人が運営している特別養護老人ホーム等のサービスについて、法人が特に生計維持することが困難な低所得者に対して利用者負担を軽減した場合に、市がその費用の一部を公費で補う制度です。

9 中長期的な推計

団塊の世代が75歳を迎える令和7（2025）年度は、急激に後期高齢者が増えることに伴い要介護認定者及び保険給付費も増大すると見込まれます。令和7（2025）年度について以下のとおり推計されます。

また、令和22（2040）年度には団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢者人口のピークを迎え、高齢者人口が19,624人、要介護（要支援）認定者数は4,593人を見込んでいます。

■令和7（2025）年度における推計■

項目	令和7（2025）年度
高齢者人口 （第1号被保険者数）	18,136 人
要介護（要支援）認定者数 （第2号被保険者も含む）	3,133 人
介護給付費 （標準給付費）	4,987,225,760 円
地域支援事業費	290,345,866 円
介護保険料基準額（月額）	6,503 円

第6章 計画の推進

第1節 サービスの円滑な提供を図るための方策

1 介護給付実施体制の強化

介護保険制度の適正な運営とサービスの質の向上を図ることは、介護や支援を必要とする高齢者やその家族から強く求められています。このため、介護サービスを取り巻く環境の整備を進めるとともに、介護保険制度の普及や利用者保護の充実等、介護保険制度の維持・発展のための取組を進めます。

さらに、保健・福祉サービスの円滑な提供を図るため、関係機関との連携を強化し、相互の情報共有を進め、常にサービスの向上と改善を進めていきます。

(1) 介護保険制度の普及・情報提供

介護保険制度の開始以来、介護保険サービスの認知度は向上していますが、引き続き「広報そでがうら」やホームページへの掲載、パンフレットの作成・配布、介護サービス事業者が行う研修の支援等により介護保険制度の普及を図り、市民への制度理解を進め、市民サービスの向上に努めます。

(2) サービスに関する相談体制の強化

市は保険者として、また利用者の最も身近な相談窓口として、相談や苦情に対して、適切かつ迅速な対応を行います。

また、地域包括支援センターにおいて、ケアプランや事業者との利用に関する相談に応じる等、総合相談体制を強化していきます。

(3) サービスの質の向上

介護支援専門員等に対して研修を実施するほか、サービス内容等の改善が必要な介護サービス事業者に対して適切な指導に努めていきます。

あわせて、介護相談員が、サービス利用者宅や特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の介護サービス提供施設を定期的に訪問し、サービスの質の向上を図ります。

2 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムの深化・推進のため、その役割の中核を担う地域包括支援センターの体制強化を図ります。

また、認知症施策及び生活支援・介護予防活動の充実、在宅医療・介護連携の推進、地域ケア会議の推進などによる地域のネットワークづくりや市民への啓発を行います。

第2節 介護給付の適正化

高齢者が増加していく中で、介護保険制度を持続させていくためには、利用者に適切なサービスを提供し、介護給付費や介護保険料の抑制に努めることが求められています。介護給付を必要とする人を適切に認定した上で、受給者が必要とするサービスを事業者が適正に提供するように、介護給付の適正化を推進します。

1 要支援・要介護認定の適正化

認定調査に従事する認定調査員を対象とする研修を実施するほか、調査結果の検証を行う等、適切な認定調査の実施に向けた取組を行います。

また、千葉県と連携して、介護認定審査会委員の認定審査に関する知識の習得・向上のための取組を実施し、介護認定審査会の公正性及び公平性の向上を図ります。

2 ケアプランの点検

ケアプラン（サービス利用計画）について、利用者の自立支援に資するプランとなっているか等に着目しながら点検を行い、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

3 住宅改修等の点検

住宅改修に関する利用者の状態等の確認とその自宅の実態調査、福祉用具に関する利用者における必要性の確認等を行います。

4 縦覧点検・医療情報との突合

介護報酬の請求内容について、利用日数や加算の算定回数などの確認、医療情報との突合による整合性の確認等を行います。

5 介護給付費通知

サービス利用者に対してサービスに要した費用等を記載した通知書を送付し、適正なサービス利用を呼びかけます。

第3節 計画の達成状況の点検と評価

1 計画の達成状況の点検

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。

基本施策（第4章）に掲げる各事業は、庁内関係部署に各年度の事業の実績・進捗状況の報告を求め、その結果を基に、課題の整理や改善への取組を行い、PDCA サイクルによる効率的な施策の進行管理に努めます。



2 計画の達成状況の評価

介護保険法では、高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するためには、市町村が地域課題を分析し、地域の実情に即して、取組に関する目標を計画に記載するとともに、目標に対する実績評価を行うことが定められていることから、袖ヶ浦市での取組結果を評価するための項目及び目標値を下記のとおり設定しました。

なお、この評価を袖ヶ浦市介護保険運営協議会へ報告し、事業計画及び事業の円滑な運営を推進していきます。

■介護保険法第117条（抜粋）■

第一百七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（省略）

三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項

四 前号に掲げる事項の目標に関する事項

（省略）

7 市町村は、第二項第三号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。

8 市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。

■自立支援、介護予防・重度化防止、介護給付費等の適正化■

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
① 要介護認定率	14.0%	16.3%
② 袖ヶ浦いきいき百歳体操 参加者数	1,270 人	1,639 人
③ 地域包括支援センターの体制 強化（支援センター数）	1 か所	3 か所
④ ケアプラン点検を実施した 市内事業所の割合	100.0%	100.0%

3 袖ヶ浦市介護保険運営協議会

計画策定後も同協議会を適宜開催し様々な立場の委員からの幅広い意見を基に、計画の達成状況や給付実績等のモニタリングを行い、事業計画及び事業の円滑な運営を推進していきます。

■袖ヶ浦市介護保険運営協議会とは■

「介護保険事業計画」や介護保険事業の運営上重要な事項について審議するため、学識経験者、市民代表、サービス提供者等から構成される「袖ヶ浦市介護保険運営協議会」を、市長の附属機関として条例で設置しています。

なお、「袖ヶ浦市介護保険運営協議会」は、地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会を兼ねています。

第7章 袖ヶ浦市成年後見制度利用促進基本計画

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

現在、少子高齢化や核家族化の進行、単身世帯の増加、プライバシー意識の高まりなどによる地域住民のつながりが希薄化するとともに、地域が抱える問題は多様化・複雑化しています。そのような中で、高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、様々な取組がなされています。

一方で、高齢者や障がいのある人は、親族が亡くなるなど身寄りを失うことで、社会的孤立状態に陥りやすいことから、誰もがその人らしい暮らしを続けていくことを可能とするための権利擁護を必要とする人は増加傾向にあります。

認知症、知的障がい、その他の精神上の障がい等により、財産の管理や日常生活に支障がある人たちを社会全体で支え合うことは、喫緊の課題であり、これに対応するための制度として成年後見制度が整備されていますが、支援を必要とする人の利用に十分つながっていない状況です。

このような中、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「利用促進法」という。）を平成28年4月に公布し、同年5月に施行しました。利用促進法では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしており、平成29年3月には「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）を閣議決定しています。また、利用促進法第14条第1項には、「市町村の講ずる措置」として、「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定める」ことが努力義務とされています。

こうした国の動向等を踏まえ、本市においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に推進するため、本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、利用促進法第14条第1項における市町村計画として位置づけられるものであり、「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」の策定に合わせて策定します。今後も地域福祉計画・障がい者福祉基本計画等の関連する各計画間で調和を図りながら改定を重ねる予定です。

3 計画の期間

本計画は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とします。

4 成年後見制度について

認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る支援者である後見人・保佐人・補助人（以下、「後見人等」という。）を家庭裁判所が選任し対象者を法律的に支援する制度です。選任された後見人等が預貯金等の管理や介護サービス等の利用契約を行うことにより、対象者の財産や生活を守ることができます。

■成年後見制度の種類■

成年後見制度は、大きく分けて2つ、法定後見制度と任意後見制度があります。

◆法定後見制度

本人の判断能力に応じて、後見・保佐・補助の3つの類型から家庭裁判所によって選ばれた後見人等が本人を支援するものです。

◆任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、判断能力が低下した場合に代わってしてもらいたいことを契約で定めておく制度で、本人の判断能力が低下した際に親族や任意後見人等が申立を行い任意後見監督人が選任されることで契約の効力が生じます。

■後見、補佐、補助の違い■

	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力がほとんどない人	判断能力が著しく十分でない人	判断能力が十分でない人
支援する人	後見人	保佐人	補助人
申立ができる人	本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長等		
代理権	財産に関するすべての法律行為 (本人の同意は不要)	本人の同意を得た上で家庭裁判所が定める特定の法律行為	
同意権・取消権	日常生活に関する行為 (日用品の買い物等) 以外の行為	法律上定められた重要な行為 (相続の承認・住宅の改築等)	本人の同意を得た上で家庭裁判所が定めた特定の法律行為

代理権：後見人等が本人に代わって契約等の法律行為を行える権限。

同意権：本人が契約等の法律行為を行う場合には後見人等の同意が必要であるという権限。

取消権：後見人等の同意がないまま本人が法律行為等を行った場合にその法律行為を取り消せる権限。

第2節 成年後見制度利用に関する現状と課題

1 成年後見制度の利用状況

(1) 成年後見関係事件申立件数

成年後見関係事件申立件数については、法定後見開始件数は増加傾向となっています。

■成年後見関係事件申立件数の推移■

単位：件

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
法定後見	後見開始	17	22	23	11
	保佐開始	3	2	4	2
	補助開始	2	0	1	0
任意後見（監督人選任）		0	0	0	1
計		22	24	28	14

資料：木更津家庭裁判所

（注）申立者本人の住所が袖ヶ浦市であるものに限る。

（注）令和 2 年度は 4 月から 9 月末までの実績。

(2) 成年後見制度利用者数

成年後見制度利用者数については、法定後見のうち、後見の利用者数が保佐、補助の利用者に比べて非常に多くなっています。成年後見、任意後見を合わせた利用者数は年々増加傾向となっています。

■成年後見制度利用者数の推移■

単位：件

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
法定後見	後見	218	240	264	275
	保佐	25	27	31	33
	補助	4	4	5	5
任意後見		0	0	0	1
計		247	271	300	314

資料：木更津家庭裁判所

（注）被後見人等本人の住所が袖ヶ浦市であるものに限る。

（注）令和 2 年度は 9 月末までの実績。

(3) 成年後見制度等に関する相談件数

成年後見制度等に関する相談件数は、成年後見制度について増加傾向となっています。

■成年後見制度等に関する相談件数の推移■

単位：件

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
成年後見制度	20	40	33	24
日常生活自立支援事業	3	4	4	4

資料：高齢者支援課、社会福祉協議会

(注) 令和 2 年度は 4 月から 9 月末までの実績。

(4) 市長申立件数

市長申立件数については、後見について概ね年間 5 件以上の実績で推移しています。

■市長申立件数の推移■

単位：件

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	障がい者	高齢者	障がい者	高齢者	障がい者	高齢者	障がい者	高齢者
後見	0	5	2	7	1	5	1	4
保佐	0	0	0	0	0	1	0	0
補助	0	0	0	0	0	1	0	0
計	0	5	2	7	1	7	1	4

資料：高齢者支援課、障がい者支援課

(注) 令和 2 年度は 4 月から 9 月末までの実績。

(5) 費用助成件数

費用助成件数については、件数は少ないものの一定の実績が続いています。

■費用助成件数の推移■

単位：件

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	障がい者	高齢者	障がい者	高齢者	障がい者	高齢者	障がい者	高齢者
申立費用	0	3	0	1	2	2	0	1
後見等報酬	2	3	2	4	0	0	2	1

資料：高齢者支援課、障がい者支援課

(注) 令和 2 年度は 4 月から 9 月末までの実績。

2 成年後見制度に関する袖ヶ浦市の取組

(1) 成年後見制度の普及啓発（高齢者支援課）

市のホームページやチラシを活用し、成年後見制度や市の助成制度、また日常生活自立支援事業についての周知に取り組んでいます。また、専門職や民生委員を対象とした研修を実施しています。

(2) 市長申立の実施（高齢者支援課、障がい者支援課）

判断能力が十分でなく、制度の利用が必要で申立を行う親族がいない場合などに、市長による後見等開始審判請求を行っています⁵。

(3) 制度利用費用助成（高齢者支援課、障がい者支援課）

申立費用や後見人等に対する報酬費用について、必要に応じて要綱に基づき費用助成を行っています⁶。

(4) 法人後見（社会福祉協議会）

制度利用の受け皿の拡充のため、後見人等を受任する法人後見事業を令和2年度から実施しています。法人として後見業務にあたることで、長期間の業務の継続、信頼性の確保、福祉的ニーズの高いケースへの対応が可能となっています⁷。

(5) 日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）

事業の利用に必要な契約の内容を説明すれば理解できる人に対して、福祉サービスの利用に関する援助、財産管理、財産保全等を実施しています。事業の利用を継続する中で判断能力の低下がみられた場合は、市と協力し法定後見につないでいます⁸。

⁵ 143 ページ「具体的な取組 ①」を参照。

⁶ 143 ページ「具体的な取組 ②」を参照。

⁷ 143 ページ「具体的な取組 ⑤」を参照。

⁸ 143 ページ「具体的な取組 ⑥」を参照。

3 関係機関アンケート結果

本計画の策定に向け、成年後見制度の利用促進のために必要と思われる施策等を把握する基礎資料とするため、介護サービス事業所・相談支援事業所・医療機関・金融機関を対象としたアンケートを実施しました。

調査の実施概要は以下に示すとおりです。

■調査の実施概要■

項目	内容
調査対象	市内に居住する高齢者が利用する介護サービス事業所・相談支援事業所・医療機関・金融機関
配布数	185 票
有効回収数 (有効回答率)	120 票 (64.9%)
抽出方法	有意抽出
調査方法	郵送法
調査時期	令和元年 10 月

この調査では、以下に示す結果が得られました。

■調査結果の要約■

- 業務の中で、成年後見制度の利用が必要と思われるが利用していない人をどれくらい把握しているかたずねたところ、把握している人数の合計は約200人となっています。
- 成年後見制度利用促進に関しての意見をたずねる設問(自由回答)では、「制度の周知」「制度利用のための支援」「相談窓口の充実」を求める意見が複数ありました。

■主な回答（自由意見）■

- 制度が幅広く知られるよう研修等の開催をしてほしい。
- 相談しやすい環境とその周知、またどのようなことを相談できるかを紹介してほしい。
- 成年後見を利用しようと考えた時に相談先が多数あるがわかりにくい。社会福祉協議会などの身近な場所で安心して相談でき、利用までのサポートを一貫して行える場所があるとよいと思う。
- 申請手続きや後見人になると可能になる取引などのパンフレットはよく見ますが、後見人になった後どういった義務が、どのくらいの頻度で発生するのかも一緒に周知できるとその後の不安が解消できるのではないかと。

4 成年後見制度の利用促進における課題

本市の現状を踏まえ、成年後見制度の利用促進を進めるための課題としては、以下の点が挙げられます。

- 制度自体の難しさなどから、市民にとって身近なものではなく、また認知度も高くない制度であると考えられます。どのような場合に制度が役に立つのかなどを広く浸透させるため、制度自体の周知啓発を進めることが必要です。
- 認知症の症状のある方や障がいのある方が増加していくことに伴い、成年後見制度の利用が必要な方の増加も見込まれています。
- 高齢化の進展により、成年後見制度の利用には至らないものの、判断能力に不安があり日常の金銭管理等に支援が必要な方も増加すると見込まれています。
- 障がいのある子どもを持つ多くの親が、親亡き後を心配していることや障がいのある人を見守る家族等の高齢化も進んでいることから、財産管理等の支援が必要な障がいのある人が増加することが見込まれています。
- 必要なサービスを利用し、適切に権利を行使できるような仕組みづくりが求められています。

第3節 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「基本計画」において、成年後見制度の利用の促進は①「誰もが個人としての尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される。」、②「意思決定の支援が適切に行われ、自発的意思が尊重される。」、③「財産の管理のみならず、身上の保護が適切に行われる。」の3つを踏まえて行うこととされています。

本市では、この考えに基づき、以下を本計画の基本理念として設定します。

■基本理念■

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人が
成年後見制度を円滑に利用して地域で安心して暮らし続けることができる
仕組みづくりを目指します。

第4節 計画における取組

1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

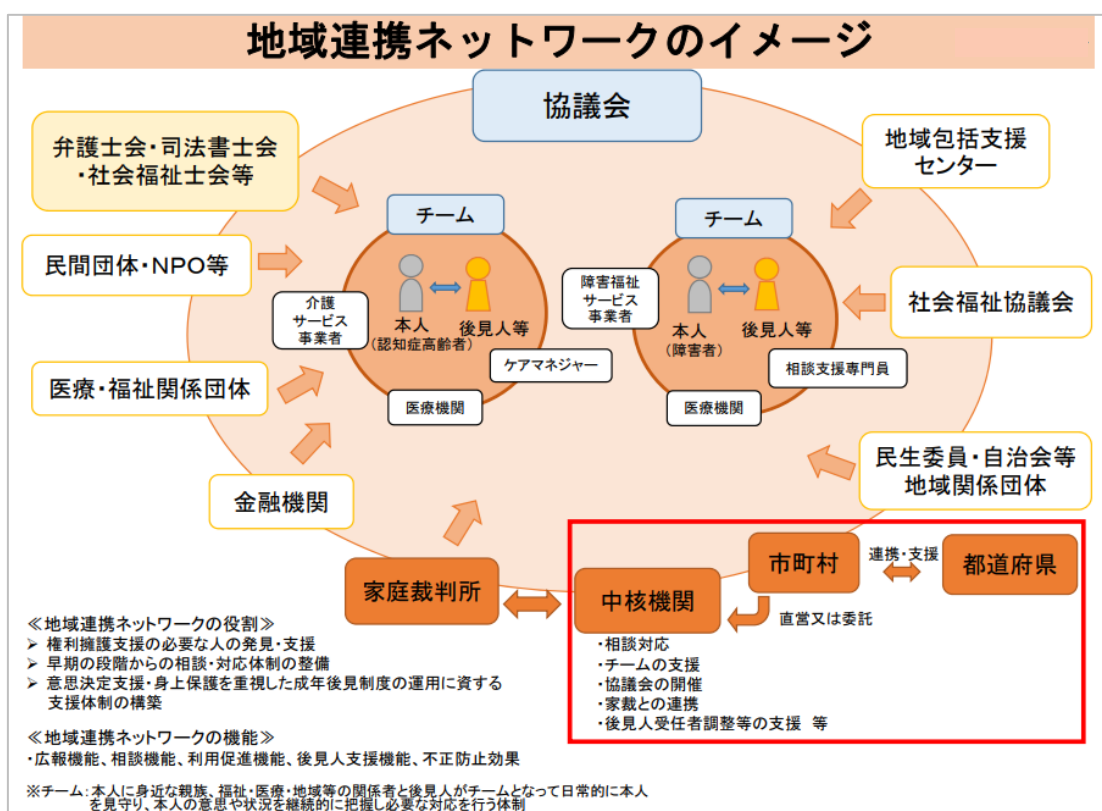
成年後見制度の利用促進においては、権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の構築が重要とされています。「ネットワーク」は、成年後見制度の利用が必要な人が適切に制度を利用するための地域連携の仕組みで、権利擁護支援が必要な人とその支援者でつくる個別の「チーム」と、「チーム」の支援や権利擁護のための地域づくりの検討を行う「協議会」からなります。「基本計画」では、「ネットワーク」は次の3つの役割を担うとされています。

■ネットワークが担う3つの役割■

- ① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ② 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ③ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

そして、「ネットワーク」のコーディネートを担うのが「中核機関」です。「中核機関」と「ネットワーク」は（ア）広報機能、（イ）相談機能、（ウ）成年後見制度利用促進機能、（エ）後見人支援機能を働かせることにより、3つの役割を遂行します。

■地域連携ネットワークのイメージ■



資料：厚生労働省「第1回 成年後見制度利用促進会議」参考資料

■具体的な取組■

No.	事業名	内容	担当課
①	市長申立の実施	後見制度の利用が必要で申立を行う親族がいない人について、市長による後見等開始審判請求を実施します。	障がい者支援課 高齢者支援課
②	費用助成の実施	申立人が市長または親族等を問わず、必要の人に申立費用や後見人等報酬費用の助成を行います。	障がい者支援課 高齢者支援課
③	中核機関の設置の検討	本人の意向を尊重した柔軟な対応やチームによる支援を行う後見支援センターの設置を含む地域連携ネットワークのコーディネートを担当中核機関について設置の検討を行います。	地域福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 社会福祉協議会
④	協議会の設置の検討	医療・福祉・介護・法律等の専門職により、権利擁護が必要なケースや後見人等に対する支援、また権利擁護に関する地域の課題等について検討する協議会の設置について検討します。	地域福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 社会福祉協議会
⑤	法人後見事業	高齢や知的障がい、精神障がいなどにより意思決定が困難な人の判断能力を補うため、社会福祉協議会が法人として成年後見人等となり、財産管理、身上監護を行います。	社会福祉協議会
⑥	日常生活自立支援事業	障がいのある人や高齢者で、サービスの利用に必要な契約の内容を説明すれば理解できる人に対し、福祉サービス利用に関する援助、金融機関からの現金の引き出し等の財産管理サービス、重要な書類の預かり等の財産保全サービスを行います。 事業の利用を継続する中で判断能力の低下がみられた場合は、市と協力し法定後見の利用につなぎます。	社会福祉協議会

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

事業名	取組項目	単位	現状値 (R1)	R3	R4	R5
市長申立の実施	利用人数	人	10	26	31	37
法人後見事業	新規受任件数	件	－	3	3	3
日常生活自立支援事業	新規利用契約者数	人	－	4	4	4

第5節 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、袖ヶ浦市が主体となり、袖ヶ浦市社会福祉協議会や後見実施機関等の関係各機関と連携して推進します。

■計画の推進体制■

- (1) 社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会
- (2) 後見実施機関（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、社会福祉法人、NPO 法人等）
- (3) 医療・介護・福祉・法律関係者

2 計画の点検と評価

本計画の推進状況については、令和5（2023）年度において、地域における制度利用の状況や取組の進捗状況を踏まえ、毎年の進捗状況を関連各課等で点検し、課題の整理や改善への取組を行います。その結果を基に、PDCA サイクルでより効率的、かつ効果的な施策の推進を目指していきます。



資料編

資料 1 計画策定の経過

年	月日	内容
平成 31 年 ／令和元年	4 月～12 月	在宅介護実態調査アンケート
	9 月	事業者調査アンケート
	12 月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査アンケート 介護保険・高齢者福祉に関する調査アンケート
令和 2 年	6 月 (書面開催)	第 1 回高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会 ・策定スケジュールの検討
	6 月 23 日	第 1 回袖ヶ浦市介護保険運営協議会 ・策定スケジュールの検討
	8 月 11 日	第 2 回高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会 ・計画（骨子案）の検討 ・分野別施策事業（案）の検討
	9 月 23 日	第 2 回袖ヶ浦市介護保険運営協議会 ・計画の検討 ・基本目標設定について
	10 月 21 日	第 3 回高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会 ・計画（素案）の検討
	11 月 5 日	第 3 回袖ヶ浦市介護保険運営協議会 ・計画案の検討
	11 月 25 日	政策調整会議 ・第 8 期計画（案）について
	12 月 2 日	政策会議 ・第 8 期計画（案）について
	12 月 18 日	議会全員協議会 ・第 8 期計画（案）について
	12 月 21 日～ 1 月 20 日	第 8 期計画（案）パブリックコメントの実施 ・提出者及び意見数 0 人、0 件
令和 3 年	1 月 25 日	第 4 回袖ヶ浦市介護保険運営協議会 ・第 8 期計画（案）に係るパブリックコメント手続きの 実施結果報告 ・第 8 期計画（案）について【介護保険料関係】
	1 月 26 日	政策調整会議 ・第 8 期計画（案）に係るパブリックコメント手続きの 実施結果報告 ・第 8 期計画（案）について【介護保険料関係】
	2 月 3 日	政策会議 ・第 8 期計画（案）に係るパブリックコメント手続きの 実施結果報告 ・第 8 期計画（案）について【介護保険料関係】
	2 月 10 日	議会全員協議会 ・第 8 期計画（案）について【介護保険料関係】

資料 2 介護保険運営協議会設置条項

○袖ヶ浦市介護保険条例（抄）

第 4 章

介護保険運営協議会

（設置）

第 10 条の 2 市が行う介護保険事業の円滑かつ適正な運営に資するため、袖ヶ浦市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 10 条の 3 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- （1）介護保険事業の運営に関する事項
- （2）介護保険事業計画に関する事項
- （3）地域包括支援センターの設置及び運営等に関する事項
- （4）地域密着型サービスの指定等に関する事項
- （5）その他介護保険事業の円滑かつ適正な運営のために必要な事項

（委員の定数等）

第 10 条の 4 協議会の委員の定数は、15 人以内とする。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- （1）被保険者
- （2）学識経験者
- （3）保健医療関係者
- （4）福祉関係者
- （5）介護サービス事業者
- （6）費用負担関係者

（規則への委任）

第 10 条の 5 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

資料3 袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、袖ヶ浦市介護保険条例（平成12年条例第2号）第10条の5の規定に基づき、袖ヶ浦市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 協議会は、必要に応じ、専門事項に関する調査研究をするため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員のうちから会長が指名するもの若干名をもって組織する。

(守秘義務)

第6条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第11号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第9号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

資料4 袖ヶ浦市介護保険運営協議会委員名簿

区分	氏名	所属・役職等	備考
被保険者	大岩 みさ子	袖ヶ浦市シニアクラブ連合会 理事	
被保険者	三木 善久	袖ヶ浦市自治連絡協議会 野添区長	
被保険者	山本 美津子	第1号被保険者（市民公募）	
被保険者	大海 高子	第2号被保険者（市民公募）	
学識経験者	神川 律子	（前）袖ヶ浦市介護相談員	
保健医療関係者	渡邊 彰浩	わたなべ皮フ科形成外科クリニック 院長	
保健医療関係者	山中 太郎	長浦マリン歯科 院長	
福祉関係者	中村 隆	民生委員児童委員協議会委員	
福祉関係者	小泉 政洋	袖ヶ浦市社会福祉協議会 常務理事	会長
介護サービス 事業者	菅野 美穂	社会福祉法人慈協会 特別養護老人ホーム サニーヒル 生活相談員	
介護サービス 事業者	佐藤 博文	社会福祉法人さつき会 介護老人保健施設カトリアンホーム 入所・在宅療養支援部長	
介護サービス 事業者	石川 尚子	社会福祉法人みどりの風 特別養護老人ホーム みどりの樹 施設長	
介護サービス 事業者	天野 恵子	株式会社ケイ・ティ・サービス 袖ヶ浦ムツミ居宅支援センター 管理者	
介護サービス 事業者	宮口 拓	社会福祉法人かずさ萬燈会 ちいたの平川 管理者	
費用負担関係者	立川 久雄	袖ヶ浦市商工会 事務局長	副会長

（令和3年3月現在）

資料5 袖ヶ浦市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 袖ヶ浦市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者の保健福祉等に関する施策を総合的に推進するため、袖ヶ浦市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事業計画策定に係る検討及び調整に関すること。
- (2) 事業計画の進行管理及び評価に関すること。
- (3) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、福祉部長をもって充て、副委員長は、地域福祉課長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、推進委員会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 第3条第3項に定める委員が会議を欠席する場合、委員長は当該委員の申出により代理人の出席を認めることができる。

3 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、福祉部介護保険課及び高齢者支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に必要な事項は、推進委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

企画課長	危機管理課長	保険年金課長	市民活動支援課長
健康推進課長	保育課	商工観光課長	都市整備課長
消防本部総務課長	消防本部予防課長	市民会館長	体育振興課長
社会福祉協議会事務局長			

資料6 用語の解説

あ行

○一般介護予防事業

要支援者等も参加できる住民運営の通いの場の充実等、すべての高齢者が介護予防に取り組みやすい環境づくりを進めるための事業。介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業等。

か行

○介護医療院

増加が見込まれる慢性的な医療的・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、平成30年度から創設された介護保険施設。

○介護支援専門員

要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身状態に応じた適切なサービスを利用できるよう、各種サービス事業を行う者等との連絡調整を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むに必要な援助に関する専門的知識・技術を有する者として、介護支援専門員証の交付を受けた者（ケアマネジャーという）。

○介護相談員

介護サービスの提供の場を訪問し、サービス利用者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う人。サービス事業所等への介護相談員派遣等事業を行う市町村に登録されている。利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所にお

ける介護サービスの質的な向上を図り、苦情に至る事態を未然に防止する。

○介護付き有料老人ホーム

特定施設入居者生活介護（または地域密着型特定施設入居者生活介護）の指定を受けている有料老人ホーム。介護保険サービスとして有料老人ホームのサービスが受けられる。

○介護予防・生活支援サービス事業

市町村が主体となって実施する地域支援事業の1つ。要支援者等に対し、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等を行う。

○介護予防・日常生活支援総合事業

市町村の判断で利用者の状態・意向を踏まえ、介護予防、生活支援（配食・見守り等）、社会参加も含めて総合的で多様なサービスを提供する事業。

○機能訓練

疾病や負傷等により心身の機能が低下している人に対し、その維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる訓練のこと。訓練の内容としては、歩行、起き上がり等の基本動作の訓練、レクリエーション等（社会的機能訓練）がある。

○共生型サービス

障害福祉サービス事業所等であれば介護保険事業所としての指定を受けやすくする特例を設けることにより、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくし、障がい者が高齢者になった場合になじみの事業所を利用し続けられるようにする仕組み。

○居宅介護支援事業所

ケアマネジャー（介護支援専門員）が常駐し、要介護者や家族の依頼を受けて、要介護者の心身の状況、環境、希望等を考慮してケアプラン（居宅サービス計画）の作成やその他の介護に関する相談を行う。

○ケアプラン

要介護認定者等が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者等を定めた計画。

○ケアマネジメント

介護保険制度において、個々人の多様な要求に対応し、各種サービスを調整して適切で効果的なサービスを提供すること。ケアマネジメントの従事者をケアマネジャー（介護支援専門員）と呼ぶ。

○健康寿命

日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。

○言語聴覚士

音声障害・失語症などの言語障害、聴覚障害のある人の検査・指導・訓練などを担当する専門職。

○高額介護サービス費

要介護者が居宅サービスと施設サービスに対して支払った自己負担額が、一定の限度額を超えた時に、超えた分が介護保険から払い戻される。ただし、この自己負担額には日常生活費や施設における食費、居住費は含まれない。

○高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。

○高齢者虐待

高齢者の心身に傷を負わせる人権侵害の行為を意味する。殴る蹴るなどの身体的虐待、ののしる、無視するなどの心理的虐待、食事を与えないなどの介護や世話の放棄・放任、財産を勝手に使うなどの経済的虐待、性的虐待がある。

さ行

○サービス付き高齢者向け住宅

国土交通省・厚生労働省が所管する「高齢者の居住の安定確保に関する法律（いわゆる「高齢者住まい法」）」にて位置づけられた高齢者向けの住宅。バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して生活を支援するサービスを提供する高齢者向けの民間賃貸住宅。

○シニアクラブ

地域の高齢者が交流を深め、有意義な生活を送るために自主的に組織した団体でボランティア、スポーツ、趣味などのクラブ活動を通じて、生きがいや健康づくりを行う。

○住所地特例

住所地以外の市区町村に所在する介護保険施設等に入所等をした場合、住所を移す前の市区町村が引き続き保険者となる特例措置。

○住宅型有料老人ホーム

特定施設入居者生活介護等の指定を受けていない有料老人ホーム。介護保険サービスが必要な時は、訪問介護など外部の介護保険サービスを利用する。

○シルバー人材センター

「生きがい就労」の理念により、「高齢者雇用安定法（高齢者等の雇用の安定等

に関する法律)」を根拠法とし、知事の許可を受け、市町村区域ごとに設立された公益社団法人。臨時的かつ短期的な就労の機会の提供や就労に必要な知識・技術の講習などを行うことを目的としている。

○生活機能

歩行、食事、排泄、入浴及び着脱衣などの日常生活を独力で営む能力のこと。

○生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的に、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

○生活習慣病

長年の食事、運動、飲酒、喫煙等の生活習慣の積み重ねで起因する病気の総称。高脂血症、高血圧、糖尿病、心臓病、骨粗鬆症などが挙げられる。

○成年後見制度

民法に規定されている制度で、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力の不十分な方が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為について自己決定を行う際に一定の支援を必要とする場合に、その人らしく暮らしていくことができるよう保護し支援する制度。

○成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画。市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関

する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

た行

○第1号被保険者

市町村の住民のうち65歳以上の者。第1号被保険者の保険料は、市町村ごとに定める所得段階別の保険料を年金天引き等により納付する。日常生活において介護を要する要介護状態、日常生活において支障のある要支援状態になった時は、市町村の認定を経て介護保険のサービスが受けられる。

○第2号被保険者

市町村の住民のうち40歳以上65歳未満の医療保険加入者。第2号被保険者の保険料は、各医療保険者が医療保険料として徴収して一括して納付する。医療保険加入者は、次の医療保険各法による被保険者、被扶養者となる（健康保険法／船員保険法／国民健康保険法／国家公務員共済組合法／地方公務員等共済組合法／私立学校教職員共済法）。

なお、第2号被保険者のうち特定疾病のため要介護状態・要支援状態となった者については、市町村の認定を経て介護保険のサービスが受けられる。

○団塊の世代

第二次大戦後、第一次ベビーブームの昭和22（1947）年～昭和24（1949）年に生まれた世代（この世代を中心に幅を持たせた言い方もされることがある）。

なお、「団塊ジュニア世代」とは、昭和46（1971）年から昭和49（1974）年までに生まれた世代を指す。「第二次ベビーブーム世代」ともいう。

○地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

○地域ケア会議

医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実や高齢者に対する支援とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議。

○地域支援事業

介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市区町村が行う事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」からなる。

○地域包括ケアシステム

高齢者が重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が、一体的に受けられる支援体制のこと。団塊の世代が75歳を超える令和7（2025）年を目途に、構築が進められる。

○地域包括支援センター

地域における高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた機関。主な業務は、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケ

アマネジメント支援業務、指定介護予防支援（要支援者に対する介護予防支援）などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置されている。

○地域密着型サービス

平成18（2006）年4月の介護保険制度の改正により新たに創設されたサービス体系。要介護者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、身近な市町村で提供されるサービス。小規模多機能型居宅介護などがあり、原則当該市町村に居住する市民が利用可能。

○調整交付金

国が市町村に交付する資金で、介護給付と予防給付に要する費用の100分の5。その額は、①要介護等発現率の高い後期高齢者の加入割合の相違、②第1号被保険者の負担能力の相違、③災害時の保険料減免等の特殊な場合などを考慮して政令で定められる。

○特定健康診査

40歳以上75歳未満の人に対してメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の早期発見を目的として医療保険者が行う健康診査。

○特定保健指導

特定健康診査によりメタボリックシンドローム、あるいはその予備群であることが判明した人に対して、医師・保健師・管理栄養士等が実践的なアドバイスを行う保健指導をいう。

な行

○日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分したものの。

○任意事業

市区町村が地域の実情に応じて独自に実施する事業のこと。介護する家族を支援する事業や認知症高齢者の見守り事業などが挙げられる。

○認知症地域支援推進員

地域の実情に応じて、医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の方やその家族を支援する相談業務等を行う者で、国が定める研修を受講した者。

○認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を自分のできる範囲で温かく見守り支えていくボランティア。「認知症サポーター養成講座」を受講した人を「認知症サポーター」と称する。

は行

○バリアフリー

障がい者や高齢者などが、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がいや、精神的な障壁を取り除くための施策、または具体的に障がいを取り除いた事物及び状態を指す。

○福祉避難所

災害に伴い応急的に保護する者のうち、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児など一般的な避難所では生活に支障を来すため、避難所において何らかの特別な配慮ができるように設置する施設。

○包括的支援事業

地域支援事業のうち、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進などの事業。

ま行

○民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高齢者・障害者福祉等福祉全般）についての相談を受ける人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じている。

や行

○有料老人ホーム

高齢者を入居させ、「入浴、排泄または食事の介護」「食事の提供」「洗濯、掃除等の家事」「健康管理」のいずれか1つ以上を提供する老人福祉法に位置づけられた施設。

○要介護者

- ①要介護状態にある65歳以上の者、及び
- ②要介護状態にある40歳以上65歳未満の者で、その原因である身体または精神上の障がい、特定疾病によって生じたものである者。

○要介護認定

どの程度の介護を必要としているかを判定し、要支援1・2、要介護1～5の7段階

にカテゴリ分けしたもの。訪問調査の結果をコンピュータで判断する一次判定と、主治医の意見書を加えて医療や福祉の専門家が判断する二次判定の結果によって決定される。

○養護者

高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者。

○養護老人ホーム

老人福祉法に基づく老人福祉施設の1つ。常時介護の必要はないが、環境上及び経済的な理由などから居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の高齢者を養護するための施設。

○要支援者

①要支援状態にある65歳以上の者、及び
②要支援状態にある40歳以上65歳未満の者で、その原因である身体または精神上的の障がいがあり、特定疾病によって生じたものである者。

**袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画
(袖ヶ浦市成年後見制度利用促進基本計画)**

発行	令和3年3月
企画・編集	袖ヶ浦市福祉部介護保険課・高齢者支援課 〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1
TEL	0438-62-3158 (介護保険課) 0438-62-3219 (高齢者支援課)
FAX	0438-62-3165
URL	https://www.city.sodegaura.lg.jp



袖ヶ浦市